

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>補助事業者(各自治体)は補助金等の交付申請にあたって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条に基づき各省各庁の長に申請書を提出することと規定されており、実績報告書については同法第14条に基づき各省各庁の長に報告することと規定されているところ。</p> <p>申請書等の具体的な様式について当省においては交付要綱で定めており、この中で大臣の個人名を記載する様式が存在するところであるが、法令では大臣個人名を記載することを求めているわけではないこと、また、修正作業等の各自治体における事務の負担を考慮し、交付要綱において定めている大臣個人名を記載する様式については、令和3年度予算の執行にかかる交付要綱から個人名を記載しない様式に改正することとする。</p> <p>改正内容:交付要綱で定めている大臣個人名を記載する様式について、宛名を「厚生労働大臣 ○○○○殿」→「厚生労働大臣殿」に改正</p>	<p>様式の改正に取り組んでいただくことは、自治体における事務の負担軽減につながるものと考えます。今後、さらに、大臣等の個人名を記載する他の法令等に規定される様式についても全般的に見直されることを望みます。</p>		
<p>災害対策基本法(以下「災対法」という。)において、市町村は、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有することが定められている。(災対法第5条)。なお、ここでいう「災害」には、崖崩れを含むことが示されている(災対法第2条)。</p> <p>また、同法上、都道府県は、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有することが規定されており(災対法第4条)、このことから、当該区域内における崖崩れ対策においても、その危険性や対策の必要性を把握し、区域における総合調整のもと、市町村の取組支援を含めてその推進を図る責務を有しているものと解される。</p> <p>以上のことから、市町村が住民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で施行する崖崩れ対策のための取組について、その実施にかかる支援を行うのは都道府県の責務に含まれるものと考えられる。</p> <p>本件、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業は、市町村が行う崖崩れ対策のための工事を財政面から補助しようとする都道府県に対し、国がその一部(市町村の事業費の1/2)を補助するものであり、上記の観点からこれを国による直接補助とすることは、災対法上適当ではないと考える。</p>	<p>都道府県が災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の実施にかかる支援を行わない場合に、市町村が、当該事業を実施できないことにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することができず、民生の安定を図ることができないことは、災害対策基本法(以下、災対法という。)及び本補助制度の趣旨に反し、不適當ではないか。</p> <p>また、災対法第3条において、国は、地方公共団体等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行い、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならないと規定されている。したがって、国は、本支障事例に挙げるように県と市町村の災害対策に対する見解の不一致が発生している場合、県と市町村の対策を調整し、市町村が住民の安全を確保するための手段を整える必要があるのではないかと考えます。</p> <p>以上を踏まえ、国による直接補助の仕組みを整備することを前向きに検討いただきたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
118	志布志市	国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化	「国民年金等事務費交付金の算定事務簡略化」交付金算定項目の「協力・連携に係る経費」の「算定額」積算において、「相談件数」が必要となるが、毎月年金機構に報告している「可搬型照会装置」の処理件数や年金事務所が作成している「国民年金事業状況統計表」の処理件数等によるものにするなど、算定事務の簡略化を求める。	相談件数の把握について、根拠を提示できる書類の添付を求められており、相談を記録する事務が大きな負担となっている。具体的には、九州厚生局からは「相談件数は交付金に反映しますので、『正の字』でいいので、記録を付けてください。」と説明があるが、交付金申請時に根拠となる資料の作成が求められており、実態としては、日々の処理事務を「来訪相談」、「電話相談」、「文書相談」に分けた上で、「法定事務」、「協力・連携事務」に区分し、記録する必要がある。その記録を作成するため、本庁・支所のそれぞれの担当者に毎日30分程度の事務が生じている。(3庁舎×0.5時間×244日=366時間の事務負担)なお、その記録は、交付金申請でしか使用しないものである。	交付金算定事務の効率化が図られる。	厚生労働省	ひたちなか市、新座市、川崎市、福井市、上田市、佐久市、浜松市、春日井市、豊田市、京都市、加古川市、高松市、宇和島市、久留米市、香川県、熊本市、竹田市、宮崎市	<p>○当市においても、5区役所、7総合出張所及び1分室の計13ヶ所にわたる窓口にて、国民年金の相談受付を実施している中、統一的な「相談記録様式」が示されていないことから、相談件数の把握について、大変に苦慮している。相談件数ではなく、受付進捗件数や可搬型窓口装置の使用件数等に基づく、交付金算定の簡素化及び効率化を求める。</p> <p>○集計方法については、各係員が各自で日毎の集計をしており、その集計したものを月単位で整理し、集計している。法定受託事務が、協力連携に計上するかは各係員が集計をとるため、時間を要する状況である。</p> <p>○当区においても、交付金の交付額に反映される日々の「相談件数」の把握に苦慮している。毎日「来訪相談」、「電話相談」等があるたびにカウンター(件数記録器)でカウントし、業務後に集計している。まれに業務多忙により相談件数の把握を失念してしまうこともあり、実際の「相談件数」よりも少なく把握されることが多い。日々の「相談件数」を都度自治体で勘定させるよりも、日本年金機構や管轄年金事務所が把握する当該自治体管内の統計情報をもとに機械的に算定した交付額を交付したほうがより効率的であると考えられる。</p> <p>○協力・連携に係る経費の算定にあたっては、当市においても、日々、電話や窓口1件ずつ「正」の字で記録している。しかしながら、1件対応する毎に、その内容を法定受託事務と協力・連携事務に分けて件数を記録することは大変煩雑であり、負担となっている。</p> <p>○当市においても国民年金事務費交付金請求事務を行うに当たり、提案団体が示す支障事例(協力連携事務の記録作業)が同様に発生しており、事務負担を招いている。当市でしか把握できないもの以外は、年金事務所等の統計を利用していただきたい。</p> <p>○市町村では、被保険者(住民)への説明責任が強求められる中、職員の担当する相談業務は複雑化かつ煩雑化している。また、「これは法定受託事務の説明」「これは協力・連携事務の説明」と線引きできない。その中で、日々の電話や窓口での相談件数の集計作業は市町村にとって大きな負担となっている。</p> <p>○相談件数の集計は、当該相談が交付金の対象となる協力・連携事務に該当するか等を判断しつつ行う必要があるなど、非常に複雑になっており、本庁及び支所のそれぞれの担当者に相当の事務負担が生じている。</p> <p>○算定項目が多いうえに細かく、手処理で件数の記録を行っているものもあり、事務が煩雑になっている。自治体によっては、交付金(特に人件費)において、超過負担が発生していることから、事務の簡略化による軽減をしていく必要がある。</p>
119	特別区長会	住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること	転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。一方、「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続は電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の面で支障が生じている。	個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を認めることにより、申請者の利便性を高めるだけでなく、市区町村窓口の混雑を解消できるため、事務の効率化につながる。	内閣官房、総務省	旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、千葉市、柏市、川崎市、相模原市、加賀市、高山市、豊橋市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、岡山市、広島市、高松市、大牟田市、五島	<p>○当市でも、毎年春の住民異動繁忙期は窓口が混雑し、長時間の待ち時間が発生しており対応に苦慮している。転入時は個人番号カードの書き換えや、保健、子ども関係の手続き等、本人(届出人)に確認することが多岐にわたるため、デジタル化する事でやり取りが煩雑になる事も考えられるが、窓口の混雑解消がメリットとして大きいため検討を進めてほしい。</p> <p>○安全性の高いシステムが前提となるが、可能であれば様々な効果が見込まれる。ただし、個人番号カードへの転入住所の記載など解決すべき問題もある。</p> <p>○個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を行うことは、窓口混雑緩和及び役所の開庁時間に来庁することができない市民にとってサービス向上に繋がるものである。しかし、当県において、電子申請のシステムは県が構築しているものであるため、市単独で改修等を行うことは困難である。そのため、電子申請を可能としようとする県単位での改修となり県及び市にとっても相当な財政負担を強いられるものである。国において、制度を整備するとともに財政面での補助について検討することを希望する。</p> <p>○住民異動届の電子申請を認めることで窓口への来庁が不要となり、繁忙期の混雑が緩和されるとともに、仕事等で開庁時間に手続きできない方も届出が可能になり市民サービスの向上につながる。</p> <p>○窓口への来庁が不要になれば、混雑緩和につながるため、本人はもとより、他の来庁者の待ち時間の緩和も期待できる。課題として、住民基本台帳法上の手続き以外の手続きが必要となる場合には、来庁が必要となるため、それらの電子申請についても整備が必要となる。</p> <p>○申請者の利便性を高めること他、個人番号カードの交付件数増加についても期待が持てる。</p> <p>○当市でも「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行っている。個人番号カードを利用することで、簡素化されることが望まれる。</p> <p>○毎年3月、4月の引越しシーズンには窓口が非常に混雑することから、制度改正により窓口混雑の解消及び業務の効率化が図られる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>市町村における国民年金事務のうち、協力・連携事務については、地方分権一括法施行に伴う国民年金事務の見直し以前の行政サービスの質を維持することを目的とした事務であり、その実施件数を適切に交付額に反映させ、また、算定を簡易にするため、事務の実施件数に1件当たりの単価を乗じて算定することとしている。</p> <p>協力・連携事務をどの程度実施するかは市町村毎の状況に応じて決まるものであり、市町村の被保険者規模とは必ずしも相関関係にあるものではない。したがって、協力・連携事務のうち相談事務に係る交付金措置の算定資料として国民年金事業状況統計表の数値を利用するというご提案については、国民年金事業統計表からは全国の被保険者数等の数値しか明らかにならず、市町村毎の協力・連携事務の実施状況を明らかにする資料ではないため、協力・連携事務の算定に使用する資料としては、適当ではないと考える。</p> <p>可搬型窓口装置の処理件数を利用するというご提案については、 ・可搬型窓口装置は市町村毎の希望に応じて配備しているものであるが、全市町村に配備されているものではない、 ・市町村にて行われる相談業務において必ずしも可搬型窓口装置を毎回利用するとは限らない といったことから、協力連携事務の算定の根拠とするのは適切ではないものと考えます。</p> <p>なお、令和元年度には会計検査院からも国費・公金の適切な執行の観点から、協力・連携事務の実績件数の計上を適切に行うよう指摘があったところであり、厚生労働省としても適切な交付金の執行に努めてまいります。</p>	<p>交付金算定のために多くの業務量を要していることから改善を提案したものである。</p> <p>国費の適切な執行については理解するが、そのために市町村が過度の負担を強いられている現状である。</p> <p>協力・連携事務が行政サービスの質を維持することを目的とするのであれば、相談実数を積み上げるのではなく、現状で把握している数値を基準とする事務の簡素化による市町村負担の軽減により、行政サービスの充実とともに更なる協力・連携が図られると考えるため、再度検討していただきたい。</p>		
<p>個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。</p> <p>一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラスタンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届、転居届及び世帯変更届については、対面で実施することが必要不可欠である。</p>	<p>転入届等の際に「届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である」との見解であるが、個人番号カードの交付を受けている者に対しては既に対面での厳格な本人確認が実施されており、電子証明書を用了手続き(e-TAX、特別定額給付金申請等)を既に電子申請で利用できている。このことから、個人番号カードの交付を受けている者に対しては、本人確認の手段は電子申請における暗証番号入力でも足りるため、転入届等の度に対面での本人確認を行う必要性は薄いと考えられる。</p> <p>また、市区町村窓口における混雑の緩和を図るためにも、転入届等の電子申請を可能とすることは、自治体及び届出人の双方にとって高い効果が見込まれるため、改めて電子申請を可能にするための法整備を求める。</p>	<p>【いわき市】 届出者の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出者の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。</p> <p>【千葉市】 個人番号カードの公的個人認証は制度面・システム面の両方で高度なセキュリティが担保されており、対面による本人確認に相当する信頼性を有するものと考えられる。デジタル手続法の目指すオンライン化の社会を実現するためにも、個人番号カードを利用した転入・転出・転居届手続きを可能とする法整備を要望する。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、ワンストップ窓口による処理等現場の実務面を考慮すべきといった意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
120	特別区長 会	「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること	在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。	在留カード等を所持する外国人が住民基本台帳上の住所変更届(転入・転居)を行う際に、在留カードを市区町村窓口を持参した場合は、住居地の届出(入管法の届出)を同時に行ったものとみなしている(みなし住居地届出)。しかし、在留カード等を持参しない場合や、一時滞在地等住民基本台帳法上の住所の要件を満たさない場所を住居地とする届出を行う場合は、別途「住居地届出書」を徴した上で、在留カード等への住居地の裏書処理及び法務省情報連携端末への住居地データ入力が必要となる。法務省情報連携端末は基本的に自治体あたり1台の貸与であり、近年は外国人研修生等による一時滞在地の住居地のみ届出の件数が増加しているため、住居地データ入力の作業が滞り、市区町村および地方出入国在留管理局の業務に支障が生じている。また、在留カード等に記載された入管法上の住居地が住基法上の住所と異なっている場合でも、住民基本台帳に登録されていない者が住民登録されているとの誤解を生む元にもなっている。	外国人の一時滞在地を住居地の届出対象とすることによって前述のような支障が生じる。入管法上の住居地と住基法上の住所の定義を同一とすることによって、外国人の居住に関する記録の不均衡を解消することができ、外国人の届出にかかる支障の解消および市区町村窓口の事務の効率化を図ることができる。また、在留カード等に記載される情報によって、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。	総務省、法務省	旭川市、苫小牧市、いわき市、ひたちなか市、柏市、川崎市、相模原市、高山市、富山市、豊田市、小牧市、京都市、八尾市、和泉市、米子市、広島市、徳島市、高松市、大牟田市、久留米市、糸島市、宮崎市	○当市においても、外国人住民が自身の住民登録状況について誤認することにより、他の行政サービスについても誤った申請が行われる等の支障が生じる。 ○「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすることにより、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住民基本台帳法における「住所」とは、各人の生活の本拠をいうものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とすること等を目的として市町村長に対する届出が義務付けられている。一方、入管法等における「住居地」は、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的として出入国在留管理庁長官に対する届出が義務付けられているものであって、両者はその制度や目的を異にする。また、住民基本台帳法上「住所」の認定に当たっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居留意思を総合して決定することとされている一方、入管法等における「住居地」は、本邦における主たる住居の所在地として届出させている。</p> <p>例えば、「住所」と認定されない滞在地を「住居地」として届け出る必要がある場合があるほか、国内に「住所」を有していた外国人が、再入国許可を取得の上、一定期間国外に転出するときは、住民票が消除され、海外に生活の本拠があると認められる場合であっても、国内の「住居地」を入管庁は在留管理上継続して把握する必要がある。このため、仮に、入管法上の「住居地」を住民基本台帳法上の「住所」と同一の定義とする旨の法改正をした場合、入管庁は当該外国人の本邦における居住実態を全く把握できないこととなるなど、在留管理上甚大な影響が生ずると考えられる。</p> <p>以上のとおり、住民基本台帳上の「住所」には該当しないような場合であっても、在留管理上「住居地」を把握する必要がある、両者の定義を同一にするのは困難である。</p>	<p>「住居地」について、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的としているとの見解であるが、国外転出の届出を行った者については既に本邦における居住実態が無いことが明白であるため、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする方が、在留管理上も効果が高いと考えられる。また、在留カード等を取得している者は、本邦において3カ月を超える長期間の滞在が見込まれていることから、ほとんどの場合住民基本台帳法上の「住所」を有することになる。</p> <p>以上より、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一にすることによって、在留カード等の更なる公証性を図れるだけでなく、外国人の本邦における居住実態の正確な把握につながると考える。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
121	泰阜村、長野県、大町市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町 【重点30】	郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和	郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。 ①住民異動届 ②印鑑登録事務 ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱に関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定 ④同条において、交付について～に「記載され、又は記録されている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付	令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。 今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げるようになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向が必要あり、その間(約8km車で15分)待っていただくか、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。	課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。 住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービスと住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。 更に郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がることを期待される。	総務省、法務省	旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市	○自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば事業の効率化につながる。 ○当市では、平成30年に7つの出張所をまちづくり拠点施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いがなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用していた人にとって、従前と変わらない形で、近くの郵便局が利用できるようなれば、窓口での混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の負担軽減にもつながる。 ○利用者の利便性を高めることができる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【総務省】</p> <p>① 転入届、転出届、転居届等について 転出届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限り。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとした。一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。</p> <p>転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。</p> <p>② 印鑑登録事務について 印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとした。</p> <p>一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。</p> <p>印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。</p> <p>③ 交付決定について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。</p> <p>④ 代理人による請求について 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。</p> <p>上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととした。</p> <p>【法務省】</p> <p>戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。</p> <p>民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。</p> <p>③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要があり、民間委託になじむものではない。</p> <p>④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面(委任状等)の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要があり、代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。</p> <p>したがって、要望に応じることは困難である。</p>	<p>【総務省の回答について】</p> <p>①本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。住民異動届による住民票への記載については、申請書類一式を役場本庁へデータで送り、異動先の住所や世帯の情報等を住基システム・公図等で確認するなど実質的審査は村職員が確認したうえで住基システムに入力するため問題ないのではないか。</p> <p>②本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認し申請内容の不備等も含め必要があれば申請者と電話による質問で補足したうえで印鑑登録システムへ入力するため問題ないのではないか。</p> <p>【総務省、法務省の回答について】</p> <p>③現状では、交付申請書類一式を役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで各システムへ入力し、内容を審査、交付決定後郵便局のプリンターへ出力している。しかし、届出・申請情報からデータを抽出して提供するという一連の業務そのものが判断を伴わない形式的な業務と言えるため問題ないのではないか。</p> <p>④郵便局職員が申請内容を確認後、申請書類とともに委任状も役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで代理請求を受け付けるか判断するため問題ないのではないか。</p> <p>以上①～④について、住民からも支所業務を郵便局へ委託したことにより、以前は可能であった手続きが出来なくなることは利便性の向上に反するという意見を頂いていることも踏まえ、前向きにご検討いただきたい。</p>		<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
122	福井市	放課後等デイサービスにおける適正な報酬単位の設定	放課後等デイサービスにおけるサービス提供時間等に合わせた質の向上に資する報酬単位の設定	放課後等デイサービスは、支援が必要な障がい児に対する発達支援を行う事業である。障がい児が事業所に到着して間もなく保護者が迎えに来て帰宅したというケースや、本人が事業所への入室を拒み玄関先で保護者の迎えを待っていたケースなど、個別支援計画に沿った長時間の支援を提供するには適さない児童による短時間(30分未満)の利用が、複数の事業所で確認されている。障がい福祉サービスの不正受給が全国的にも問題となる中、サービスの質を高めて「障がい児の学童保育」を充実させることが求められている。しかし、現行の報酬単価の算定においては、利用時間は考慮されない。事業者が、短時間(30分未満)のサービス提供を行った場合でも、長時間の場合と同様に報酬が算定される(1回あたりで算定される。)。また、平成30年度の報酬見直しにおいて、1日のサービス提供時間が短い事業所に対し「短時間報酬」が設けられたが、そもそも長時間のサービス提供を行う児童もいるため長時間開業している事業所には適応されない。制度の趣旨にそぐわない極端な短時間のサービス提供では、個別支援計画に定める質の高いサービスが提供されない恐れがある。	サービスの提供時間等に合わせた、質の向上に資する基本報酬の単位を設定することにより、事業者による極端な短時間のサービス提供を減少させるとともに、個別支援計画に沿った支援の提供を促し、放課後等デイサービスの充実を図ることができる。	厚生労働省	北海道、福島県、前橋市、八王子市、神奈川県、横浜市、小田原市、上田市、沼津市、豊橋市、豊田市、西尾市、犬山市、南知多市、京都市、兵庫県、たつの市、玉野市、松山市、熊本市	<p>○当市においても30分未満の極端に短い支障事例があり、送迎加算も合わせると1万円ほどの報酬になる。療育の面から考えると必ずしも長時間の支援が良いというわけではなく、また、長時間の支援に対する報酬が高くなることで、必要以上に長時間の預かりが増えることも懸念されるため。</p> <p>○当市の放課後等デイサービス事業所においても、短時間のサービス提供を行っている事例があると考えられる。</p> <p>○放課後等デイサービス事業所の中には、1時間に満たない時間割制や個別指導により、1人に対して1～2時間/日のサービス提供を行っているケースがある。利用者個々人に対するサービス提供時間が長いほど事業所としてのコストが掛かることから、事業所としてのサービス提供時間に加え、利用者個々人のサービス提供時間に応じた評価とすることで、報酬の適正化を図ることができる。</p> <p>○障害児通所支援については、事業所の支援の質の問題や、保護者からの苦情等もあるため。また、支援の時間については、長時間と極端に短時間でも1日単位の報酬が請求できる仕組みとなっており、サービスの提供実態に即した報酬水準にすべきと国への要望も出しているため。</p> <p>○不正受給防止のため、適正な報酬単位の設定は必要であるが、給付費の大幅な増大等が生じないような基準を求める。</p> <p>○当県内でも、短時間のサービス提供事例があったことが市町村から報告されている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定では、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを勘案した基本報酬を設定したところ。</p> <p>また、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)第3条では、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(通所支援計画)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供することとしており、同計画に基づかない短時間の支援が常態化しているような場合、指定権者における指導等により、同計画の見直しや同計画に沿った支援を提供することを求めていく必要があると考える。</p> <p>放課後等デイサービスの質の向上が図られることは重要と考えているが、報酬そのものの在り方については、報酬改定の検討において、関係者の意見を聞きつつ検討してまいりたい。</p>	<p>平成30年度の報酬改定において、1日のサービス提供時間が短い事業所について「短時間報酬」が設けられたが、長時間のサービス提供を行う児童もいるため、長時間開業している事業所には適用されない。</p> <p>通所支援計画に基づく支援については、これまでも集団指導等や実地指導等で指導は行っているが、短時間の支援が常態化していることを把握するためには、個々の利用実績を数か月間継続して確認する必要がある。限られた人員でそのような対応は現実的に不可能であるため、数年に1度の実地指導等で不正請求の有無を確認し、不適切な支援による給付費は返還を命じている。発見が遅れることで返還額が大きくなり、事業者に過度な負担が生じる場合もある。</p> <p>報酬改定の検討と併せて、国民健康保険団体連合会の一次審査において、短時間の利用実績があった場合は「警告」等のチェック機能を持たせるなど、審査機能の拡充についても検討をお願いしたい。</p>	<p>【小田原市】 次回報酬改定の際に、さらなる適正な報酬体系とされるよう要望する。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、例えば何分又は何時間以上の支援が必要であることを報酬算定の条件とすることなどや、最低時間を定めることが必要ではないかとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
123	特別区長会、大村市 【重点18】	有料道路における障害者割引制度の是正	有料道路における障害者割引制度の是正	JRなど他の公共交通機関では、あらかじめ「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に障害の区分が記載された身体障害者手帳等の提示によって運賃割引制度等を利用することが可能であるが、有料道路については、障害者が福祉事務所窓口まで申請に行くことを求められ、障害者にとって大きな負担が生じている。当該業務は法令上の根拠なく行っているものであり、また、福祉事務所等における業務負担の増加とともに、窓口の混雑にもつながっている。また、福祉事務所等では有料道路の割引制度の手続を行う際、障がい者自身の体調等によってはその手続に大きな負担があるという訴えがある。	現在、全国の福祉事務所等では有料道路の割引制度の手続きを行っているが、当該業務は、本来は有料道路の管理運営を行う各社において実施すべき業務を、福祉事務所等が代行手続きしているものである。手続きは、郵送や電子申請でも可能であり、また、福祉事務所等の職員の手を通さずに手続きすることで、より迅速かつ効率的な制度の運用が可能になると考えられる。JRなどの公共交通機関が、それぞれの窓口等で受け付けているのに、有料道路だけは福祉事務所を通さないと制度が利用できないことは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における障害者に対する合理的配慮を欠くことにつながりかねない。	厚生労働省、国土交通省	北海道、旭川市、仙台市、福島県、郡山市、須賀川市、船橋市、神奈川県、川崎市、上越市、上田市、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、兵庫県、防府市、長崎市、熊本市	<p>○提案市の意見の通り各社で対応手法について検討いただくことでより効率的な制度の運用に繋がることも考えられる。また、市民及び市町村の事務負担軽減につながることから、提案市の意見に賛同する。</p> <p>○申請者は市役所福祉課で申請後、有料道路割引宛へ送る証明書を自分で郵送することになっている。その後、有料道路割引登録係で登録するのに2週間程かかるため、手間と時間がかかる。また、制度改正等がある度に福祉課のシステム改修をしたり、マニュアルを作成したりしなければいけないため、福祉課職員の負担にもなっている。よって他の公共交通機関のように独自でサービスを提供していただきたい。</p> <p>○本支障事例が障害者に対する合理的配慮に欠くこととなるかはわからないが、現行の車両1台を事前に登録する方法ではなく、障害者が運転(1種の場合は同乗含む)し、都度、料金所での身体障害者手帳提示あるいはETCカード情報を事前登録といった方法で割引可能となるのであれば、当事者の利便性は向上すると思われる。</p> <p>○当市においては年間約2,000件の申請がある。申請者にとって、少なくとも2,3年に一度は市役所に来て手続きが必要であり、その手続きも複雑であるため負担が大きい。市職員にとっても窓口業務の多くを占めているだけではなく、責任が重い業務である一方で市民の要望に応えることのできない制度のため、精神的負担も大きい。</p> <p>○割引対象自動車に障害者1人につき1台に限定されているが、カーシェアやリース等で所有者が本人や家族で無い場合が増えている。また、介護者が運転する場合、複数の介護者の協力を得て移動する場合もあり、車両を限定した従来の割引制度が現在の社会状況とかけ離れてきている。さらに、区役所・支所での証明事務に多大な時間を要し、人件費等で自治体に大きな負担が生じている。</p> <p>○当市においても、有料道路障害者割引に係る窓口での申請が、毎月約150件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。</p> <p>福祉事務所としては、障害者手帳の交付をもって対象者が障害を有することは既に証明しており、当該障害者が利用する自動車やETCカードの名義等の確認及び証明事務は、本来は福祉事務所の事務ではなく、割引制度の実施主体である各有料道路会社が実施すべきである。また、福祉事務所を経由することで障害者にとっても手続き負担が増大している。そのため、福祉事務所による証明事務を廃止することで、有料道路障害者割引に係って福祉事務所を経由する事務を全廃し、福祉事務所の事務負担を軽減するとともに、障害者の手続き軽減による市民サービス向上を図るべきである。なお、福祉事務所証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないとする。また、現行の約2年ごとの更新制度は、申請者側、福祉事務所側双方にとって負担であるため、更新制度のあり方を含めた制度の見直しも必要ではないかと考える。</p> <p>○福祉事務所等で手続を行う際、障がい者自身の体調等によっては手続に大きな負担がかかるという訴えがある。また、平日の開庁時間では、仕事等により来庁しての申請が難しいという相談もある。福祉事務所等の職員の手を通さずに手続することで、障がい者自身の負担を軽減でき、また多様な生活にも対応できるようになると思われる。</p> <p>○他の交通事業者が行う割引制度と異なり、道路会社の当該業務だけを存続していることについては、手続きの迅速性や効率性に欠け、また障害者にも負担が生じている。あわせて、民営会社の業務を福祉事務所等が事務の一部を担う合理的理由にも乏しい。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。</p> <p>○有料道路の割引申請が窓口の混雑につながっているが、福祉事務所を通さずとも手続きは可能と思われる。申請書の記入誤りの確認など、福祉事務所を通して申請者に確認しているが、割引主体から直接確認を行う方が、簡素かつ迅速な事務が可能と思われる。</p> <p>○現行の市町村証明事務では、市町村は割引制度が利用できる名義かどうかの証明を行っているが、実際に証明している内容は、各種手帳及び車検証等の書類で確認しているものがほとんどであり、そのために市町村での申請が必要となっている現行の制度は、障がい者にとって不便を強いているものであると言える。見直しによって、事務の効率化及び適正化が図られる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【厚生労働省】 有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行っているところであるが、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保することが必要であること、また、普段から障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで割引を申請できる方が、障害者の方の利便に資することから、市区町村等において証明事務を行っているところである。 障害者に対する有料道路通行料金の割引制度成立当初から現在に至るまで、市区町村等において証明事務を行っているところであり、仮に有料道路事業者にて証明事務手続を運用することとなった場合、高速道路会社の事務所に赴く必要があるほか、割引の申請に必要な書類や手続に要する時間の増加等の負担が生じ、障害者の方の利便性が損なわれることが懸念されることから、慎重な検討が必要であると考えられる。</p> <p>【国土交通省】 有料道路における障害者割引制度は通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上行しているところであり、他の利用者からも広く理解を得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録等の手続は、制度趣旨を逸脱した利用がなされないよう適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村等において行っているところであり、この登録手続等を有料道路事業者が行うことについては、有料道路事業者が障害者の方の生存や障害の程度等の個人情報を保有していないことから、その申請の適正性の確認を行うことは困難と考えられる。 また、仮に、市区町村等が有料道路事業者に対して、個々の障害者の方の個人情報を提供することとした場合には、市区町村等により提供された個人情報を有料道路事業者にて適正に管理・運用するための仕組みの構築及び有料道路事業者において登録手続を行うために必要な人員確保及びそれに係る経費など、有料道路事業者に新たな負担が生ずることが懸念されるため、地方公共団体が担っていた事務を有料道路事業者が引継ぐことは困難と考えられる。 さらに、有料道路事業者の拠点は限られており、日頃から障害者が障害福祉に関する手続を実施している市区町村の福祉事務所などで手続を実施できる方が、利用者利便の観点からも適切と思われる。なお、提案団体からは、郵送による手続についても提案されており、仮に郵送による手続を可とした場合でも上記の課題が存することに変わりはないと考えられるが、制度の効率的な運用が図れるよう、有料道路事業者等と連携して検討してまいりたい。</p>	<p>本提案は、有料道路の障害者割引に係る市区町村の証明事務の是正である。 この証明事務は法的な根拠規定が無く、加えて、私人間の債権に関する割引のために行っている事務であるため、福祉事務所等が証明しなければならない事務ではない。 そのため、福祉事務所等による証明事務を廃止し、有料道路会社による証明事務が継続となっても、申請時に、「障害者手帳と車検証と免許証の写し」を送付させることによって、制度趣旨を逸脱することなく適切な運用を確保できると考える。 これにより、割引対象者である障害者にとって、福祉事務所等へ来所するための移動が無くなり負担が軽減されるとともに、手続も簡素化され利便性も向上する。併せて、福祉事務所等の窓口の混雑緩和等にもつながる。 また、新型コロナウイルス感染症の流行への対応として、有料道路会社がETC利用者へ割引有効期限を延長したことを令和2年5月に周知した際、福祉事務所等に頼ることなく実施できた事実は、長きにわたり割引事務を実施してきたことに伴い、利用者の住所、氏名、生年月日、自動車登録番号等の個人情報を蓄積していることを容易に想像させる。 今後の証明事務については、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直し」(令和2年7月7日付け総務省自治行政局長通知)に鑑み、有料道路会社のWEBサイト等を活用し、オンライン手続を可能とさせる方が、休日閉庁している福祉事務所等を経由するより、はるかに障害者の方の利便性に資する。さらに、昨今の「新型コロナウイルス感染症の流行」を考慮すると非対面型の申請方法で受け付けるべきと考える。 以上、有料道路における障害者割引について、福祉事務所等の証明事務を廃止としたい。</p>	<p>【船橋市】 制度の適正な利用は、自治体の窓口で手続を行うことにより確保されるものではないと考える。また、新しい生活様式に基づき、窓口に来所することなく手続を行うことができるよう手続事務の変更についてご検討いただく必要があると考えられ、さらに、障害者手帳のカード化により、記載スペースが縮小し、現実的に現行のやり方を継続することが難しくなるものと考えられる。 したがって、制度の取扱いそのものを検討する時期に来ているとも考えられることから、有料道路事業者が直接割引制度申請の受付を行えるよう簡素な仕組みとすることと合わせて、再度ご検討いただきたい。 【茨木市】 各種交通機関の割引については、鉄道、バス、タクシー、船舶及び航空機について、特に自治体窓口での手続等は無く、障害者手帳を各事業者が確認することにより割引を実施する手法を各事業者がそれぞれ確立しているにもかかわらず、有料道路のみ、自治体窓口での手続を必要としていることは疑問であり、こうした制度のあり方自体が、利用者の利便性を損なっていると考える。 また、自治体としては障害者手帳を発行することをもって、当該利用者が障害者であることを証明しており、有料道路割引のために別途証明事務を行うことは事務の重複である。有料道路の適正な利用の確保は事業者側の責任であり、障害者手帳の発行により当該利用者が障害者であることを証明したことをもって、自治体は責任を果たしていると言える。 さらに、本制度については、従来障害者手帳に割引スタンプを押印していたところを、障害者手帳カード化を踏まえて割引シールを貼り付ける手法へと変更されたが、いずれにしても障害者に自治体窓口に向かう手続を強いていることに変わりはなく、政府として行政のデジタル化を謳い、また、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた新しい生活様式への移行が求められている中で、自治体窓口での手続を前提とした現行制度を継続させることが妥当であるのかは十分検討する必要があると考える。</p>	<p>【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。 【全国市長会】 関係府省からの見解(一次回答)において、事業者が障害の程度等の個人情報を有していないこと等を理由に対応困難としているが、障害者手帳の写しを添付させるなどすれば対応可能なはずであるとすると意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
124	三宅町	配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省発第0205001号、厚生労働省発第0205003号、厚生労働省発第0227001号)の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からのDVだけでなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	「配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について(厚生労働省発第0205001号、厚生労働省発第0205003号、厚生労働省発第0227001号)」の取扱い等に係る適用範囲を配偶者からのDVだけでなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	父からDVを受けていることを理由に、他市町村から転入を伴う避難をしたいと本人(軽度の知的障害を保持)から相談があった。転出先を父に秘密にしたいと警察へDVの相談をし、DVの支援措置の証明書の発行も受けていた。本人の医療保険については、父の被扶養者として社会保険に加入していたが、本人は父から被保険者証を受け取っていただけでなく、配偶者以外のDV被害者にも拡大してほしい。	配偶者においては、厚生労働省の通知により、資格喪失手続の制度が定められているため、配偶者(DV加害者)の手続きを経ずに、資格喪失をし、国民健康保険の資格取得ができることとなっている。制度改正により、配偶者以外のDV被害者においても、DV加害者からの手続きを経ず、社会保険の資格喪失手続をすることができ、国民健康保険での資格取得手続をすることができる。これにより、配偶者以外のDV被害者の生活の安定と福祉の向上に寄与すると考えられる。	厚生労働省	盛岡市、石巻市、ひたちなか市、栃木県、川崎市、氷見市、上田市、浜松市、豊橋市、豊田市、京都市、城陽市、香芝市、葛城市、三郷町、御村、高松市、松山市、新居浜市、久留米市、熊本、宮崎市	○以下のような支障事例が生じている。 ・重度の知的障害者(女性)が家族からネグレクト及び経済的虐待(本人の障害年金搾取)を受けていることを理由に、現在障害者支援施設に措置入所しており、年金等については成年後見人が管理している。入所先は家族に知られると連れ戻しにくるので知らせていない。 ・本人の医療保険については、父の被扶養者として社会保険に加入していたが、本人は父から被保険者証を受け取っていなかった。成年後見人が父に数回連絡し、被保険者証を渡してほしいと依頼したが、父からは勝手に娘を連れて行ったと怒鳴られ、被保険者証は貰えていない。 ・そのため、成年後見人が本人の国民健康保険への加入手続を進めようとしていたが、父から被扶養者としての社会保険の資格喪失手続がされていないことから、本人の国民健康保険の資格取得手続をすることができなかった。 ・さらに、本人の資格喪失手続を健康保険組合に相談したが、配偶者でないことから、健康保険組合において資格喪失手続を進めることはできない旨の回答があり、父からの資格喪失手続がされていない状況のため、国民健康保険を用いての医療機関受診もできない状況にある。 ○当市においても、他の健康保険に加入していることにより、国民健康保険法が定める適用除外の対象となり、かつ、厚生労働省発出の通知における特例対象者としては認められないことから、国民健康保険への加入を相談された際は、説明等の対応に苦慮している状況。特例対象者を配偶者のみに留めることなく、配偶者以外のDV被害者にまで拡大することにより、当該被害者における受診機会を確保することが可能となるだけでなく、当市職員における相談対応への負担軽減も期待される。 ○当市においても、DV被害は配偶者に限らず、子や親等にも及ぶケースがあり、この方たちへの国保資格の取り扱いに苦慮している。 ○提案団体と同様の状況が発生しており、制度改正により、被害者を加害者からの危険に晒すことなく、国民健康保険の加入手続きが可能になる。
126	茨木市	身寄りのない方の遺留金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の遺留金の取り扱いについて、自治体が根拠のない歳入歳出外現金を保管することがない制度の整備。	【経緯】 身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の埋火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が埋火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。 しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。 【支障事例】 遺留金取扱について、大阪市(H24.10、H26.10)、会計検査院(H26.3)、指定都市市長会(H29.7)、衆議院予算委員会(H30.2.8)、総務省行政評価局(R2.3)等で、厚生労働省・法務省に対して、要請、指摘、質疑、調査報告されているが、いまだ法整備されていないため、自治体においては歳入歳出外現金として保管せざるを得ない状況。 公営住宅内の遺品取扱について、国土交通省が対応指針を示し、相続人が明らかでない場合に相続財産管理人選任前でも、残置物の移動等ができる。民間住宅内の遺品は、残置物の移動等について相続人等の了解が必要で、相続財産管理人を選任せず、相続人以外の者が許可なく、整理・処分してしまうと不法行為となる。自治体が警察から遺体とともに遺品を預かる場合があるが、行旅死亡人以外の根拠がなく、遺品を最終的に処分するまで自治体で保管しなければならない。 遺留金が少額であった場合、相続財産管理人の選任申立費用を賄えず、相続財産管理人の選任申立が実質できない。	制度整備されることにより、遺留金を法的根拠なく歳入歳出外現金として保管するようなことがなくなり、地方自治法上適正状態となり、合わせて保管等に係る事務負担がなくなる。また、制度整備されることにより、自治体による保管期間、場所等の取扱いによる差がなくなる。	法務省、厚生労働省	旭川市、滝沢市、仙台市、郡山市、人間市、相模原市、鎌倉市、座間市、新潟県、新潟市、高岡市、福井市、上田市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、犬山市、京都市、兵庫県、三宅	○全ての相続人を調査する手間や、相続人が受取を拒否する等の事情があり、当市においても、歳計外現金として保管せざるを得ない状況であり、対応に苦慮している。 ○独居死亡人等にかかる遺留金について、遺留金では相続財産管理人をたてることのできない場合、歳入歳出外現金として保管している。複数の相続人がいる場合、供託制度を活用するとしても供託所をどこにするべきかという課題がある。 ○当市においても、身寄りのない方、または、身寄りがいても生前より疎遠等によって遺留金品等の引き取りを拒む方々が年々増加傾向にある。遺族に交渉しても中々理解してもらえず、最終的には行旅死亡人の処理になっており、遺留金を根拠なく保管している現状である。 ○単身の被保護者が死亡した場合で、葬祭を行った後でも遺留金品がある時の処理について、基本的に相続人がいる場合には相続人に依頼するが、相続人がいない場合、生活保護法施行規則第22条2項の規定により、福祉事務所長は家庭裁判所に相続財産管理人選任申立立てを行うこととしている。しかし、手続きに係る費用について、通常は30万円～40万円が必要とされ、その費用の捻出方法、また、相続財産が預貯金等の流動資産の場合は必要ないが、固定資産のみの場合、相続財産の管理費用や相続財産管理人の報酬など、手続きにかかる経費の担保として予納金(100万円)が裁判所から求められる。遺留金品が少額であった場合、相続財産管理人の選任申立費用を賄うことができず、実際として対応することができない。 また、手続きにかかる期間についても、申し立てから管理人選任、各種公告、相続人不存在が確定され国庫に引き継ぎとなるまで、約1年半を要する。 ○相続人が不明又は存在するが引き取りを拒否するなど遺留金の保管を引き受けざるを得ない事例があり、相続財産管理人の選任申立立てが可能な額の遺留金ではない場合は保管が長期化するため、簡素な手続きで国庫へ帰属させることができる制度が必要である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>健康保険における被扶養者については、被保険者によって主として生計が維持されているか否か(以下「生計維持要件」という。)等によって判断することとしており、被扶養者認定を取り消すためには、被保険者本人からの届出が必要となる。</p> <p>この上で、特例的に、被保険者である配偶者より暴力を受けた被害者から、婦人相談所等が発行する配偶者からの暴力を理由として保護した旨の証明書を添付して被扶養者から外れる旨の申し出がなされた場合は、「配偶者からの暴力を防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)の第2の7の(6)ウに基づき、健康保険の被扶養者から外れることができる取扱いとしている。</p> <p>ご提案のように配偶者に加えて被保険者の子どもや親についても同様の取扱いとすることについては、どのようなケースにおいて被扶養者からの届出により被扶養者認定を取り消すことを可能とするのか、また、保険者が被扶養者認定を取り消すに当たってのDVの有った事実や生計維持関係がないことが分かる等の確認書類として何が適切なのかといった観点で整理が必要。</p>	<p>市町村では、総務省の通知に基づき、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を行っている。DV等支援措置は、婦人相談所や警察署等の公的機関が発行する証明書(被害者に聞き取りを行い「DVのあった事実」や「保護が必要となるか否かの判断」等を記したものを)を市町村に提出することで、加害者からの住民票の写しの交付等の請求・申出があっても制限する措置が講じられる。DV等支援措置は、配偶者からのDV被害者に限らず、それに準ずる行為の被害者も対象となっているため、このDV等支援措置に必要な証明書も、公的機関において、配偶者以外からのDV被害の事例(本町では、父からのDV被害)についても柔軟に対応しており、証明書を発行している。</p> <p>したがって、貴省ご指摘の点については、DV等支援措置の手続きと同様の手続きを踏むことで対応可能と考える。配偶者以外のDV被害者についても、配偶者からのDVに準ずるケースとして、公的機関が発行する証明書を確認資料とし、被害者本人の申し出により、健康保険の被扶養者認定の取り消し手続きを可能にしていかがか。公的機関において、証明書を発行する際に、DVの有った事実の他に生計維持関係について聞き取りを行えば、確認書類としても適切であると考える。</p> <p>なお、配偶者以外のDV被害者が、加害者からの追及を恐れて医療機関を受診できないという状況が全国で発生している。DV被害者の生命を守るためにも、早急に対応していただきたい。</p>	<p>【久留米市】</p> <p>当市では、父親からの虐待によって児童養護施設に入所していたが、18歳に達し施設を退所し、その後父親と離れた場所で生活する際、父親の社会保険の被扶養者としての資格喪失ができないため国民健康保険の加入ができず、苦慮したケースがあった。そういった親族等からのDVを受けており、現行の厚生労働省の通知による資格喪失手続の制度では対応できない者を対象にいわゆるDV証明書同様の、(仮称)資格喪失用暴力被害申出受理確認書等を確認書類として新たに設けることで対応することができると考える。</p>	<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>身寄りのない方の遺留金を地方公共団体が保管している場合には、相続財産管理制度(民法第951条以下)を活用することができるほか、地方公共団体が過失なく相続人を確知することができない場合など、一定の要件を満たす場合には弁済供託(民法第494条)が可能であり、これらの制度を利用することができる場合には、地方公共団体が、遺留金を歳入歳出外現金として保管し続ける必要はないと考えられる。</p> <p>生活保護法に基づき葬祭扶助が適用された場合の遺留金については、現在は相続財産管理人に引き渡さなければならないこととされているが(生活保護法施行規則第22条)、この場合の遺留金についても弁済供託を行うことができることとする省令改正を検討しており、本年中の改正を予定している。</p> <p>また、身寄りのない方の遺留金の取扱いや、相続財産管理及び弁済供託制度の活用方法などを分かりやすく整理した地方公共団体向けの手引きを作成し、地方公共団体に広く周知する方向で検討を進めている。</p> <p>なお、相続財産管理制度については、手続きが重く利用しにくいとの指摘があることから、現在、法制審議会民法・不動産登記法部会において、制度の合理化に向けた調査審議がされているところである。</p>	<p>生活保護法においては、本年中に省令改正される予定であるため弁済供託が可能となることであるが、そもそも生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法及び同法を準用する墓地、埋葬等に関する法律に係る相続人調査や相続人との交渉等を行い、債権者不確知と判断できるまでに長期間要することもあり相当な負担となっていることが問題と考える。この点について、回答いただきたい。</p> <p>また、弁済供託手続きは、供託の種類や供託根拠法令により供託所が違う等煩雑であるが、身寄りのない方が増加傾向にあり、相続財産管理人選任申立てを行うほどの遺留金がない事例が多いため、墓地埋葬法の適用及び生活保護法に基づき葬祭扶助を適用された者の遺留金については、ほとんどが弁済供託手続を行わなければならないと考えられる。身寄りのない方の遺留金の取扱い、相続財産管理及び弁済供託制度の活用方法などを分かりやすく整理、また、相続財産管理制度の合理化を検討と回答にあるが、実用的で簡素な手続きとなるように制度整備していただきたい。</p> <p>さらに、既に地方公共団体が保管している遺留金についても弁済供託が可能か、併せて取扱いを示していただきたい。</p> <p>なお、株式等の有価証券や電子マネー等の現金に準ずるものも弁済供託可能なのかについて教示いただきたい。</p>		<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
127	茨木市	身寄りのない方の遺留金のうち、預金の取扱い方法の明確化	身寄りのない方の銀行等に預けられている遺留金について、葬祭費用に活用が図ることができる制度の整備。	【経緯】身寄りのない方が死亡した場合の葬祭に関して、死亡者の埋火葬を行うものがない又は判明しない時、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律又は生活保護法の葬祭扶助に基づき、各自治体が埋火葬を行う。費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足時は地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理について、残余が生じる場合、生活保護上では相続財産管理人の選任を請求し、引き渡さなければならないとされている。生活保護法以外に明確な規定はないため、民法の規定に基づき、相続人のあることが明らかでない場合、相続財産管理人の選任を経て、最終的に国庫に帰属することとなる。しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、自治体では地方自治法上望ましくない事務処理が行われている。また、その他にも関連した課題がある。【支障事例】故人口座に預けられている遺留金について、相続財産管理人以外の者は、その貯金に関する権利を行使することはできないが、ゆうちょ銀行については、「行旅死亡人等の郵便貯金の払戻しについて」(昭和29年4月1日 郵1業第304号 郵政省貯金局長通達)により取扱いが可能である。一方、銀行等においては同様の取扱いがないことから、故人口座に預けられている遺留金の活用が図られていない。	制度整備されることにより、故人口座に預けられている遺留金について、葬祭費用への活用が図られる。	金融庁、厚生労働省、農林水産省	旭川市、滝沢市、鶴岡市、入間市、相模原市、鎌倉市、座間市、新潟市、高岡市、福井市、長野県、上田市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市長村、豊田市、大山市、京都市、大阪府、兵庫県、徳島市、高松市、久留米市、柳川市、大村市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○現状は福祉事務所と各金融機関が個別に協議を行い、事情を説明した上で協力してもらえる機関については払い戻しを依頼しているが、そうでない機関の遺留金品はそのまま残されている。また、相続人が引き取りを拒否していても、相続人が存在していることをもって払い戻しに応じてもらえないケースもある。制度整備されることによって、葬祭費用への活用が円滑になると思われる。 ○当市においても、墓地理葬法等にて葬祭を行う場合、銀行によっては預貯金の充当を断られる事例もあり、ゆうちょ銀行以外においても葬祭費に限定した払い戻しができるような法整備を求める。 ○現金での遺留金が葬祭費用に満たず、故人の口座からの払い戻しに応じてもらえない場合、市が葬儀費用を負担している。 ○これまでは、銀行等に預けられている故人口座の遺留金については、法定財産管理人に依頼しなければ葬祭費用に活用ができず、苦慮していた。制度整備がなされ、自治体による活用が図られるようになれば、喜ばしい。 ○市長村長が葬祭を執り行い、金融機関に遺留金品がある、または、存在する可能性がある場合、現状では、ゆうちょ銀行を除き実態把握や遺留金品を葬祭費等に充てることができない。 ○相続財産管理人を選任することで対応する現在の制度では、管理人選任にかかる費用と遺留金品との比較の中で、実質的に選任することができない、または、経済合理性のない支出となってしまう。 ○身寄りのない方の葬祭に関して、自治体が葬祭を行う場合は、故人の遺留金品を充て、不足時は地方自治体が負担することとなる。ゆうちょ銀行に貯金がある場合は「行旅死亡人等の郵便貯金の払い戻しについて」(昭和29年4月1日 郵1業第304号 郵政省貯金局長通知)により取り扱いが可能であり、当市でも対応した事実がある。しかし、銀行等においては同様の取り扱いができず、仮に葬祭を行うに足る預金があった場合でも活用することができない。
129	京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	社会資本整備総合交付金制度に係るシステムの入力情報の有効活用	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に入力された情報を有効活用(CSV形式等でのエクスポート機能の追加等)することで、国が行う照会の回数及び事項の見直し(削減)を求める。	社会資本整備総合交付金に係る整備計画書の提出、交付申請、事業報告、事後評価等の一連の業務については、国・地方自治体間で、入力、提出、審査等を電子化、共有化を図れるよう、平成30年度から社会資本整備総合交付金システム(以下、「SCMS」)が導入されたところ。一方、国の事業課からは、概算要望(6月)、執行額調査(9月)、変更要望調査(10月)、執行額調査(12月)、変更要望調査(1月)の照会時に、SCMSに入力済みで、国において確認できる交付決定額や最終事業費等(約45項目)の回答が依然として求められている。照会の度に、各地方公共団体においてSCMSの数値を確認し、エクセル様式へ転記し回答する作業では、多大な労力を要している。	SCMSに入力済みの情報について、必要項目を選択しCSV形式等でのエクスポートを可能とすることで、国の照会に対する回答の省力化や転記等におけるヒューマンエラーが防止されるとともに、地方公共団体等の事業主体における予算管理にも有効活用できる。また、予算交付を行う国事業課においても、地方公共団体等への照会の回数及び事項の削減により事務の軽減等が期待できる。	国土交通省	苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、いわき市、高崎市、川越市、横浜市、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市長村、豊田市、西尾市、大阪市、八尾市、広島市、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県	○類似する調査内容の上に、回答までの期限が短い等、大きな負担になっている。 ○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。 ○国の事業課からは、概算要望(6月)、執行額調査(9月)、変更要望調査(10月)、執行額調査(12月)、変更要望調査(1月)の照会時に、SCMSに入力済みで、国において確認できる交付決定額や最終事業費等(約45項目)の回答が依然として求められている。照会の度に、各地方公共団体においてSCMSの数値を確認し、エクセル様式へ転記し回答する作業では、多大な労力を要している。社交金システムの入力内容がCSV形式等でダウンロードできる、もしくは国の事業課の調書と連動すれば、国の事業課、地方公共団体両方にとって事務の軽減化が図れるので、対応して頂きたい。 ○「CSV形式にてエクスポート」に加えて、そのCSVデータをインポートする機能を追加することで実績報告等の事務の軽減が図られる。 ○交付申請を行う上で、整備計画の作業を行う必要があるが、現在、システムで出力したPDFファイルと、チェックのために作成した見え消し版のExcelファイルの2つの提出を求められており、別々にデータ入力作業が必要であることから、手間がかかるだけでなく、ヒューマンエラーが発生しやすい状態となっている。このため、システムからCSVファイルの出力が可能となれば、Excelへの直接入力作業を省力できるため、事務作業の低減や、ヒューマンエラーの防止が期待できる。 ○調査等があることに似たような情報を入力する必要があり、作業に時間がかかる。 ○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)で登録済みの内容についても、SCMSとは別にExcel様式での回答を求められることがあり、労力を要する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>生活保護法、行旅病人及死亡人取扱法及び同法を準用する墓地、埋葬等に関する法律における取扱い上、身寄りのない方の葬祭等に要した費用にその方の預貯金を充当することは可能であるため、厚生労働省から自治体向けに、この取扱いを明確化するための再周知を行うこととした。</p> <p>また、金融庁及び農林水産省において、この取扱いにつき、金融機関に対して周知していく。</p>	<p>現状、故人口座に預けられている遺留金について、各地方公共団体が各金融機関と個別に協議を行い、ゆうちょ銀行以外に払い戻しに応じてもらえる事例もあるが、地方公共団体の個別協議状況によるため、バラつきが出ている状況である。</p> <p>回答にある、厚生労働省から取扱いを明確化するための再周知や金融庁及び農林水産省から各金融機関への周知を早期に行っていたが、身寄りがいない方の葬祭等に要した費用について、すべての金融機関が払い戻しに応じられるようにしていただきたい。</p> <p>しかし、厚生労働省等から取扱いについて周知徹底しているにも関わらず、各金融機関が各地方公共団体から葬祭等に要した費用の払い戻しの依頼に応じなかった場合等の把握及びその対応として、各金融機関が行う内部監査、外部監査において、監査項目に新設し、払い戻し依頼件数、払い戻しに応じた件数等をチェックできるようにしていただきたい。金融庁等は各金融機関の内部監査、外部監査の報告において、各地方公共団体の払い戻しに応じなかった事例について、指摘、是正勧告を行うようにしていただきたい。</p> <p>また、電子マネー等の現金に準ずるものについても、葬祭等に要した費用に充当することは可能なのかについて教示いただきたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>社会資本整備総合交付金に係る各種調査については、必要な情報を正確に把握する観点で行っております。</p> <p>今後、SCMSに入力されたデータのエクспорт機能を活用するなどにより、各種調査における地方公共団体の入力項目の一部省略化等について検討してまいります。</p>	<p>SCMSのエクспорт機能の有効活用などにより、交付申請時にSCMSに入力済みの数値等(交付決定額や事業費等)については、各種の調査・照会の項目からの省略及び照会回数の削減をしていただきますようお願いいたします。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
130	安城市	公共事業協力者に対する農地法第3条第2項第5号の下限面積要件の見直し	公共事業により買収された農地の対償として、当該農地と同等面積の農地を取得する場合には、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件を満たさずとも、農地取得要件を得られることを可能としてほしい。	農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であるが、農地法第3条第2項第5号において、権利取得後の農地面積の合計が50アール(北海道では2ヘクタール)に達しない場合は許可することができないこととされている。 当市では、約19アールの農地を有する耕作者から、道路の拡幅用地として約2アールの農地を買収した際、その対償として同等面積の農地を求められたが、下限面積要件が支障となり、当該兼業農家は代替農地を取得することができず、用地買収の隘路となった事例がある。 この耕作者は、代替農地を取得することによって、元々有していた面積と同等面積の農地を取得するにすぎないが、現行制度では取得出来ないこととなっている。 政令第2条第3項第2号では、農業委員会のあっせんに基づく農地の交換により権利を取得する場合には下限面積要件が不要とされているが、これと同様に、公共事業用地の対償として農地を取得する場合も、下限面積要件を不要としてほしい。 なお、下限面積要件については、農業委員会が別段の面積を定めた場合はその面積とすることが可能とされているが、別段の面積に係る省令の基準では、遊休農地が相当程度存在しなければ10アール未満に設定できないことなどが規定されており、公共事業用地の対償として農地を取得するケースにおいて活用できる制度とはなっていない。	公共事業により買収された農地と同等面積の農地の権利を取得することができるよう見直すことにより、用地買収の円滑な交渉に資するほか、公共事業協力者にとっても、買収前の農地面積に回復させることが可能となる。	農林水産省	福島県、前橋市、座間市、上田市、犬山市、南知多町、京都市、鳥取県、徳島県、宮崎市	○当町においても経営面積が農地法第3条第2項第5号の下限面積を満たさない者が数多く存在し、提案団体と同様の懸念は今後においても十分に考えられるため。 ○当市においては、下限面積が10アールであるため、提案団体のような事例は生じにくいものの、一方では耕作面積が下限面積未満の農地所有者も一定数存在する。公共事業によりこれらの農地所有者の農地を買収する場合に所有者から代替農地の補償を求められた場合、提案団体と同様の問題が生じる恐れがある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積要件は、農地の効率的利用及び農業生産の増大のための措置であるところ、農地の適正な利用が確保されることを前提に、新規就農を促進する観点から別段面積の設定が認められている。</p> <p>このため、農業の生産性の低い零細規模の農業者による農地取得を認めることは、その後の農地利用の集積・集約化や土地改良事業の施行など地域における農地の効率的利用の取組を阻害するおそれがあることから、たとえ公共事業のためという理由であっても、これにより農地の利用及び集積・集約化に支障を来す可能性がある。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画を活用し地域内の農地の集積を行う中で、担い手の有効利用に支障を来さない範囲で当該地域において定めた下限面積要件を満たさない要望者に農地の権利を移転することは可能。</p>	<p>本提案で求める措置は、公共事業により買収された農地の対償として、下限面積要件を満たさずとも、当該農地と同等面積の農地を取得可能とする見直しを求めるものであり、元々有していた農地面積を回復するにすぎない。したがって、「地域における農地の効率的利用の取組を阻害するおそれがある」との指摘は当たらない。</p> <p>また、農業委員会において「別段面積の設定が認められている」との見解について、本市では、小規模農家の増加により、農地の効率的かつ安定的な利用に支障を生じたり、農地転用を誘発したりしないようにするため、別段面積を設定していない。そもそも、別段面積は本提案のような支障の解消のために設定するものではないと認識する。ましてや、10アール未満の農地で同様の支障が生じることは十分に考えられるところ。別段面積は、省令により、遊休農地が相当程度存在しなければ10アール未満に設定することはできないが、本市における遊休農地率は0.7%（2015農林業センサス）と極めて低く、公共事業により買収された農地の対償として、代替農地を取得するケースにおいて活用できる制度ではない。</p> <p>本提案が実現されれば、買収前の農地面積に回復することが可能となり、用地買収の円滑な交渉のほか、新たに取得される農地の農業上の利用が図られることで遊休農地の防止・解消が期待されるため、前向きに検討いただきたい。</p> <p>なお、農用地利用集積計画を活用した場合、下限面積要件を満たさなくとも、農地の権利を移転することは可能との見解については、農業経営基盤強化促進法に基づき本市が定めた基本構想において、「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」として経営面積等を定めており、この要件を満たさなければ、農地の権利を移転することはできない。本市として、今後、新たに小規模農家が増加することを防ぐため要件を定めたものであり、本提案の支障を解消するために、基本構想における要件を見直すことは想定していない。むしろ、農地法において、公共事業により買収された農地の対償として代替農地を取得し、元々有していた農地面積を回復するにすぎないにも関わらず、農地の取得に際し、下限面積が要件とされていることを見直していただきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
131	長野県	治山事業における複数年契約制度の導入	近年、山地災害が激甚化、多様化しており、大規模な山腹・溪間工事や地すべり防止工事が増加しているが、このような大規模工事は単年度での復旧は困難であり、複数年にわたることが多いことから、治山事業における複数年契約を可能とすること。	現状の制度では、治山事業は単年度事業とされているため、 ①単年で施工できる規模に工事箇所(内容)を分割発注せざるを得ず、毎年、入札事務が発生している(特に最近は、技術者不足等により入札不調が多く、施工確保が困難となっている。) ②工事箇所(内容)を分割発注することにより、諸経費がかさむ。 ③資機材を現場まで運搬するための索道等の仮設工事においては、年度末に一旦撤去し、翌年度改めて設置しなければならない、時間と経費を要している。 ④地すべりの状況調査を民間委託しているが、年度当初には予算が執行できないことから、地すべりが発生しやすい年度変りの融雪期(3月・4月)に継続した調査を行うことができない。 ⑤最近では、週休二日制の導入による工期の確保が困難となっている。 など、治山事業の実施に支障をきたしている。	治山事業における複数年契約が認められれば、工事箇所の一括発注が可能となるため、工期の確保や諸経費、仮設費用の縮減等を図ることができる。また、技術者の確保数も減ることから、入札不調の減少が見込める。	農林水産省	秋田県、愛知県、大阪府、兵庫県、徳島県	○複数年契約制度が導入されることにより、工事が大規模化した場合にも適正な工期を確保することができる。また、複数件数の発注から一括発注へ移行することにより、現場代理人や主任技術者の確保が容易になり、入札不調対策としての効果が期待される。 ○大規模地すべり地の対策工事で、排水トンネルを計画することが多いが、完成までには長い年数と多額の費用が必要となる。複数年契約が可能になれば、仮設費と諸経費が削減できるため、工事費用が減少し事業の早期完成につながる。 ○具体的な支障事例の①②③⑤については、同様の事例が発生している。
132	長野県、宮城県、千葉県、山梨県、岐阜県、静岡県 【重点28】	家畜伝染病に係るワクチン接種を家畜防疫員以外の民間獣医師でも実施可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)第6条に規定される特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するための家畜の注射、薬浴又は投薬(以下「ワクチン接種」という。)について、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすること。	平成30年9月に国内で26年ぶりに豚熱が発生したことを受け、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下、「防疫指針」という。)が改正され、豚熱の感染リスクが高い地域への法第6条の第1項による予防的ワクチンの接種が始まった。本県においても、令和元年10月の初回接種以降、毎月約8千頭にワクチン接種を実施している。 この豚熱のワクチン接種については、同法の規定により、都道府県の職員で獣医師である家畜防疫員が実施することとされている。また、ワクチン接種の対象家畜は、防疫指針において、接種区域内で飼養されている全ての豚等とされ、繁殖豚等は6か月間隔で、肥育豚(肉豚)等は子豚期に1回接種することとされており各農場で定期的に接種が必要となる。また、ワクチン接種による免疫効果を各農場で6か月毎に30頭以上を抽出採血し判定することが規定されている。 こうした豚熱のワクチン接種は、長期的かつ継続的な取組が求められており、本県では家畜保健衛生所職員の新たな業務として負担が増大し、他の家畜衛生業務に支障を来している。そのため本県では、民間獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員に任命して対応しているが、それだけでは人員の確保が困難であるとともに、当該職員の報酬については全額県が負担しなければならなくなっている。 昨今では、アフリカ豚熱の国内流入への懸念が高まっているところ。それらの疾病に家畜防疫員が適切に対処できる体制を維持するためにも、豚熱等のワクチン接種について家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とする必要性は高い。	特定疾病又は監視伝染病の発生を予防するためのワクチン接種については、法第50条により都道府県知事がワクチン使用の許可をしたうえで、家畜防疫員以外の民間獣医師による実施を可能とすることにより、ワクチン接種が円滑かつ効率的に実施されるようになり、もって家畜の伝染性疾病的発生を予防し、畜産の振興に資することができる。	農林水産省	北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、群馬県、前橋市、新潟県、南知多町、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、高知県、宮崎県	○CSFワクチン接種業務について、初回接種後、追加接種を実施しており、当面の間、接種業務は継続する見込みである。当県は、産業動物分野の獣医師の絶対数が不足し、今後の常勤県職員(獣医師)の増員は困難という状況にある。当提案によって、家畜保健衛生所の業務負担が軽減され、さらに安定的かつ迅速なワクチン接種体制の構築が可能となると考える。 ○CSFの予防的ワクチン接種は、家畜伝染病予防法第6条第1項の規定により、家畜防疫員が接種することとされているため、接種は都道府県の獣医師に限定されている。野生いのしし感染の収束が見えない中、養豚農家は接種を継続していかなければならず、民間獣医師がワクチン接種を対応することにより、CSFワクチンの円滑かつ効率的なワクチン接種が可能となる。 ○当県では、家畜伝染病発生時に、防疫協定を締結しているNOSAI獣医師を県職員として臨時的に任用し、家畜防疫員として防疫作業に従事してもらうこととしており、豚熱発生時の緊急的なワクチン接種についても同様に従事してもらう予定である。しかしながら、豚熱ワクチンは長期的且つ定期的に接種が必要となり、当県の飼養頭数から試算すると、毎月14万頭の接種業務の負担増が想定される。このような接種業務は、家畜保健衛生所職員に長期にわたり多大な負担が掛かるだけでなく、万が一、ASF、FMD、HPAI等が発生した際は、家畜防疫員の対応が必要となるため、豚熱ワクチンに人員が回せず、ワクチン接種が滞る可能性もある。NOSAI獣医師においても通常の業務が行われる中、従事できる人員は十分確保できない可能性が高い。 ○家畜防疫員に限定されたワクチン接種体制では、人員に限りがあり、家畜保健衛生所の業務負担が増加している。都道府県によるワクチン管理のもと、家畜防疫員以外の民間獣医師等、幅広く接種を可能とする制度となれば、効率的かつ的確なワクチン接種が可能となる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>補助治山事業を複数年契約により行うことについては、予算単年度主義の原則を踏まえ、まずは、入札公告の早期化や発注ロットの工夫による単年度での御対応をお願いしたい。</p> <p>その上で、施工期間が2か年に及ぶことが懸念される場合にあっては、いわゆるゼロ国事業の積極的な活用や速やかな繰越し手続などにより工期を十分に確保することでの御対応を引き続きお願いしたい。</p> <p>以上の手法などによっても対応が困難な特殊な工法を伴うなどの場合については、個別に御相談いただきたい。</p> <p>(なお、年度をまたいで継続使用することが効率的な仮設資機材などについては、初年度において設置経費を計上し、最終年度に撤去経費を計上するなど、仮設費や設置に要する期間を削減していただくようお願いする。)</p>	<p>第1次回答の方法では、単年度発注という原則的な部分は変わらないため、本県提案の具体的な支障事例のうち、①技術者不足による入札不調、②諸経費の増、③毎年度必要となる仮設工事に係る時間・経費、④融雪期の地すべり状況調査の継続実施について、抜本的な解決にはならない。</p> <p>予算単年度主義が原則であることは理解しているが、財政法では議会承認により複数年契約が可能とされていることから、国土交通省所管の「社会資本整備総合交付金」のように一括設計審査(全体設計)が認められれば、現状の課題を解決出来るものと認識している。</p> <p>さらに発注ロットを大きくすれば工期も長期間確保する必要があるため、単年度では工期設定が困難である。複数年契約が認められれば、工期の確保や事業費の削減といった利点も考えられる。</p> <p>近年の災害の大規模化を踏まえ、地域の実情を十分御理解いただき、事務の簡素化を図るうえでも前向きな制度改正を求める。</p>		
<p>豚熱ワクチンの接種については、適切に接種されれば発症を防御することができるが、無計画かつ無秩序なワクチンの使用は、感染畜の存在を分かりにくくし、早期発見を困難にすることから、発生拡大の防止や清浄性確認の際に支障を来すおそれがある。</p> <p>このため、予防的な豚熱ワクチンの接種は原則行わないこととし、野生いのししにおける豚熱感染が継続的に確認される場合等、飼養衛生管理の徹底のみによっては豚等における感染の防止が困難と認められる場合に限り、家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第6条第1項に基づく都道府県知事による予防的ワクチン接種命令の実施を認めているところであり(法第3条の2第1項の規定により農林水産大臣が作成した豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針)、また、法第60条第1項において、当該接種に要する費用に関しても、国の負担を規定しているところ。</p> <p>このように、例外的に認めている豚熱ワクチンの接種については、防疫上接種区域の全ての豚飼養施設において実施する必要があるところ、その確実な接種を担保するため、法第6条に基づく都道府県知事による接種命令として実施し、注射等の主体についても都道府県知事の指揮監督下にある都道府県職員である家畜防疫員に限定しているものである。</p> <p>一方、都道府県知事が民間獣医師を常勤・非常勤を問わず都道府県職員として任用した上で家畜防疫員に任命することは妨げられるものではないことから、御提案においては民間獣医師の任命に関する支障が明確でなく、その支障について具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。</p>	<p>確実なワクチン接種は、家畜伝染病予防法(以下「法」という。)第7条によりワクチン接種が行われた豚に付された標識や、国と協議したワクチン接種プログラムに基づき、法第50条により都道府県によるワクチンの過不足ない使用許可及び適切なワクチン出納管理(持ち出し数量、使用数量、空き瓶の確認等)によって担保されると考える。</p> <p>ワクチン接種は、必ずしも公務員である必要はなく、委託契約によって都道府県知事の監督下におかれた委託を受けた獣医師でも可能であると考えている。また、獣医師に係る専門性は、獣医師免許によって担保されているため、技術的にも問題なく、ワクチン接種を実施することができる。</p> <p>加えて、民間獣医師が、次の理由から、県職員としての任用を断る場合もあり、県の常勤職員である家畜防疫員の負担が増大している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産コンサル会社等の民間企業等に勤務する獣医師が、勤務先の規則により兼業が認められない ・勤務している企業の規則により、個人宛の給与を県から受け取ることができない ・ワクチン接種が平日の場合、県職員として勤務するため、勤務先の休暇を取る必要がある ・政治的行為の禁止等の都道府県職員に適用される服務規程に同意いただけない ・収入や家族の状況等、個人情報に関わる書類を提出することに抵抗がある ・確定申告が必要となる場合に申告手続きが負担である <p>よって、ワクチン接種の円滑かつ効率的な実施と、他の家畜保健衛生業務の対応の充実をはかるために、家畜防疫員以外の民間獣医師によるワクチン接種を可能としていただきたい。</p> <p>なお、法第60条第1項第3号で、手当の二分の一が負担される「雇い入れた獣医師」には、家畜防疫員として任用した民間獣医師は含まれていないため、現状、その費用については、県が全額負担している。今後も接種が継続的に行われる中で、財政上の負担となっていることから、ワクチン接種を行う民間獣医師にかかる費用について、国が負担することも検討いただきたい。</p> <p>(参考:本県家畜保健衛生所の状況)</p> <p>ワクチン接種により、家畜防疫員の業務量は従来と比較して2割程度増加している。</p>	<p>【群馬県】 養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能。 県職員の報酬は個人払いが原則。 勤務時間内の業務として対応できず、休暇扱いになり、欠勤となる。 市役所等の獣医師は任命不可能。 家畜防疫員にかかる人権費は全て都府県が負担。 接種獣医師の確保、ワクチン管理、免疫付与検査は都府県が行っているため、無計画、無秩序な接種にはならない。 国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えるににくい。</p> <p>【岡山県】 民間獣医師を県職員として任用した上で、家畜防疫員に任命することにより、接種業務及び通常業務の継続は可能であるが、県職員として任用する際の財源確保に支障が生じる事から、人件費補助を検討してほしい。家畜伝染病予防法第6条による命令によるワクチン接種については人件費も含めて国の負担対象と考える。</p> <p>【前橋市】 養豚農場の管理獣医師を始め多くの民間獣医師は法人に所属しているため、所属法人の規約により都道府県の職員になることが困難または不可能とのことであり、万が一に備える体制は必要。 市役所の獣医師は任命不可能。 国内の約半数の都府県が接種対象地域と認められており、例外的な接種と考えるににくい。</p>	<p>【全国知事会】 ワクチン接種の実施は家畜防疫員に限定されているが、今後、継続的に接種を行うにあたり、都道府県の管理下での民間獣医師による接種を認めるなど、持続可能な接種体制とすべきである。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
134	長野県	「農業振興地域制度に関するガイドライン」における農用地区域からの除外に係る要件の明確化	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号に該当している土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であることを、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化すること。	農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項において、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」定めるものとされている。この農用地区域を定めた農用地利用計画を変更するに当たり、市町村が法第12条の2第1項に基づく基礎調査を行った場合、その調査の結果、法第10条第3項各号の要件は満たすものの、上記の柱書の趣旨に照らして、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用計画との整合性に鑑みても農用地以外の利用が適当と考えられる土地が発生することがある(例:一方は他の農地に面しているもの三方は市街地に囲まれている農地のような、農用地としての一体性は失われていないものの、経済事情の変化により市街地内に取り残されつつある一団の農地等)。これを受けて、市町村においては農用地区域からの除外を検討したが、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の①においては、法第10条第3項各号に該当しなくなった場合、非農地に該当することとなった場合、開発行為の許可が不要な施設の場合についての変更に限定して記載されており、上記のような事例において、農用地区域から除外できるか明確に示されていない。そのため、市町村においては、農用地区域から除外できるか判断できず、また、県としても相談を受けても除外の可否について適切にアドバイスできない状況が生じている。結果として、適切な土地利用調整が行えず、逆に農用地区域への宅地のにじみ出しが徐々に進んでしまい、他の土地利用計画とも齟齬が生じるなど、対応に苦慮している。なお、ガイドライン第16の1(1)③イaによると、法第10条第3項各号に該当していたとしても、農用地区域に含めない場合も想定されていることから、状況の変化により除外することは可能と考えられる。	市町村の土地利用計画である農振計画及び農用地利用計画が、基礎調査に基づいた市町村の判断により変更できる旨が明確となり、適切な転用需要の誘導、守るべき農用地の確保及び農振計画の他の土地利用計画との整合性の確保をすることができる。	農林水産省	豊橋市、南知多町、たつの市、徳島県、小値賀町、宮崎県	○農用地区域の編入及び除外の基準について、要件が明確化されていないことにより、計画見直しの際に県等に何度も確認が必要となるなど、支障がでている。 ○当市においても、例えば、一方は他の農地に面しているもの三方は市街地に囲まれている農地のような、農用地としての一体性は失われていないものの、経済事情の変化により市街地内に取り残されつつある一団の農地等は存在している法律第10条第3項各号に該当している土地であっても、農用地としての必要性が失われている土地と認められる場合には農用地区域からの除外が可能であることを、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて明確化されていないため、このような事例において農用地区域から除外できるか判断できない。 ○農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項において、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」定めるものとされている。この農用地区域を定めた農用地利用計画を変更するに当たり、市町村が法第12条の2第1項に基づく基礎調査を行った場合、その調査の結果、法第10条第3項各号の要件は満たすものの、上記の柱書の趣旨に照らして、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用計画との整合性に鑑みても農用地以外の利用が適当と考えられる土地が発生することがある。
135	長野県	開発行為の許可不要施設の整備に係る農用地区域の変更にあたり基礎調査を前提としない旨の明確化	開発行為の許可が不要な施設を整備した際の農用地区域の変更にあたり、農業振興地域の整備に関する法律第12条の2による基礎調査を前提とせずとも計画が変更できることを、農業振興地域制度に関するガイドライン上、明確にすることを求める。	農用地において開発行為を行おうとする場合、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第1号から第12号に該当すれば、開発行為の許可は不要となる。この場合、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の④により、「施設を整備中又は整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更すること」とされている。ところが、当該農用地区域の変更が法第12条の2による基礎調査を行わなくても随時除外できるかどうかは、ガイドライン上に明確に記載されておらず、変更のタイミングの判断に苦慮しており、市町村からの問い合わせも年間で度々行われている。	開発行為の許可不要施設に係る農業振興地域整備計画の変更を行うにあたっての取扱いが明確になり、当該施設に係る行政判断、事務について効率化される。	農林水産省	豊橋市、たつの市、徳島県、宮崎県	○開発行為の許可不要施設に係る農業振興地域整備計画の変更を行うにあたっての取扱いについて、法第12条の2による基礎調査を行わなくても随時除外できるかどうかは、ガイドライン上に明確に記載されていないため、変更のタイミングの判断に苦慮する場合がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農業振興地域の整備に関する法律(以下「法」という。)第10条第3項は、農用地利用計画に定めなければならない土地を規定しており、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であって、同項各号に掲げる土地に該当する土地については、農用地利用計画を定めなければならない。</p> <p>また、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合は、法第13条第2項各号の要件を満たす場合に限り可能となっている。</p> <p>御提案の「具体的な支障事例」にあるような、市街地に取り残されつつある一団の農地等については、都市計画の変更等、地域の土地利用の計画の調整により、農用地区域の変更を行うことが望ましいと考える。</p> <p>なお、御提案の「具体的な支障事例」においては、法第10条第3項各号に該当している土地であって、農用地区域からの除外が可能であることの論拠として、農用地区域は「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において定めるものとされている」と述べられているが、「農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において」の文言は、「農業上の用途の指定」にかかるものと解されており、農用地区域に含める土地を「必要な限度において」定めるものではない。</p> <p>また、同じく論拠として、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1の(1)の③のイのaを指摘されている。しかしながら、当該規定は、農用地等以外に供することを目的として、農用地区域より除外したものの、転用がなされない等、長期間にわたってその目的に供されていない場合において、引き続き農用地等以外の目的に供する見込みがないことが明らかとなり、法第10条第3項各号に該当する場合には農用地区域に含めることとしているものであり、農用地等以外の目的に供さない同項各号に該当する土地は、速やかに農用地区域に含めるべきことを指導しているものに過ぎず、同項各号に該当する土地の農用地区域への編入について市町村の裁量を認めているものではない。</p>	<p>本件のような農振法及びガイドライン上に示された除外の要件によらない除外に關し、市町村からの質問も多いことから、回答趣旨について、ガイドライン上明確となるよう検討をお願いしたい。</p> <p>また、都市計画の変更等、地域の土地利用の計画の調整により、農用地区域の変更を行うことが望ましいという回答をいただいたが、「都市計画と農林漁業との調整措置について(平成14年11月1日付14農振第1452号農村振興局長通知)」に基づけば、市街化調整区域から市街化区域へ編入する場合には、具体的な転用計画がなくとも、農用地区域から除外して市街化区域への編入が可能であるものの、非線引き市町村においては、具体的な除外できる転用計画がない限り、農用地区域から除外して用途地域を設定することはできず、また、都市計画法以外の計画(国土利用計画(市町村計画)等)については、農用地区域からの除外に影響を与えるものではない。そのため、本県においては、線引きの5市町を除く72市町村では、市街地に取り残されつつある一団の農地等について、都市計画の変更等により、農用地区域の変更を行うことはできない。</p> <p>都市計画の変更等により対応することが望ましいのであれば、非線引き市町村等においても、農用地としての必要性が失われ、他の土地利用が適当と判断し、都市計画や国土利用計画等の市町村の土地利用計画に農用地以外の用途に供するものとして位置付けるなどした土地については、当該土地利用計画に沿って農用地区域の除外等の変更が可能となるよう検討をお願いしたい。</p>		
<p>農用地区域の変更については、農業振興地域の整備に関する法律(以下、「法」という。)第13条第1項による変更においては「基礎調査の結果により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたとき」と規定されており、法第15条の2第1項ただし書に該当する行為が行われ、経済事情の変動その他情勢の推移により農用地区域の変更の必要が生じた場合は、必ずしも基礎調査を実施しなければならないものではない。</p> <p>今回、明確化を求められていることから、農業振興地域制度に関するガイドラインの改正を行う。</p>	<p>ご回答の方向で対応いただきたい。</p> <p>なお、開発行為の許可が不要な施設について、基礎調査を実施せずに農用地区域の変更を行う場合、法第10条第4項に該当しない土地であれば、法第10条第3項に該当しなくなった土地として、農用地区域から除外することとなると考えるが、その旨をガイドライン上、経済事情の変動その他情勢の推移等変更事由についての項目でも明確にしていきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
136	長野県	「農業振興地域制度に関するガイドライン」の記載事項の削除	農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④の記載から「(規則第37条)」の文言を削除すること。	農業地域の振興に関する法律第15条の2第1項柱書においては、農用地区域内において開発行為をしようとする者は都道府県知事等の許可が必要な旨が規定されているが、同項ただし書において、同項第1号から第12号までに該当する行為については、許可が不要とされている。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第35～37条においては、それぞれ法第15条の2第1項第1号、9号、11号の内容について詳細に規定している一方、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2(1)④においては、「法第15条の2第1項の規定による同項に規定する開発行為の許可が不要(規則第37条)であり、農地転用許可も不要なもの」と記載されており、当該記載により、上記法第15条の2第1項ただし書の規定にかかわらず、施行規則第37条(法第15条の2第11号)に該当する場合のみが対象となるとの誤解が生じており、市町村等の判断の支障となっている。また、市町村から県に対しての当該規定に関する問い合わせも度々行われており、対応に時間を要している。	開発行為の許可不要施設に係る判断が明確になり、当該施設に係る行政判断、事務について効率化される。	農林水産省	豊橋市、たつの市、徳島県、熊本市、宮崎県	○当市での事例はないが、現在のガイドラインの記載内容だと、施行規則第37条(法第15条の2第11号)に該当する場合のみが対象となるとの誤解を招くおそれがあるため、提案のとおり、「(規則第37条)」の文言を削除すべきと考える。 ○農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて、法第15条の2第1項ただし書の規定と、施行規則第37条(法第15条の2第11号)の記載が分かりにくいと思われる。
137	置賜広域行政事務組合	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業において一部事務組合がし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること	社会資本整備総合交付金事業の下水道広域化推進総合事業について、交付要綱の交付対象は、下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている。しかし、現に一部事務組合が設置し維持管理を行っている複数のし尿処理施設を廃止し、当該一部事務組合の構成自治体が設置し維持管理を行っている下水道終末処理場にし尿受入施設を設置しようとする場合は、一部事務組合においてし尿受入施設の設置及び維持管理ができるよう措置を講ずること。	当組合は、昭和46年より、A市を処理区域とするし尿処理施設と、B市、C町及びD町を処理区域とするし尿処理施設の2施設を運営している。下水道の普及及び人口減少により、し尿処理施設の処理量は処理能力を大きく下回り、また施設の老朽化により改築時期を間もなく迎えることから、経済性・効率性の観点で、上記し尿処理施設を廃止し、A市下水道終末処理場での一括処理を平成29年度から検討してきた。検討にあたり当該事業の活用を考えているが、事業の実施主体について、「下水道終末処理場にし尿受入施設を整備しようとする場合、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとされている」と規定されていることにより支障が2点生じている。一点目は、し尿処理の事務は、当組合の設置により2市2町の権能から除外されている。交付要綱の規定通り、下水道担当部局がし尿受入施設の設置、改築及び維持管理をしなければならないとするならば、その権能を再び市町村に戻すこととなり、自治体の意思決定に反することとなる。二点目は、交付金要綱に沿って、下水道担当部局であるA市が事務局となり、協議会方式で施設を設置することになれば、施設がA市の財産となる。その場合、構成市町が多額の負担金を拠出する相手先が、一部事務組合ではないことで、構成市町の住民が将来にわたって公平に利用できるかどうか等、不要な懸念を生じさせる恐れがある。また、国土交通省水管理・国土保全局下水道部「下水道事業の広域化・共同化」によると、共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている。以上のことより、当該事業の事業実施主体については、地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、柔軟に解することを検討頂きたいというものである。	全国には、下水道施設は県や単独市町が運営し、し尿処理施設は一部事務組合が運営している事例が多々ある。地域の連携の仕組みの実情に応じた施設管理を可能とするため、実施主体を柔軟に解することで、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省で推進している下水道事業の広域化・共同化を加速させることができる。	国土交通省、環境省	寝屋川市、宮崎県	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条に定める行為を行う土地は、特に農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項の農用地区域に含めない土地に該当する場合は想定されることから、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の2の(1)の④の括弧書きとして記載しているところであるが、誤解を招いているようであれば好ましくないことから、農業振興地域制度に関するガイドラインの改正を行う。</p>	<p>誤解が生じていることから、ご回答の方向で対応いただきたい。</p>		
<p>社会資本整備総合交付金事業は、国土交通省所管の下水道事業等の実施に対して交付するものです。 下水道広域化推進総合事業(以下、本事業)は、下水道事業の交付対象事業の一つであり、下水道事業を核とした汚水処理の広域化・共同化を促進するため、下水道事業者が設置するし尿受入施設の整備について交付対象としたものです。 一方、提案のあった、一部事務組合がし尿受入施設を設置しようとする事業は下水道事業でなく、本事業の対象とはなりません。 なお、提案中にある「共同処理の事業主体の一つとして、一部事務組合も想定されている」については、下水道事業を実施するから認められるものであって、下水道事業でないものが対象となることはありません。 また、し尿(一般廃棄物)の処理を目的とした施設整備であれば、一般廃棄物処理事業を担う地方公共団体に対する補助制度(循環型社会形成推進交付金事業)もございますが、ご指摘のし尿受入れ施設は処理機能を有さないため対象となりません。</p>	<p>1次回答で交付対象が「下水道事業者」とされているが、交付要綱第1章イ7-(9)3の交付対象は、「地方公共団体」と規定されており、他の大部分の下水道事業において交付対象としている「下水道事業を実施する地方公共団体」とはされていない。また、交付要綱第1章イ7-(9)4の留意事項⑤では、「以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。」と規定されている。 東北地方整備局からは、以前、下水道法第4条の事業計画を策定する地方公共団体が本交付金の交付対象となり得ると聞いている。し尿が同法第2条第1号の下水に含まれると解すれば、し尿受入施設は夾雑物を除去する下水の処理を行うこととなり、同法第5条第3号の終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)に該当すると考えられる。本組合が整備しようとするし尿受入施設は、夾雑物を除去する前処理等を行う設備として下水道終末処理場に設置するものであり、本組合がし尿受入施設単独での事業計画を策定することについて御配慮いただきたい。 また、本組合は当該下水道終末処理場を運営する市等により設けられたものであり、一部事務組合等が下水道終末処理場を運営する主体等と連携してし尿受入施設を設置・維持管理することが確保されるのであれば、下水道事業の広域化・共同化の観点から、地域連携の実情に応じた実施主体による施設管理を可能とするため、「一部事務組合がし尿受入施設を設置しようとする事業」について、交付の対象として取り扱うよう、交付金要綱を柔軟に解釈いただきたい。これは、下水道広域化推進総合事業の交付対象にし尿受入施設が追加された趣旨とも合致すると考えられる。 また、循環型社会形成推進交付金事業でいう処理機能とは、どのようなものを指しているかお示しいただきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
138	倉敷市	次世代育成支援対策施設整備交付金の運用見直し	設計・施工一括発注するデザインビルド方式などの多様な施設整備について、次世代育成支援対策施設整備交付金が活用できるよう、運用の見直しを行う。	本市児童センターのデザインビルド方式による建替事業において、厚生労働省に次世代育成支援対策施設整備交付金の申請を行う予定であったが、施設整備に係る同交付金は、契約前までに交付申請及び内示を得た上で、建設工事を同年度内に着工することが必要とのことであった。デザインビルド方式のように、設計と施工を一括発注する公民連携手法を採用した場合、設計期間によっては、建設工事が年度内に着工できず、交付金を受けることができない。	現行では、PFI事業に限って「既存建物の改修のために必要な公有財産購入費」がハード交付金の対象経費となっているところ、デザインビルド方式においても同様の交付金が得られることとなれば、PFI手法以外にもデザインビルド方式など、より公費負担や事務負担が抑えられる施設整備手法を選択することができる。また、内閣府、国土交通省、総務省などが推進する公民連携手法の普及・拡大にもつながる。	厚生労働省	いわき市、川崎市、加賀市、豊橋市、熊本市、宮崎市	
139	生駒市 【重点21】	農地利用最適化推進委員に係る定数の参酌基準化	農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数について、地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、従うべき基準から参酌すべき基準へ見直すことを求める。	平成27年に農業委員会等に関する法律(以下「法」という。)が改正され、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を担う推進委員が新設された。この推進委員の定数については、政令で定める基準に従い、条例で定めることとされており、その基準として「農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を百で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)以下」とすることが政令において定められている。本市では、農地面積が628ヘクタールであるため、上限となる7人の委員を委嘱し、法第17条第2項の規定に基づき、各推進委員に担当区域を割り振った上で、利用状況調査、日常パトロール、集落座談会等の現場活動を行っていた。農業委員も現場活動を行うことが可能であるため、現状では、1地区ごとに農業委員と推進委員が2人1組になって協力して現場活動を実施している状況である。しかし、本市農地の特徴として、急峻な地域であり、不整形で小規模な農地(1筆当たりの面積が平均で約350㎡)や車が進入できない農地が多いため、高齢者が多い推進委員一人が、担当する区域内について調査等を行うのには非常に労力と時間がかかっている。推進委員を7人から10人に引き上げられれば、域内の地区割りを10地区として、推進委員一人一人の負担を軽減することが可能になると考えている。このように、農業委員会の運営体制や区域内にある農地の地理的状況等は地域によって様々であるにもかかわらず、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来していることから、地域の実情に応じて定数を決定することが可能となるよう、定数基準の参酌化を求める。	推進委員が担当する区域の現場活動の負担が軽減され、農地等の利用の最適化の推進のための活動を効率的かつ効果的に行うことが可能となる。	農林水産省	御杖村、京都市、枚方市、上田市、鳥取県	○大都市近郊の当市の農業は、農業従事者の高齢化と都市化により、担い手の減少や後継者不足、遊休農地の問題がますます深刻化しております。農業委員会組織は、平成29年7月20日から新体制となりました。旧体制の農業委員数が17名であり、その数を上限として、新体制の農業委員数と推進委員数を定めました。当時の農地面積は589haであったため、推進委員を6名として、残りの人数11名を農業委員としました。本市推進委員の活動は主に、①農地法等許可案件に関する担当地区の現地調査及び総会出席、②推進委員の打合せ(ほぼ毎月)、③遊休農地等の担当地区現地調査であります。特に③においては、推進委員の丁寧な現地活動により、遊休農地を減らすことができました。本市の場合、②と③は推進委員のみの活動であり、農業委員よりも推進委員の業務量が多い状況です。本市は、都市近郊であるため農地から宅地化などの転換が大幅になされ、年々農地が減少しています。今年度委員の改選があり、令和2年7月20日からの推進委員の定数は、農地面積が531haであったため、何とか今期と同様の6名を確保することができました。しかし、このまま農地の改廃が進んでいくと、3年後の推進委員の定数が減る可能性が高いと危惧しています。農地面積だけで人数を定めると市域の面積は変更はないため、人数が減ると必然的に推進委員の活動範囲が広くなり、推進委員の負担が増えることが予想されます。そのため、今までのような活動は難しくなるかと思われます。できれば、今後も現行人数を維持し、推進委員の活動を発展させていきたいと考えます。地域の実情に応じた形での推進委員の定数を定めることができれば、農業委員会必須事務である「農地等の利用の最適化の推進」の活動が長期的に充実した形で取り組めると考えます。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>デザインビルド方式による施設整備についても、次世代育成支援対策施設整備交付金の補助の対象となりうるため、現行規定で対応可能な提案と考える。</p> <p>なお、本補助金は施設整備に係る補助金として協議を受けているものである事から、交付決定をした年度内に工事に着工するものを対象としている。</p>	<p>施設整備に係る同交付金は、契約前までに交付申請及び内示を得た上で、建設工事を同年度内に着工することが必要という認識です。つまり、デザインビルド方式による契約後、設計期間があるため(設計・施工一括発注のため)、建設工事が年度内に着手できない場合は、補助金を受けることができないというのが支障の根本となります。例えば、他省庁の補助金では、デザインビルド方式による契約書に記載されている工事着手日を契約日とみなして、工事着手の前に補助申請を行う事例がございますが次世代育成対策施設整備交付金についても、このような運用が現行規定で可能ということか明示いただければ幸いです。</p>		
<p>推進委員の定数については、平成27年に農業委員会等に関する法律を改正し、推進委員を設置するにあたり、全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている。</p> <p>なお、農業委員会事務局として臨時職員を雇用するための予算を措置しているところであり、推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能であると考えている。</p>	<p>推進委員の定数は、「全国の農業委員会の意見を踏まえて決定したもので、その結果、推進委員が農地利用の最適化を行うにあたって適切な農地面積を、100ha当たり1人を上限として定めている」との見解であるが、「農業委員会組織・制度見直しに関する要請」(平成26年12月4日平成26年度全国農業委員会会長代表者集会決議)では、地域の農業・農地に十分な責任を果たしうる活動をするための担当地域の委員一人当たりの農地面積を「概ね1人当たり100haとして、十分な体制整備を図ること」を国に求めている。農地の地理的状況等は地域によって様々であるところ、現行の画一的な定数基準によって、農地等の利用の最適化の推進のための活動に支障を来している。地域の農業・農地に十分な責任を果たしうる活動をするためにも、「概ね1人当たり100ha」を「従うべき基準」として上限を定めるのではなく、「参酌すべき基準」として地域の実情に応じ弾力的に定めることが可能となるよう、今回見直ししていただきたい。</p> <p>推進委員の定数基準が参酌化されれば、推進委員一人ひとりの負担が軽減され、よりきめ細かく農業者の声や農地の状況等を把握することが可能となり、もって担い手への農地利用の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規農業者の参入促進などの効果が期待されるので、積極的に検討いただきたい。</p> <p>なお、「推進委員を補助する者を雇用することで、少しでも推進委員の負担を減らすことは可能である」との見解が示されているが、推進委員が担当する区域の範囲に変わりはないことなどから、推進委員の負担軽減は極めて限定的であり、支障を根本的に解決することはできない。</p>		<p>【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
140	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、関西広域連合	肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に係る食肉市場等の取引データの収集方法の合理化	肉用牛経営安定対策において、標準的販売価格の算出に用いる食肉市場等の取引データについて、都道府県を経由せず、国または独立行政法人農畜産業振興機構が食肉市場等から直接データを収集する仕組みへの見直しを求める。	本県では、平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場以外の市場(県内外)から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては取引データの提供を断られている。その理由としては、市場において県別にデータを管理しておらず、複数の県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事務が煩雑になっているためである。 また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多く、事務負担が大きくなっている。 当該交付金は、県内の生産者の経営の安定を図る上でも有意義な制度であるが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではなく、以上の事情からも非効率的になっているのではないかと考える。 一方で、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りをすることになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。	国または機構が一元的に取引データを収集することで、報告数の増加が見込まれる。これにより正確な取引価格の把握が可能となり、ブロック別算定の趣旨に則った生産者への交付金の交付が可能になる。	農林水産省	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、島根県、上板町、鹿児島県	○当県では、平成30年12月26日付け30農畜機第5252号-1に基づき、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場以外の市場(県内外)から肉用牛の枝肉取引データの収集を行っているが、食肉市場によっては複数県からのデータ提供依頼を受けるため、県別のデータ抽出等の事務が煩雑になっていることなどから、取引データの提供が困難な場合がある。また、県としても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集して、販売月の翌月15日までに国に報告することとなっているが、確認するデータの数が多く、事務負担が大きくなる。当該交付金は、令和2年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始され、県内の生産者の経営の安定を図る上でも有意義な制度であるが、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、国または機構と市場だけでデータのやり取りをすることになるため効率的であり、市場にとっても制度の趣旨を十分に理解した上でデータ提供を行うことが可能となり、報告徴収権等を有する国または機構からの依頼の方が十分なデータ収集が可能となると考える。 ○都道府県ごとのデータの収集は、当県算定に必要であったため、食肉センターから枝肉価格と枝肉重量を県別に分けて提供してもらっていたが、本年5月から枝肉価格と枝肉重量は地域ブロック別算定となり、都道府県に報告する必要はなくなったところ。また、食肉センターや都道府県の事務処理上の負担軽減にもつながることから今回の見直しは必要と考える。 ○当県においても、複数の市場等から販売日、個体識別番号、性別、枝肉重量、枝肉価格等を収集し、販売月の翌月15日までに国に報告しているが、確認データ数が多く、関係団体とのダブルチェックもあり、関係する事務負担が大きくなっている。また、本年5月からは枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、必ずしも都道府県ごとのデータ収集は必要なく、国または機構が一元的にデータの収集を行う体制を構築した方が効率的であると考えられる。 ○当県は、県内の生産者の取引がある農林水産省大臣官房統計部から牛枝肉の取引価格が公表されている25カ所の卸売市場の枝肉取引データを機構が使用し、主産物価格を算出しているため、事務負担はないが、本年5月から枝肉販売価格のブロック別算定が開始しており、都道府県ごとのデータの収集は必ずしも必要ではないことを鑑みると、国または機構から一元的にデータの収集を行った方が、効率的であると考えられる。
142	八戸市、山梨県	中核市における母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る法解釈の明確化	中核市移行時の事務移譲に伴う母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る債権譲渡について、市が一般会計から県へ支払う債権譲受額を、市の特別会計への一般会計繰入金とみなせる旨を明確化する。	中核市である本市の場合、国へ国庫貸付金の償還を行う際、中核市移行時に市が県へ支払う債権譲受額を、『市が一般会計から母子家庭等への貸付費として特別会計へ繰入れた額』とみなしていないため、特別会計の余剰金を一般会計へ繰出すことができない。しかし、他の中核市の中でも、中核市移行時の債権譲受額を一般会計からの繰入金とみなしているところもあり、中核市間で取扱いが異なる。中核市移行市のための法文が整備されておらず、解釈が不明確なことから、適当な対応がわからず苦慮している。 債権譲受額を『市が一般会計から母子家庭等への貸付費として特別会計へ繰入れた額』とみなさない取扱いが、厚生労働省に照会のうえ行っているものだが、仮にこの取扱いが誤りの場合、今年度は200万円弱の過大な国庫償還が発生することになる。 また、中核市移行市の場合に、国が都道府県に貸付けていた額は国庫償還額の算定に反映されるのに対し、県が特別会計に繰入れていた額、つまり中核市移行時の債権譲受額が国庫償還額の算定に反映されないというのは、妥当ではないのではないかと考える。	中核市移行市の場合の法解釈について明確化することにより、基準が明確になる。また、中核市移行に伴い、県から事務を移譲された市の財政的な負担が軽減される。そのことにより、市民へ還元すべき一般財源が確保できることから、ひとり親家庭等や他の必要な支援へ財源を割くことができ、市民サービスの向上につながる。更に、中核市への移行に伴う不利益な要素の1つが排除されるため、他都市における中核市移行が促進され、地方分権に繋がる。	厚生労働省	福井市、豊田市、寝屋川市、高松市、高知県	○当市は中核市移行時に県に支払った債権譲渡額を一般会計繰入金として取り扱っているため、同様の支障はないが、自治体間の不公平をなくすために法解釈の明確化は必要である。 ○事務開始直後で、国への償還は発生していないが、今後可能性あり。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)制度における標準的販売価格の算出に係る牛枝肉取引価格等については、主産物価格の算定に当たって地域の取引実態を反映するため、品種の区分ごと(肉専用種、交雑種、乳用種)の相対取引及び市場取引における枝肉取引データの提供を都道府県に依頼し、機構がデータの収集及び公表を行うこととしている。具体的には、都道府県が農協や市場等のデータ提供元から精算伝票を入手し、取引日、個体識別番号、品種、性別、規格、枝肉重量、枝肉価格のデータの確認を行った上で所定の様式に入力し、販売月の翌月15日までに機構に提出、機構は提出されたデータについて内容を精査の上、主産物価格の算定に利用している。</p> <p>牛マルキンの公正かつ透明性の高い運営を行うためには、算定に用いるデータの地域格差や価格の偏りを減らすため、できる限り多くの枝肉取引データを確保する必要がある。この考え方は、牛マルキンの法制化時に引き継がれ、格付枝肉の売買に係る総取引高によって算定することを規定しているところである。このため、標準的販売価格の算定にあたっては、公表されている公正なデータである市場取引データだけでなく、全国各地の食肉センター等で行われている相対取引における枝肉取引データを算定に利用する必要がある。相対取引データは主な提供元が県の農協等であるが、当該県に占める相対取引の割合が県によりまちまちで、取引相手が複数にわたる県も多いことから、国又は機構が全国で約100にものぼる取引相手から個々にデータを毎月収集することは困難であることから、引き続き都道府県で収集を行うことが必要である。また、市場取引データについては、各県の生産者は複数の市場に出荷しており、各県の牛がどこの市場でいくらで取引されたかを国又は機構がそれぞれの市場からデータを毎月収集することは困難であることから、引き続き都道府県で収集を行う必要がある。</p>	<p>都道府県には報告徴収権限等がないことから、食肉市場から、都道府県別のデータ抽出等の事務が煩雑なため、提供を断られることもあるが、国または機構には報告徴収権限等があることから、円滑にデータを収集することができるため、データ数が増加し、より正確な取引価格の把握が可能となると考えられる。</p> <p>取引データを都道府県に収集させることは、法令に法廷受託事務として規定されているわけでもないところ、本交付金の算定に当たって都道府県に事務を行わせる根拠がないことを踏まえ、データ収集等の事務は国または機構で行うべきである。</p>	<p>【岩手県】 国又はALICが相対取引の都道府県別取引データの収集を行うのが困難であることは理解するが、25市場の取引データについては、国等が直接収集した方が効率的ではないか。</p> <p>【鹿児島県】 都道府県ごとの枝肉データの収集は、県別算定に必要であったため、食肉センターから枝肉価格と枝肉重量を県別に分けて提供してもらっていたが、本年5月から枝肉価格と枝肉重量が地域ブロック別算定となり、県別に分ける必要がなくなった。</p> <p>ほとんどの食肉センターは、複数の県をまたいで取引を行っており、これまで枝肉データを毎月県ごとに仕分け、複数の県に送付していたことから、ブロック算定となったことを受けて、県毎に仕分けることは、非効率と考える。</p>	
<p>福祉資金貸付金については、各都道府県等において、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して安定的に貸付けを行う必要があるため、特別会計を設けることで、必要なときに確実に貸付けを行うための予算を確保している。特別会計の決算上剰余金が発生した場合は、当該剰余金を翌年度の特別会計に繰り入れなければならないが、当該剰余金の額が一定額に相当する場合は国への償還義務が発生するところ、国への償還を行った場合に限り、特別会計に繰り入れた金額の総額の一部に相当する金額を一般会計に繰り入れることができる。</p> <p>これは、安定的な貸付けを行うために必要な額以上に剰余金が積み上がっている都道府県等については、特別会計に繰り入れられている国からの借入金の一部を国に償還した上で、一般会計からの繰入額の一部を一般会計に繰り入れ直すことを許容するものと解される。当該趣旨に鑑みると、中核市移行時の事務移譲に伴う貸付金に係る債権譲渡にあたり、中核市移行市は応分の譲受対価を負担しているところ、剰余金について上述の条件を満たす場合、国への償還に際して、譲受対価の一部に相当する金額を一般会計に繰り入れることは、貸付制度の安定的な運用を妨げるものではないと考えられる。</p> <p>したがって、中核市移行市が一般会計から都道府県へ支払う譲受対価を、中核市移行市の特別会計への一般会計からの繰入額とみなすことも差し支えない取扱いであると考えられるところ、ご提案を踏まえ、この取扱いが可能である旨について今年度中に改めて通知することを検討したい。</p>	<p>特別会計設置の趣旨を踏まえ、取扱変更に係る通知をご検討いただけることに、感謝したい。通知の発出に当たっては、令和2年度のできる限り早い時期を希望する。国庫償還は、各年度に報告した剰余金を翌年度に償還する関係上、通知が遅くなると、令和2年度報告及び令和3年度償還の取扱いが不明になってしまうことから、事務に支障が出ないよう、遅くとも令和3年1月中旬までの通知をお願いしたい。</p> <p>次に、中核市移行市が一般会計から都道府県へ支払う譲受対価については、都道府県への支払いは通常複数年で分割するものであるが、都道府県への支払い完了前に国庫償還が発生することもあることから、都道府県へ支払い終わった額ではなく、中核市移行市が都道府県へ支払う契約額全体を中核市移行市の負担額としていただきたい。なお、中核市移行市において、一般会計から都道府県へ支払う譲受対価ではなく、都道府県が一般会計から特別会計へ貸付費として繰り入れている金額を中核市移行市の負担額とし、国庫償還額等を算定している場合等には、現状の取扱いから変更が生じることによって、不利益を被る自治体が必ずしもないとはいえない。本件提案により、不利益な取扱いを受ける自治体がある場合、提案の本旨とは異なるため、通知に当たっては、福祉資金貸付金制度に係る各自治体が既に行っている各運用を十分ご考慮のうえ、自治体の不利益にならないよう配慮した柔軟な取扱いとなるようご検討をお願いしたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
143	旭川市	地籍調査実施主体への相続財産管理人選任請求権の付与	地籍調査対象土地の所有者が死亡しており、その所有者について戸籍上の法定相続人が存在しない又は法定相続人の全員が相続放棄している(以下「相続人不存在」という。)場合に、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する民法第952条第1項の特則規定を国土調査法に設ける。	地籍調査とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。中でも筆界の調査は重要であり、筆界は土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)の立会及び確認を得て調査を行うが、所有者等の立会及び確認が得られないときは原則として筆界未定となる。ただし、地籍調査作業規程準則第30条第3項の規定により、所有者等の所在が明らかでないため立会を求めることができない場合で、かつ、筆界を明らかにする客観的な資料が存在する場合においては、関係行政機関(登記所)と協議の上、所有者等の確認を得ずに調査することができる。他方、相続人不存在の場合には、左記の規定にいう「所有者等の所在が明らかでない」場合に文言上該当しないことから、民法第952条に基づく家庭裁判所への相続財産管理人の選任請求を行った上で、相続財産管理人の立会及び確認により筆界確認を実施せざるを得ない。当市では、所有権登記名義人の死亡後、相続登記がされないままその法定相続人が相続人なくして死亡してしまった土地につき、当該土地の名義人の親族等に相続財産管理人の選任請求を提案したが、費用面の問題を理由に断られ、更には検察官にも断られたため、相続財産管理人による立会及び確認を実施することができず、筆界未定として処理せざるを得なかった事例がある。	地籍調査において筆界確認を実施することができず筆界未定となれば、隣接地所有者に非がないにも関わらず、自己所有地についての売却や担保権の設定が困難となり資産価値が下落するといった不利益が生じる。そこで、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与することにより、相続財産管理人による筆界確認が可能となり、その結果、筆界未定を回避することができるほか、その後の用地買収における売買契約等が円滑に実施できるなど、公共事業の迅速化という観点からも有益である。加えて、所有者のない不動産に係る国庫帰属手続にも資することができる。	法務省、国土交通省	苫小牧市、千歳市、福島県、川崎市、平塚市、三浦市、中井町、福井市、佐久市、半田市、豊田市、犬山市、大牟田市、熊本市、宮崎市	○当市においても同様の支障事例はあり、筆界未定として処理をしている。 ○当県の一部の市町村においても、登記名義人の死亡後に相続登記がされていない土地が多数存在しています。近年、法定相続人全員が相続放棄する事案こそ発生しておりませんが、法定相続人の数名から放棄する旨の通知を受けることもあることから、今後、法定相続人全員が相続放棄するケースの発生を危惧しているところです。また、登記名義人が相続をせずに死亡している土地や、死亡した登記名義人の公用請求も探索に限界があることから、相続人不存在による筆界未定地として処理せざるを得ない事例も発生しており、筆界未定地に隣接する土地所有者にとっては不利益となるため、筆界未定地の解消に対して特に強い要望を受けています。今後、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権が付与されれば、相続財産管理人による筆界確認が可能となり、その結果、筆界未定を回避することができるほか、その後の用地買収における売買契約等が円滑に実施できるなど、公共事業の迅速化という観点からも有益です。 ○当市では、平成27年度に地籍調査事業を再開し、実施しています。今後、本格的に事業を推進していく中で、当市においても、土地所有者の相続人全てが死亡している土地や相続人がいない土地等の調査を行うことが考えられます。その場合、現行の制度では、当該地の境界が確認できないため、隣接地を含むこれらの土地について、やむを得ず筆界未定として処理することになります。これにより、当該地の管理放棄状態は継続し、隣接地を含め売買が困難になる等、利用上の制約を受けることとなります。今後、国土調査法の規定が見直され、地籍調査実施主体に相続財産管理人の選任請求権を付与されることになれば、現土地管理者や隣接土地所有者等に対して制度の活用を促し、相続財産管理人として境界を確認してもらうことで、土地の筆界未定を回避し、地籍調査事業の成果を向上させることができます。さらには、この土地が適切に管理、処分されることで、管理放棄地の解消、土地の利活用、公共事業の円滑な実施を図ることができます。 ○当県においても地籍調査を実施したが所有者の所在が不明等で境界立会ができず、境界を定めることができない事案がこれまでも発生しており、課題解決に向けた対策が必要となっている。
146	松戸市	国民健康保険料の還付に必要とされる戸籍の無料化が可能であることの明確化	相続人に対する国民健康保険料の還付に係る相続関係確認資料としての戸籍証明書発行手数料を無料とすることが可能であることの明確化。	被相続人の国民健康保険料の還付において、本市では、相続関係を確認するため、担当課にて確認がとれない場合は、請求者である相続人自身に相続関係書類の添付を依頼しているが、法定相続情報証明書等が発行が不可である場合、出生から死亡までの一連の戸籍証明書にて確認を要する。その際、転籍等により複数の戸籍証明書取得が必要となるケースが多く、相続人への発行手数料の負担が生じている。住民からの手数料が負担であるとの声や、手数料負担から還付手続きをされない方もいるが、過去に相続人の詐称からトラブルに発展した事例もあるため、担当課にて確認が取れない以上は、還付請求者である住民へ書類添付を依頼している状況である。なお、国保給付における同様の手続きについて、国保法112条の規定により、相続人は無料で戸籍取得可能であり、年金の裁定請求時においても無料で取得可能である。このことから、国保料の還付についても、無料で取得可能とし、住民の負担を軽減させたい。	制度改正もしくは、現制度に給付のみならず本件(国民健康保険料の還付)も含む明確化された場合は、戸籍証明書の発行手数料免除により住民の金銭的負担が軽減される可能性があることを案内できるようにする。また、どちらも国民健康保険制度にありながら、給付金と保険料との違いにより、手数料負担の取扱いが異なっている状況を解消できる。	厚生労働省	川崎市、佐久市、新居浜市、久留米市	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地籍調査作業規程準則第30条第4項(令和2年6月30日改正。改正前の同条第3項)は、所有者等の調査を行ったとしても所有者等の所在が明らかでなく、立会いを求めることができない場合に一定の要件の下で、立会いを省略できる規定である。ご指摘の「相続人不存在」とは、地籍調査の実施主体が戸籍を調査し、所有者となり得る相続人の調査を行った結果、該当する者が判明しなかった場合であり、「所有者等の所在が明らかでない場合」に含まれる。</p> <p>上記取扱いについて、必要に応じて、地方公共団体向けの説明会等で周知することを検討したい。</p>	<p>第1次回答のとおり、地籍調査作業規程準則第30条第4項(以下「同項」という。))の「所在がいずれも明らかでない場合」に「所有者の相続人が不存在かつ利害関係人が存在しない場合」が含まれると解釈しても、同項には「地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料を用いて関係行政機関と協議の上、筆界案を作成」する要件が課されている。地積測量図は存在するが、作成年度が古いため現地復元性がない場合や、そもそも地積測量図その他の筆界を明らかにするための客観的な資料が存在しない場合には、同項を適用することができない。この場合、相続財産管理人の選任請求を行った上で相続財産管理人による立会いのもと、筆界確認を行う以外に筆界未定を回避する術がないことから、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権を付与する規定を国土調査法に設けていただきたい。</p> <p>なお、国土交通省の全国調査によると、平成28年度に地籍調査における一筆地調査を実施した622,608筆のうち、最終的に土地所有者等の所在不明で立会いが困難であった土地は2,526筆であり、このうち同項に規定する客観的資料により筆界確認をすることができたものは25%未満の618筆であった(地籍問題研究会第21回定例研究会(国土交通省報告「中長期的な地籍整備の推進に関する検討状況(中間取りまとめの概要)」))。このような実情から、多くの追加共同提案が寄せられたものと思料する。</p> <p>加えて、同項の「所在がいずれも明らかでない場合」に「所有者の相続人が不存在かつ利害関係人が存在しない場合」が含まれると解釈することは文理上困難であるところ。説明会での周知にとどまらず、準則上での明文化又は解釈通達の発出により、取扱いを明確に示していただきたい。</p>	<p>【大牟田市】</p> <p>回答のとおり、相続人が不存在又は相続人全てが死亡の場合については、地籍調査作業規程準則第30条4項に規定する「所有者等の所在が明らかでない場合」により調査を行うものとするが、筆界を明らかにする客観的な資料が存在しない場合は、この規定によることができない。また、相続財産管理人が選任されることで、その財産が処分又は活用され、所有者不明土地の解消にもなるため、引き続き、地籍調査実施主体への相続財産管理人の選任請求権の付与について検討されたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>近年の豪雨災害等により、相続人不存在の土地が復旧工事等の対象地となり、支障が生じることも想定されるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。</p>
<p>手数料とは、特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報酬として徴収する料金である。地方自治法において、地方公共団体は、特定の者のためにする事務(身分証明等—私人の要求に基づき主としてその者の利益のために行う事務)につき、条例により手数料を徴収することができることとされており、戸籍に関する事務を含め、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務については、同法に基づく政令において、標準となる手数料の金額が定められている。</p> <p>こうした中、戸籍の発行が申請手続き上必要とされる場合などに、市町村長により条例に基づいて無料証明を行うことができる。社会保険制度においては、制度のもつ公的性格(保険給付は社会保障の本旨にてらして制度の本体をなすものである)に鑑み、特に経費負担や手続を軽減するニーズが想定される保険者(市町村及び国保組合)又は保険給付を受ける者(一般的には被保険者であるが、被保険者であった者や法定給付である葬祭費の支給を受ける者を含む)に対し、市町村長が、条例の規定に基づき、戸籍の無料証明を行い得ることとしている。</p> <p>このように、そもそも、地方公共団体の手数料の取扱いについては、地方自治法に基づく条例で定めることができる。ご指摘の保険料過誤納金の還付を被相続人が受けるようなケースまで、あえて国民健康保険法に明記する必要があるのかどうかについては、市町村における実態や他の社会保険制度(健康保険、後期高齢者医療制度等)とのバランスも含めて、慎重に見ていく必要がある。</p> <p>なお、市町村の中には、手数料条例において個別事情に応じた減免等の規定を設けている市町村もあるものと承知している。</p>	<p>本件について、国保法への明記が困難であることは承知した。また、本件について手数料を減免する取扱い自体は、実質可能であることを確認できた。</p> <p>なお、減免根拠を国保法に明記する代案として、市条例にて独自に手数料の減免制定が可能であることは把握しているが、国保に関する複数ある相続関連手続きのうち、給付制度のみ手数料減免と国保法上明確に定められている状況では、各自治体において、その他相続関連手続きにおいても減免して差し支えないとは認識し難い状況にある。</p> <p>本件の一次回答から「市町村の中には、手数料条例において個別事情に応じた減免などの規定を設けている市町村もあるものと承知している」とあるが、上記のとおり、類似する手続きの中で一部のみ法規定されているが故に、その他は対象外とも読み取れてしまい、本件については市独自にて減免規定できていない状況である。</p> <p>したがって、各自治体が独自条例にて規定可能とするために、「国民健康保険料の還付に係る戸籍手数料においても、市町村の条例において、減免制定可能である」旨の通知(通達)や意思表示を国から出していただきたい。</p> <p>また、当該提案募集制度の回答を以って、判断して差し支えないようであれば、その旨、二次回答にて明確に記載していただきたい。(本件の提案制度の趣旨としては、国保法への明文化ではなく、「減免可能とすることの明確化」である。)</p> <p>特に、戸籍を発行し手数料減免を管轄する部門と、国民健康保険部門は通常別部門であることから戸籍手数料減免の規定を行う部門(本市では市民部)の立場では、「国民健康保険法に規定があるものとそうでないものがあるが、どちらも実質減免可能」と判断する根拠が無く、減免規定しづらい状況である。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
147	明和町、長野原町、玉村町、千代田町	開発許可における道路の歩車道の分離に係る基準について地方公共団体が条例で緩和することを可能とする見直し	都市計画法第33条第1項に規定する開発許可の基準のうち、「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」としているものについて、地方公共団体が開発区域の区域区分・地域地区等の実態や、区域内の道路及び周辺建築物の配置(予定)状況、その他の地域の実情を十分に勘案した上で、工業団地の造成等により設置される道路で歩行者の通行の用に供することが想定されないものについては、幅員9メートル以上であっても歩道の設置を不要とすることが可能となるよう、当該基準を条例で緩和できるようにしてほしい。	都市計画法に基づく開発許可制度では、同法施行令第25条第5号の規定により、道路に関する基準の1つとして「開発区域内の幅員9メートル以上の道路は、歩車道が分離されていること」とされている。この基準は条例で強化することが可能だが緩和することは出来ず、住宅団地や商業団地は勿論のこと、工業団地の造成についても、全国一律で最低限従わなければならないものとなっている。当町は企業誘致に力を入れており、大規模な工業団地造成を推進しているが、団地内に大型トレーラー等が安全に通行できる幅員9メートル以上の道路の新設を検討する際、周辺の状況から不要であると思われる場合であっても歩道を設置しなければならず、開発区域内の用地の有効活用に支障が生じている。また、当該道路に接する敷地に工場を立地する企業等にあつては、より一層周辺への安全対策に配慮した措置をとらなければならない、道路管理者である当町でも、歩道に適した維持管理が必要となることで、財政面での負担も大きくなる。工業専用地域に位置する当該工業団地の周辺は、農地が広がる市街地調整区域になっており、住宅や商業施設、学校施設、医療福祉施設等からは一定程度離れていることから、地域住民が歩行者として立ち入ることがない状況である。また、団地内の企業に勤務する者は自動車を手手段としており、先述の地理的状況からも、通勤等で各敷地間の道路を歩いて利用することは想定されない。なお、開発区域内の道路について一律に歩道を設置しないというわけではなく、例えば団地の外周など一部の道路だけに歩道を設置し、歩行者の導線を誘導する等の措置をとることで、歩行者の安全性や利便性を担保することが可能であると考えられる。	開発行為に伴う道路の設置について、地方公共団体が開発行為者との協議の中で、その地域の実情を踏まえて計画的に歩道の要否を判断することが可能となり、よりきめ細やかなまちづくりが可能となる上、団地内の企業や道路管理者の財政的負担を軽減することが出来る。	国土交通省	京都市	—
148	大村市	自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化	地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があつたときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。	毎年自衛隊から自衛官等の募集を目的とした募集対象者の住民基本台帳の一部の写しについて提供依頼があるが、住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる旨の規定がないため、当市は当該台帳の閲覧に対応している。しかし、自衛隊からは自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を根拠に資料として当該台帳の一部の写しの提供を求められており、その都度対応に苦慮している。	住民基本台帳法又は自衛隊法に住民基本台帳の一部の写しの提供が可能である旨規定することで、自治体によって判断が分かれるといったことがなくなる。	総務省、防衛省	旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、富士市、西尾市、枚方市、高松市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市、鹿児島市	○当市においても、毎年、自衛隊協力本部より名簿提供の依頼が届いており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定等に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているが、市民はもとより、他自治体や報道機関等からの提供に関する根拠の考え方等の問合せも多く、対応に苦慮しているため、通知等により明確化される事が望ましい。 ○当市では、自衛官及び自衛官候補生の募集のための対象者情報について、住民基本台帳の抽出閲覧に対応しているところである。今後においても、当市個人情報保護条例に基づき、抽出閲覧のみで対応することとしているが、全国の自治体で対応が異なっていることは懸念すべきことと捉えている。法の整備はもとより、早急な対応として国から各市町村に向けた統一見解を発出することを希望する。 ○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体での期間を区切った貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法において、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨規定されることによって、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。 ○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科大学の生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>都市計画法第33条の技術基準の緩和は、法律上の技術基準をそのまま適用することによる開発者の負担の大きさや緩和を行った場合の開発区域への周辺の影響などを勘案し、必要と認められる場合に行うものです。</p> <p>ご提案のあった、同施行令第25条第5号の開発区域内の9m以上の道路の歩車道分離の基準については、建築物の敷地が1,000㎡以上の開発が行われれば、大型車両等の頻繁な交通が想定されるため、歩行者の通行の安全を確保する観点から担保すべき最低限の基準として定めているものです。歩行者の命を守るために必要な安全上の基準であり、開発者に過度な負担を課しているものではないことから、当該基準の緩和を可能とすることは困難と考えます。</p>	<p>現行の開発許可制度では、建築物の敷地が1,000㎡以上の開発にあつてはその区域内道路の幅員の下限が9mとされ、なおかつ9m以上の道路は歩車道分離が義務付けられているところ、歩行者の利用がほとんど見込まれない場合でも当該基準に従わなければならない、開発者にとって負担となっており、道路管理者も歩道と車道の適切な管理が必要となり、住民にそのコストの負担を求めることとなっている。「歩道の一般的構造に関する基準」においても「歩道の設置にあつては、「道路構造令」の規定に基づき、地形や当該道路の歩行者等の交通の状況を考慮し、かつ、対象とする道路の種類、ネットワーク特性、沿道の立地状況等の地域特性を十分に考慮し、歩道の設置の要否や幅員等の構造を決定するもの」とされているが、開発行為に伴い設置される道路にあつては、上記の通り厳格な運用が求められており、歩道の設置の要否や幅員等の構造について、道路管理者である地方公共団体が地域の実情を踏まえて適切に判断する余地がないものと認識している。</p> <p>道路における歩行者の通行の安全確保の必要性は否定しないが、これらの状況を踏まえ、地域の実情に応じて、例えば開発区域内の一部の道路について、歩行者の通行の安全確保並びに環境の保全、災害の防止及び利便の増進上支障がない範囲で、歩車道分離の義務付け又は道路幅員の下限要件の緩和等を可能とするように出来ないか、改めてご検討いただきたい。なお、それが困難である場合には、歩道の幅員等の構造について、道路の利用状況や周辺の建築物・施設の状況等に応じて、設置後に維持・管理を行うこととなる道路管理者が、開発許可権者と協議の上で柔軟かつ主体的に判断できるようにしていただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 開発許可の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない。一方、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知することについて検討したい。</p>	<p>各府省の回答に記載してある「通知」をいただいても、現状と変わりありませんので、当初提案のとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定していただくことを要望します。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
151	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の申請書類等の簡素化	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、「入院医療記録票」を始めとした申請書類等の簡素化を図ること。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>本事業は平成30年12月から開始しているが、全国的に申請者数が当初の見込みを大幅に下回っており、当県においては、令和2年3月現在で当初見込み173人に対し、申請2件、認定1件となっている。</p> <p>その原因の一つとして、制度が複雑であることが挙げられ、次の支障が生じている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>①重篤な患者を対象としているにも関わらず、認定に時間を要するため、当県では、申請者が認定手続中に死亡し、助成を受けられないケースが発生した。</p> <p>②申請書類が年齢及び所得区分等により異なり、複雑である。また、「入院医療記録票」の作成・交付が医療機関の負担となっている。</p> <p>【医療機関及び患者からの意見・要望等】</p> <p>・厚生労働省は、患者の拾い上げや説明を医療機関の役割としているが、医療機関がそれを行うことは容易ではなく、医師と事務方が協力して、患者を発見するための体制を整える必要がある。対象患者がほぼゼロに近い本事業のために、大きな労力をかけることはできない(医療機関)</p> <p>・所得要件がある限り、医療機関が対象患者を容易に把握することはできない。(医療機関)</p> <p>・もう少し単純で、申請のメリットを感じられ、高齢者でもわかりやすいものにして欲しい。(患者)</p>	本事業の活用が図られるとともに、患者や医療機関の負担軽減となる。	厚生労働省	宮城県、長野県、大阪府、兵庫県、神戸市、福岡県、長崎県、沖縄県	<p>○本事業の特定給付対象療養への変更、所得要件の廃止及び入院医療記録票の廃止により、申請書類が以下のとおり簡素化され、患者及び医療機関の負担軽減を図ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・臨床調査個人票及び同意書 ・本人の健康保険証等の写し ・本人の住民票の写し <p>○制度が複雑であることは患者団体や医療機関から指摘されており、制度の簡素化は必要であると考えられる。</p> <p>○医療機関から対象患者に対して制度の紹介・説明がないと申請に繋がっていないことから、もう少し単純で申請のメリットを感じられるものにして欲しいと考える(申請は数名にとどまっている。)</p>
152	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県 【重点19】	指定難病患者が特定医療を受けられる指定医療機関等の指定の廃止	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、申請者等の負担軽減を図るため、事前の申告を廃止し、すべての難病指定医療機関での受診であれば助成対象とするよう改正を求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>患者が受診を希望する医療機関を申告することとなり、緊急その他やむを得ない場合を除き当該医療機関以外での診療等は医療費助成の対象とならない。</p> <p>また、受診を希望する医療機関を追加、変更する場合は、その都度、保健所において変更手続を行う必要があるため、患者及び患者の親族にとって負担となっている。</p> <p>なお、平成27年提案募集において同様の提案がなされ、当該提案を受けて平成28年2月4日付けで厚生労働省健康局難病対策課長より「医療受給者証に名称が記載されている指定医療機関以外の指定医療機関での診療等に係る特定医療費の支給について」が発出されている。同通知では、「「緊急その他やむを得ない場合」については手続が遅延した場合が含まれると解して差し支えないほか、実施主体である各都道府県により、患者の個別の事情に応じた判断が可能」であることが示されているが、患者が受診する医療機関の変更等を希望する場合、変更申請が必要であることは変わらないことから、本提案の支障は解消しない。</p>	難病と闘う患者・親族の負担軽減となるとともに、自治体職員の事務効率化・負担軽減となる。	厚生労働省	宮城県、高崎市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、長野県、名古屋市、京都市、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、沖縄県	<p>○指定医療機関等の指定については、患者及び患者の親族にとって受診を希望する医療機関を追加、変更する手続は負担となっている。</p> <p>○当市についても、同様の支障が発生している。申請者の負担軽減を図るため、「緊急その他やむを得ない場合」のみならず、すべての指定医療機関において医療費助成の対象とし、かつ、受診を希望する医療機関の申請を廃止するよう求めます。</p> <p>○提案自治体の指摘通り、患者が受診を希望する医療機関を申告することとなり、緊急その他やむを得ない場合を除き当該医療機関以外での診療等は医療費助成の対象とならない。また、受診を希望する医療機関を追加、変更する場合は、その都度、保健所において変更手続を行う必要があるため、患者及び患者の親族にとって負担となっている。指定医療機関の追加変更については、制度説明を窓口等で行っていても、なかなか事前申請を理解できておらずトラブルが発生している状況。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業は、予後が悪く長期の療養が必要となる等のウイルス性肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費負担の軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進する事業であり、対象者として医療費が年間4ヶ月以上、高額療養費算定基準額を超えること等を要件としている。入院医療記録票は、当該対象要件を満たしていることを確認するために医療機関において記載するものであり、本事業の対象者を確認するためには必要なものである。</p> <p>本事業については、実施状況等についての実態把握を行い、必要な見直しについて検討を行っているところであり、その検討の中で入院記録票の簡素化についてもあわせて検討してまいりたい。</p>	<p>実態に即した制度に見直すことに加え、患者が容易に理解できること及び医療機関の負担軽減の観点からもご検討願いたい。</p> <p>また、見直し内容及び要綱等については、都道府県における準備期間や周知期間を踏まえ、余裕を持ったスケジュールでお示し願いたい。</p>		
<p>医療受給者証における指定医療機関名の記載の廃止については、次の2つの懸念が想定されるため、慎重に検討が行われるべきと考えており、公費を原資とする医療費助成の性格や個々の疾患の特性に応じた必要な医療の専門性の確保、難病の医療提供体制の在り方を含めて、関係者の意見を聴きながら検討する。</p> <p>・指定難病の医療費助成は、支給認定を受けた指定難病の患者に対して都道府県等が指定する指定医療機関が行う医療の一部(以下「特定医療」という。)を対象とするものであるところ、受給者証に指定医療機関名を記載しないこととした場合、患者が指定医療機関以外の医療機関を受診して特定医療費の支給を受けられなくなる可能性がある。</p> <p>・また、難病は、希少で、根本的な治療法がなく長期療養が必要なものであるため、その治療に当たっては、長期にわたる症状や治療の経過等を把握した上で患者にとって適切な治療が選択されるべきであるところ、支給認定の際に、都道府県知事等により患者が特定医療を受ける指定医療機関を指定し、当該医療機関の名称を医療受給者証に記載する取扱いを廃止した場合、難病患者が、良質かつ適切な難病医療を提供すると定められている指定医療機関以外の医療機関を含む様々な医療機関を受診する可能性が生じるため、長期的な視点が必要な難病診療の継続性の確保が難しく、患者が良質かつ適切な治療を受けられない可能性がある。</p>	<p>公費負担医療の性格や、指定難病医療の在り方などについては理解しているところであるが、貴省が示された懸念点について、受診する予定の指定医療機関を個別に確認し受給者証に記載する方法でしか解消しえないものではないと考える。</p> <p>例えば、患者が指定医療機関以外の医療機関を受診して特定医療費の支給を受けられなくなる恐れについては、受給者証に「指定医療機関以外の医療機関で受けた医療は対象外」となる旨記載すれば足りるものと思料される。</p> <p>また、同一の医療機関において長期的な視点に基づく継続的な医療が提供されているかの確認についても、現状、受給者証に記載できる医療機関の数に制限は無く、自治体側で確認できる内容にも限界があるため、難病の医療提供体制の整備や保健師等による相談事業などにより総合的に解消していくべきものであると考える。</p> <p>本提案に係る事務が申請者及び自治体に多くの負担を強いている現状を踏まえ、より効率的かつ効果的な手段がとれないか柔軟に検討願いたい。</p>	<p>【横浜市】</p> <p>今回の提案は指定医療機関制度自体を否定するものではなく、「指定医療機関の記載廃止により、事務手続きの負担軽減を提案する」ものである。指定医療機関であれば全国どこでも受診できるようにすることで、患者及び申請者が都度手続きをする手間が省ける上、自治体職員の負担軽減にもつながると考える。</p>	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
153	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病医療費助成制度の簡素化・効率化	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成制度の運用について、以下の対応を求める。 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。平成30年度本県提案において「負担を軽減する方向で検討」との回答をいただいているところであるが、引き続き簡素化に向けた検討をお願いしたい。 ②実効性のあるオンラインデータベースの導入 現在検討がおこなわれているオンラインデータベースの導入について、指定医や自治体の負担が真に軽減されるよう、実効性のある仕組みでの導入を求める。	【制度改正の必要性】 ①臨床調査個人票の簡素化 申請に必要な臨床調査個人票(診断書)については、記載項目が多岐にわたり、記載する指定医や審査を行う自治体の負担となっている。 ②実効性のあるシステムの導入 指定難病において、オンラインデータベース導入の検討がされているが、導入に際しては医療機関及び自治体にとって過度の負担とならないよう検討を求める。	医療機関の臨床個表作成等に世する負担を軽減するとともに、行政による審査業務の効率化が図られる。	厚生労働省	宮城県、千葉県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、名古屋市、京都市、大阪府、兵庫県、広島県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、沖縄県	○臨床調査個人票の記載内容の確認や補正のため、医療機関への照会が必要となり、医療機関・自治体の事務負担と審査業務を保留とするための遅れが生じている。 ○臨床調査個人票の簡素化及び実効性のあるオンラインデータベースの導入が必要と考える。 ○疾患毎に臨床調査個人票の様式が異なり、事務局における書類確認等の負担が大きい。また、その内容が複雑であるが故に、指定医からの記載不備も多く、適正な認定審査を図るため、内容照会も多く発生している。利便性・実効性の高いオンラインデータベースの導入を早期に実現することを求めます。 ○臨床調査個人票については、記載項目が多岐に渡るため、指定医の記載誤りによる訂正も一定数あり、結果的に認定までに時間を要することで、患者が立替払いを行う期間が延びている。 また、オンラインデータベースの導入について検討されているが、個人院などの小さい医療機関ではあまりシステムに馴染みのない指定医もいるため、直感的に使用できるような簡便な仕組みとなるよう検討を求める。
154	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	難病指定医研修オンラインシステムの運用改善	各自自治体が発行する難病指定医研修については、令和2年2月にオンラインシステムが導入され、eラーニングにより受講できることとなった。しかし、導入されたシステムにはID・パスワードの自動発行機能が搭載されておらず、自治体職員が指定医の申請を受け、手作業で発行する必要がある。類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムには同機能が搭載されていることから、システムの改善及び運用方法の見直しを求める。	【制度改正の必要性】 月あたりのID・パスワード発行申請は、10件前後であり、発行に要する時間も1件あたり5分程度であるため、大きな負担のあるものではない。 しかし、類似の制度である小児慢性特定疾病のオンライン研修システムでは自動発行機能が搭載されており、あえて自治体職員が手作業で発行する意義に乏しい。	自治体職員の事務効率化・負担軽減となる。	厚生労働省	宮城県、栃木県、千葉県、横浜市、川崎市、富山県、長野県、名古屋市、京都市、広島県、高知県、福岡県、熊本県	○難病指定医の更新時にはIDとパスワードを大量に発行するしており、現状手作業で発行している状況である。 ○当市においても同様に、ID・パスワード発行に要する時間も大きな負担ではないが、類似制度の小児慢性特定疾病では自動発行であるにも関わらず、難病のみ、ID・パスワード発行の申請手続きによる負担が医師に生じている。 ○ID・パスワードが自動発行されることで、速やかに研修を受講することが可能となり、受講する医師の利便性の向上が図れるため。 ○オンラインシステムのメリットは本来受講者側が各自の都合に合わせて、いつでも受講できることにあるにも関わらず、現在のシステムでは受講に必要なID・パスワードを自治体職員が手作業で発行する必要があり、受講するまでに一定時間を要するため、オンラインとしている意味が乏しい。 また、すでに先に運用が始まっている小児慢性特定疾病の研修のオンラインシステムでは自動発行機能が搭載されているにも関わらず、制度的に似通っており、同じ医師が両方の研修を受講することが想定される難病の指定医研修では自動発行機能が搭載されていないのは、受講者の理解が得られない可能性が高い。(県へ苦情が寄せられる可能性がある)

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>①難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）に基づき、良質かつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。</p> <p>臨床調査個人票の記載項目は、難病に関する研究や特定医療費の支給認定に必要な情報を選定し検討しているものであるところ。この項目については、難病法附則第2条に基づく検討の中で、認定審査の適正性及び調査研究の意義を損なわない範囲で簡素化を検討すべきとの意見が出されているところであり、関係審議会での議論等を踏まえて必要な検討を行っていく。</p> <p>②臨床調査個人票の登録のオンライン化については、難病法附則第2条に基づく検討の中で、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）等において、検討が行われているところである。その具体的な事務フロー等については、医療データの正確かつ効率的な収集に加え、患者、指定医及び都道府県の事務負担の軽減を実現することができるよう、検討を行っていく。</p>	<p>指定難病の認定にかかる審査等については、審査会の委員による医学的な審査以外に、単純な記載もれや誤りの確認及びこれに係る書類の差し戻し等が自治体の負担となっている。臨床調査個人票の記載項目の簡素化やオンラインシステムの導入が実現すれば、これらの支障が大きく解消される可能性があるため、ぜひ検討を進めていただきたい。</p>	<p>【広島市】 臨床調査個人票の記載内容は多岐にわたり、指定医の大きな負担となっていることから、内容の簡素化は急務であると考えらえる。</p>	<p>【全国知事会】 臨床調査個人票の作成については、症状が固定化しない疾病は対象外とするなど、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保したうえで、事務負担を軽減する方法を検討するべきである。</p>
<p>eラーニングにID・パスワードの自動発行機能を搭載することが技術的に可能であるか、搭載した場合の運用について問題が生じないかな等を精査した上で慎重に検討する。</p>	<p>類似の制度である小児慢性特定疾病における研修システムでは、ID・パスワードの自動発行機能が搭載されていることから、運用面での問題は生じないと想定している。</p> <p>技術的に可能である場合には、搭載する方向で検討願いたい。</p>	<p>【広島市】 先に運用が開始された小児慢性特定疾病のオンライン研修システムのID・パスワード発行申請が不要な一方で、難病のオンライン研修システムは申請が必要となっていることについて、指定医申請をする医師への説明が難しいので、是非ともID・パスワード自動発行機能を搭載していただきたい。</p>	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
155	宮崎市、沼津市	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領に基づく障害者手帳申請書の押印省略	精神障害者保健福祉手帳制度実施要領を改正し、別紙様式1に「氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする」との文言を追加する等、精神障害者保健福祉手帳申請書の押印の省略が可能であることを明確化する。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の第1条の2は、障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として定められているが、精神障害者保健福祉手帳申請書の様式において、申請者(精神障害者本人)及び申請書を提出した者の押印が必須となっていることで、押印漏れにより事務処理が滞ることがある。なお、本市では年間に約2,250件の手帳の申請を受け、交付を行っている。	申請時の手続きがスムーズに行われることにより、行政手続きの円滑化に寄与する。加えて、押印漏れの申請者に対し押印を何度もお願いすることもなくなり、行政事務の効率化に繋がる。なお、身体障害者手帳では、身体障害者福祉法施行規則第2条第2項にて定められた様式(別表第2号)において、「氏名については、記名押印又は署名によるいずれかとする」とされており、押印を義務付けてはいないことから、精神障害者保健福祉手帳でも同様の取扱いとしていただきたい。また、精神障害者保健福祉手帳と同時申請ができる自立支援医療(精神通院)では、宮崎県で定められた自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(様式第8号)において、「申請者氏名は、記名押印又は自筆による署名のいずれか」とされている。	厚生労働省	秋田市、小田原市、上田市、上田市、名古屋市、豊橋市、小牧市、岐阜市、大阪府、兵庫県、たつの市、長崎市、熊本市、鹿児島市、沖縄県	○申請者氏名を「記名押印又は自筆による署名」にすることで、申請者の負担が軽減されることが考えられることから、本提案に同意する。 ○申請書に押印漏れがある場合、本人が申請に来所している場合は、拇印で対応しているが、代理や郵送での申請については、再度提出をお願いしているため、事務が滞り、最終的に本人が手帳等を受け取るまでに時間を要することから、押印の省略化が必要である。 ○精神障害者保健福祉手帳の申請書の押印省略は賛成である。しかし、年金証書による申請をする者は、必ず年金証書照会同意書が必要になる為、こちらは押印の省略ができないことになっている。同意書の取り扱いも申請書と同様の取り扱いとしていただきたい。 ○身体障害者手帳が押印を省略できる反面、精神障害者保健福祉手帳が省略できない合理的な理由がない。また、押印の省略が認められる「精神通院」と同時の申請も多く、障害者にとって煩雑な手続きとなる。
159	大田市	施設型給付費及び地域型保育給付費の審査・支払に関する事務の連合会委託を可能とすること	子ども・子育て支援新制度は介護保険などの保険制度をモデルとして制度設計されており、施設型給付費等についても保険制度と同様に法定代理受領方式がとられている。事務の効率化の観点や、今後、給付業務に係る全国システムが立ち上がることを踏まえ、保険制度に倣い施設型給付費等の審査・支払に関する事務について、国民健康保険団体連合会に委託可能とする旨を子ども・子育て支援法に追加する。	子ども・子育て支援法は施行後5年が経過するが、毎年制度改正が行われており、市町村における改正対応の事務負担が大きい。複雑な制度が毎年改正される中で、事務処理を体系化していくことも儘ならない自治体においては、職員の異動によってノウハウの喪失も生じている。	業務委託が可能となり、事務の共同処理が可能となることで、自治体の事務負担の軽減や運営経費の削減が図れる。	内閣府	前橋市、蓮田市、新潟市、加賀市、浜松市、松江市、竹田市、宮崎市、小林市、指宿市	○施設型給付費及び地域型保育給付費については毎年制度改正が行われており、事務がより複雑になっている。小規模な自治体ほど事務負担が大きく、特に人事異動後は給付費の支払い決定に時間を要している。給付事務に特化して業務委託を行うことは自治体だけでなく、事業者の事務負担軽減にもなる。○本市においても制度改正対応による事務負担の増加に苦慮している。毎年制度が改正される中で、担当者が異動することによるノウハウの喪失は避けられず、制度改正も重なる年度当初には法人からの相談に対応しきれず混乱を生じさせてしまうこともある。○施設型給付費等は、毎年制度改正が行われており、改正対応の事務負担が大きい。また、給付費等の審査・支払事務についても、要件が複雑であり、給付施設数等も多く、煩雑となっている。事務内容は、統一的なシステム構築や継続的な事務の実施により、事務効率化が図られるものであるが、職員の人事異動によって、ノウハウが損なわれ、非効率的となっている。○毎年の制度改正により、本市においても、施設に対する説明等、対応するための事務負担が大きくなっており、事務の効率化が必要である。○本市の場合だと、認可施設数が100に到達しないため、毎年の制度改正があっても何とか成り立っているが、処理時間や所有する給付費データ容量は増加しており、常に課題を持ちながら業務を遂行している現状である。全国統一のシステム運用が軌道に乗り、国保連と共同事務が実施できるような選択肢は必要である。○費用額の算定基準の複雑化や人事院勧告に伴う公定価格改定により、毎年度事務負担が増加している。基準や公定価格の改定に合わせて、給付費の支払に使用するフォーマットを国が毎年度作成し、市町村に提供するべきと考える。○制度が複雑で、区市町村ごとに様式が異なる等、保育事業者の負担が大きいものとなっており、都道府県及び区市町村の負担も大きい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」(平成7年9月12日付け厚生省保健医療局長通知)により示している、精神障害者保健福祉手帳制度実施要領により、障害者手帳申請書(別紙様式1)をお示しているが、当該申請書の申請者の氏名欄の運用について、自署による署名がある場合の押印の要否については明確ではない。当該申請書において、障害者手帳申請書(別紙様式1)の申請者の氏名欄の運用について、「自署による署名又は記名押印のいずれか」と明記する等必要な改正を令和2年度末までに行うこととする。</p>	<p>意見なし</p>		
<p>国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に審査・支払事務を委託することについては、連合会の会員である都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合が、国保連の総会において規約改正を議決し、都道府県知事が認可を行うことにより可能となるものである。市町村から保育所等への給付費の支払いに当たっては、保育所等の安定的な運営のため、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月当該月分の支払いを行うこととしている一方で、国保連に審査・支払事務を委託している介護保険制度等においては、給付費の支払がサービス提供月から2か月後となっており、安定的な施設運営に影響を及ぼすおそれがあることから、子ども・子育て支援法において、国保連に審査・支払事務を委託可能とする規定を追加することについては、慎重に考える必要がある。</p> <p>なお、現在、審査・支払事務を国保連に委託している介護保険制度等においても、加算認定事務は自治体が発行していると承知している。</p> <p>(子ども・子育て支援制度に係る電子システムとして平成27年度に稼働開始した「子ども・子育て支援全国総合システム」内に、市町村が都道府県経由で国に施設型給付費等の交付申請を行うための「施設型/地域型保育給付交付金管理システム」が含まれていたが、市町村における利用率が低いこと等を踏まえ令和元年度に廃止されており、現時点で、ご要望にある給付業務に係る全国システムが今後立ち上がる予定であるという事実はない。)</p>	<p>今回の提案は事務の効率化を主目的としたもので、必要なことは事務の共同化と統一システムの構築である。</p> <p>「子ども・子育て支援全国総合システム(以下「全国システム」という。)」が廃止されたことは承知していたが、現在、WAMネットにおいて構築されているシステムが全国システムの役割を担うべく発展するものと考えていた。</p> <p>いずれにしても、全国システムは必要である。当市では導入しているシステムと全国システムとのインターフェースが整わず、結局上手に活用することができなかったが、制度改正の度に市町村システムの改修が必要となり、ベンダーによっては改修が間に合わず一時的に手作業が発生している現状や、マイナンバー申請への対応も見据え、国において全国システムを構築すると同時に市町村システムも開発し、市町村側が使用料を支払って利用する方式とすべきではないか。</p> <p>本提案の本旨は「共同処理をすすめること」であって、国保連への委託が必須と考えているものではないが、システム構築とネットワーク環境整備は必須であり、国保連は既に各県ごとに市町村とネットワーク環境を整えており、かつ施設に対して請求・支払をするノウハウを持っていることから、効率よく共同化できると考える。</p> <p>指摘のとおり、地方には小規模の保育所を零細な社会福祉法人が運営している例が圧倒的に多い、そのため請求から支払いに2か月を要すると運営が難しくなるのは事実であり慎重な検討が必要と存ずる。しかし、審査内容が容易であることから、1次審査で概算支払をしたうえで、詳細審査後に精算する方式であれば運営への影響も少なくなる可能性もあるため、多様な観点から共同処理に向けた検討を進めていただきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
162	特別区長会	公園施設として設置される管理事務所・倉庫等について建築基準法第48条の特例許可を不要とする見直し	都市公園の区域内に専らその管理運営の用に供する公園施設として設けられる管理事務所・倉庫等の建築物について、第一種低層住居専用地域等において建築基準法第48条に基づく特例許可を行わなくても建築することが可能となるよう、建築基準法別表第2(イ)に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物」又は建築基準法施行令第130条の4に規定する「第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物」に加えてほしい。	ある特別区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域と合致しない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。特例許可に当たっては、建築基準法第48条第15項に基づき、原則「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とされているが、これらの手続は、利害関係者(近隣住民等)への説明会等による事前調整や、特定行政庁における関係部署を交えた庁内での許可事前相談も含めると、区では最低でも8ヵ月程度を要している。都市公園の区域内に設置する専らその管理運営の用に供する管理事務所や倉庫等についても、用途地域と合致しなければ特例許可の手続が必要であるため、周辺住民が設置を求めるものであっても迅速に設置を行うことが出来ない。また、公衆便所及び休憩所については、建築基準法施行令第130条の4第3号に基づき「近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所」として第一種低層住居専用地域内に建築できるようになっているが、管理事務所や倉庫等については現状認められていないことから、一の都市公園において、公園施設の一体的な整備を行う上で支障となっている。実際に、公園管理に協力する地域住民から管理用倉庫の設置希望があったが、特例許可の手続きに要する時間と改修スケジュールが合致せず、断念したケースがある。	都市公園の管理に必要な公園施設について、迅速かつ一体的な整備を行うことが可能となり、公園を利用する地域住民の安全性や利便性の向上が期待され、また、特例許可に係る手続に係る特定行政庁の事務負担の軽減に資する。	国土交通省	茨城県、水戸市、高崎市、川崎市、彦根市、京都市、兵庫県、熊本市、宮崎市、沖縄県	○当市内の偕楽園公園は第一種低層住居専用地域に指定されている。平成31年度の入園有料化に伴い、事務所(料金所)を設置したが同許可の取得までに9ヶ月要し、事業計画に支障が出た。今後も同公園にて公園施設の整備計画があり、同様の懸念がある。 ○用途地域に適合しない既存不適格の都市公園施設を改築する予定があるが、48条の特例許可については、建築審査会の同意を得るための事前協議等に長期間を要することになるので、将来的に円滑に手続きが行えるよう検討いただきたい。
163	特別区長会	公園施設として設置される建築物について建築基準法第48条の特例許可を弾力的に行えるようにする見直し	建築基準法第48条による特例許可について、利害関係者からの公開による意見聴取及び建築審査会の同意の要否や実施方法を、条例又は規則で定めることにより柔軟に決定できるようにしてほしい。もしくは、当該特例許可について、Park-PFI等の官民連携手法を用いて建築する場合には、実施方針策定や事業者選定に支障が出ないように、策定等の手続と並行して、特定行政庁が定める住民との合意形成等を担保する手続を公園管理者が行うことをもって、意見聴取及び審査会同意に代えることができるようにしてほしい。	ある特別区では、公共施設等総合管理計画において、公共施設の整備にあたっては民間の知恵と力を最大限活かすことを基本方針に掲げ、官民連携の推進を各分野において展開することを目指しており都市公園の整備においても、区民ニーズを踏まえた上質なサービスの提供と財政負担の軽減化を図るため、民間活力の導入の検討が必要と考えている。同区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が区域全体の約75%を占めており、建築できる建築物の用途が厳しく制限されている。用途地域の建築規制で原則認められない建築物の建築に当たっては、用途地域の変更によることも考えられるが、局地的に1つの建築物の建築を認めるために、都市計画法上の手続を要する用途地域変更について時間をかけて行うことは現実的ではない。また、特例許可に当たっては、建築基準法第48条第15項に基づき「あらかじめその許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない」とされているが、この要件について、建築物の用途や建築手法に応じて特定行政庁がその要否を柔軟に判断することや、弾力的な方法で運用すること等は法令上定められていない。同区ではスポーツ施設の充実に対する区民のニーズが大きいことから、区が取得した大規模な国家公務員宿舎跡地を活用して、Park-PFIやPFI等の官民連携手法により、団体競技で使用可能な区民向けの一定規模の観客席付き体育館を含む都市公園の整備を計画しているところである。建築に当たっては用途地域の特例許可が必要となるが、意見聴取及び審査会同意の手続は事業者及び事業計画が決定してから行わなければならないため、民間事業者は公募手続を経て選定された後で事業計画の見直しや中止等を迫られることが想定される等、その後の事業の円滑な実施に支障が生じる可能性がある。このことを理由に公募への参加を躊躇する民間事業者も多いことから、住民のニーズが大きいにも関わらず、民間のアイデアやノウハウを活用した魅力的な都市公園の整備に支障をきたしているものと考えている。	用途地域に合致しない公園施設の設置に当たって、特例許可の手続を特定行政庁と公園管理者が連携して柔軟かつ円滑に行うことができるようになる。特に官民連携手法の活用にあたっては、公募に参加する民間事業者のリスクが低減されることから、公園施設の設置における官民連携手法の活用が促進されることとなり、ひいては、民間のアイデア等により地域における都市公園のポテンシャルを活かした魅力ある街づくりが可能となることが期待される。	国土交通省	茨城県、水戸市、高崎市、川崎市、浜松市、兵庫県、熊本市、宮崎市、沖縄県	○当市内の都市公園(第一種低層住居専用地域にて現在計画中)において今後Park-PFIを活用した公園整備計画があるので同様の懸念がある。 ○用途地域に適合しない既存不適格の都市公園施設を改築する予定があるが、48条の特例許可については、建築審査会の同意を得るための事前協議等に長期間を要することになるので、将来的に円滑に手続きが行えるよう検討いただきたい。 ○当市でも、市内の総合公園内にカフェを併設した民設民営の運動施設公募の際、用途地域が第一種低層住居専用地域であるため、公聴会開催や建築審査会の同意が必要である点や、これらの審議に時間がかかる点、さらに同意が得られるか未知数である点などの理由で、民間企業が手を挙げにくい事例があった。もし手続きの一部が適用除外となる場合、こうした公民連携手法による公園施設の設置は、より実施しやすくなると思われる。 ○都市公園法改正により、新たに創設されたPark-PFI(公募設置管理制度)を活用することは、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担の軽減が図られるとともに、老朽化した公園施設の改修や新たな収益施設導入等を民間事業者が行うことにより、民間のアイデア等を活かした、公園の質・利便性・魅力の向上等が期待できる。今後、厳しい財政状況下でサービスの維持や多様化する住民ニーズに対応するため、Park-PFI(公募設置管理制度)の積極的な導入を検討する必要あり、事業推進にあたっては、コスト削減等の観点からより迅速で柔軟な対応が求められることが予想されるため、建築基準法第48条の特例許可について見直す必要があると考える。ただし、年間の申請件数や社会情勢の変化等を考慮した場合、特定行政庁ごとに条例・規則を定めて対応することは困難であることから、建築可能な建築物として位置付けるため建築基準法の改正が必要であると思われる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>公園に設けられる管理事務所・倉庫に係る建築基準法第48条特例許可実績に関する調査を行い、第一種低層住居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。</p>	<p>調査の実施に当たっては、これまでの許可実績を調べるだけでなく、当区のように建築基準法上の手続の必要性からスケジュールが合わず設置を断念した事例や、今後都市公園の維持・管理の用に供する公園施設の設置を予定している事例・管理事務所及び倉庫に限らず、迅速かつ一体的な整備を行うニーズのある公園施設の種類の等について、各地方公共団体における実情を幅広く把握できるように取り組んでいただくようお願いしたい。</p> <p>その上で、地方公共団体が公園管理者として都市公園の維持・管理を行う際に、公園施設の設置が迅速に進まないという課題に直面している状況を踏まえ、都市公園に関する制度を所管される立場からも、その解消に繋がる措置を講じることについて、前向きな検討を行っていただきたい。</p>	<p>【水戸市】 検討の結果、特例許可が必要となった場合でも、第一種低層住居専用地域内の公園における管理事務所や倉庫は、建築審査会の同意を不要とする法改正等が必要と考える。</p>	<p>【全国知事会】 用途制限については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。</p>
<p>特定行政庁が、許可にあたって周辺住環境への影響について判断するためには、具体的な計画をもって利害関係者の意見や審査会の同意を得る必要がある。</p> <p>なお、Park-PFI等の事業の手続きと並行し、具体的な建築計画をもって、効率的に特例許可の手続きを行うなどの工夫も考えられる。</p>	<p>PFIやPark-PFI等の官民連携手法による公園施設の整備について、公募指針の策定や事業者選定、事業計画の決定等を行う過程で、公園管理者が周辺住民等の利害関係者や学識経験者の意見を聴くことにより、住民の合意形成や第三者によるチェック等が予め十分に担保されていると特定行政庁が判断できるのであれば、改めて建築基準法第48条第15項に基づく意見聴取や審査会同意等の手続(以下、「特例許可手続」という。)を行う必要がないのではないかと考える。</p> <p>本提案はこのような問題意識から、公募指針策定や事業者選定等の過程の中に、住民の合意形成等を図る手続を組み込むことで、特例許可手続に代えることを可能とするよう求めるものである。</p> <p>特別区以外の追加共同提案団体からも同様の課題が提示されているが、PFIやPark-PFI等の手法による公園施設の整備において、建築基準法の特例許可により行った事例やその過程で生じた課題、あるいは特例許可手続が支障となって官民連携手法の導入を断念した事例等について、全国の地方公共団体における状況を把握された上で検討をお願いしたい。</p> <p>「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書」においても民間事業者との連携を加速することとされており、貴省においてもPark-PFI等を積極的に推進されているものと承知しているところ、複数の地方公共団体において、特例許可手続が必要であるために官民連携手法の導入に支障を来した事例が生じていることに鑑み、都市公園に関する制度を所管される立場からも、その解消に資するよう制度改正等を行うことを望む。</p> <p>なお、「具体的な建築計画」について、事業計画の案を民間事業者から提案いただく場合には、事業者の選定後でなければ当該計画が決定しないため、並行して手続を行うことは不可能と思われるが、どのような工夫が可能なのか、具体的にお示し頂きたい。</p>	<p>【水戸市】 現状では、Park-PFI事業に対し、あらかじめ許可することができず、業者決定後に建築基準法第48条の許可取得が必要となり、時間と労力を要する。具体的な建築計画をもって、効率的に特例許可の手続きを行うためにも建築基準法第48条の改正が必要と考える。具体的には、公園施設として設置される建築物は、法48条の適用を除外又は緩和してよいと考えている。</p>	<p>【全国知事会】 特例許可の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
164	川崎市	子ども・子育て支援法に定める施設等利用給付認定等の事務の簡素化	教育・保育給付に係る2号認定又は3号認定を受けている子どもは、申請不要で施設等利用給付認定を受けたものとみなされるため、通知も同様に、みなし認定に係る通知書の交付を省略し、教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定を受けた旨を記載することで通知したものとみなすことを可能とする。	子ども・子育て支援法第30条の5第7項に規定する施設等利用給付認定の「みなし認定」について、保護者の負担軽減の観点から教育・保育給付認定(2号・3号)を受けた者は施設等利用給付認定申請(新2号・新3号)を要しないこととされているが、対象となる者に施設等利用給付認定の通知書を交付することとされている。本市ほか保育所等の保育児童が多い自治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用給付認定の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所等・企業主導型保育事業の入所児童等)について、事前又は事後の確認等の事務負担が発生している。	教育・保育給付認定の通知に施設等利用給付認定についても併せて通知することで、住民の利便性の向上が可能となるとともに、事務の負担軽減等の効率化につながる。 なお、みなし施設等利用給付認定の通知を省略した場合、認可外保育施設等において法定代理受領としている場合等においては、施設側が、利用者が施設等利用給付認定の通知を受けていることを確認する必要があると考えるが、自治体と施設の間で施設等利用給付の対象者について定期的に連絡調整が行われているため、大きな支障はないと考える。	内閣府	千葉県、新潟市、浜松市、糸島市、小林市、鹿児島市、指宿市	○担当者が異動することにより能力の低下は避けられず、制度改正も重なる年度当初には法人からの相談に対応しきれず混乱を生じさせてしまうこともある。 ○本市においても、保育児童が多く、保留通知を送付する際に施設等利用給付対象か判断し、みなし認定通知を別途作成している状況である。教育・保育給付認定の通知と併せて通知することで、事務負担の軽減になると考える。 ○本市ほか保育所等の保育児童が多い自治体については、交付対象となる者が多くなるほか、施設等利用給付認定の対象とならない児童(保護者が育休から復帰しない場合、認可保育所等・企業主導型保育事業の入所児童等)について、事前又は事後の確認等の事務負担が発生している。 ○制度開始前から、市区町村の負担が大きい旨、聞いている。
165	広島市、広島県	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越事務手続の簡素化の徹底	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る予算繰越(翌債)事務手続について、添付書類の撤廃など、事務の簡素化の徹底を図るよう求める。	繰越(翌債)事務手続については、「繰越(翌債)事務手続の一部改正について」(平成27年2月19日付事務連絡第340号財務省主計局司計課長)により、繰越(翌債)事務手続の簡素化が図られているところであり、明許繰越し及び翌債の承認手続きにおける申請書類は、「①繰越計算書、②箇所別調書及び理由書、③審査表」とされており、地図、工程表その他の添付書類は提出不要となっている。これらの簡素化の取組は、現場での繰越手続等が非効率を招かないようにする観点から実施されたものだが、各省各庁の長から繰越に関する事務を委任されている支出負担行為担当官により求められる事務手続が異なる。支障事例である農業集落排水施設整備事業(支出負担行為担当官は農政局)においては、図面、工程表、経緯書などの本来提出が不要な書類の作成・提出を求められており、経緯書は、繰越事由の発生日や内容等を時系列で整理するように、農政局から指示を受けているが、これらの書類は本来財務省への提出が不要と考えられる。具体的には、繰越承認申請書類(図面、工程表、経緯書含む)の作成には1週間程度要しており、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで1か月半程度を要している。その一方で、特定環境保全公共下水道事業(支出負担行為担当官は県)においては、地図、工程表その他の添付書類の提出は求められていない。こちらは、繰越承認申請書類の提出から繰越申請承認まで約2週間程度である。	本来提出不要な書類(図面、工程表、経緯書など)の作成に係る事務負担が軽減され、繰越事務手続の迅速化が図られる。	財務省、農林水産省	福島県、浜松市、京都市、熊本市、宮崎市	○本市では同様の支障事例はないものの、担当部署で異なる対応をされると、今後同様の支障が予想される。 ○当県においても、農業集落排水施設整備事業について農政局に同様の資料提出を求められている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>通知の時期について、子ども・子育て支援法第20条第6項に抵触しない限りにおいては各自治体の裁量に任されているものと解します。なお、施設等利用給付のみなし認定にかかる通知を利用調整より前に行った場合、仮に利用調整の結果保育所等に入所可能となった場合、教育・保育給付と施設等利用給付の二重給付とならないよう、施設等利用給付認定の取消しを行った上で利用者に通知するといった対応が発生してしまうことに留意が必要です。通知の方法について、子ども・子育て支援法において妨げられていないと解しますので、自治体において、一つにまとめてすることは可能と解します。</p>	<p>自治体にとっては事務負担が多く、制度も不明瞭なので、お示しいただいた通知の時期とその留意点及び通知の方法に係る通知文を发出すること等により、本件に関する取扱いの明確化を求めます。また、施設等利用給付認定の取消しに関し、教育・保育給付認定通知の段階で「利用調整の結果、認可保育所等に入所することとなった場合には、施設等利用給付の認定を受けたこととはみなさない」等の記載を明記すること等により二重給付の防止を検討していますが、その点についての見解も併せて求めます。</p>		
<p>繰越事務手続きの迅速化に向けて、繰越事務手続の現状を調査した上で、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいりたい。</p>	<p>繰越事務手続の現状調査及び関係省との調整を早急に行い、本来作成・提出が不要な地図、工程表その他の添付書類の撤廃など、事務の簡素化を徹底し、繰越事務手続の迅速化をお願いしたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
166	広島市、広島県	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付金の早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金に係る交付金の早期着手の実現	地方創生汚水処理施設整備推進交付金については、同交付金交付要綱に基づき、交付申請を行い、所管省庁(農林水産省、国土交通省、環境省)の交付決定通知を受けたうえで汚水処理施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)の整備事業を推進している。交付決定の効力は交付決定日以降に生じることとなるが、農林水産省、環境省事業では6月上旬に交付決定通知がなされ、この場合の事業期間は約10か月(6月～翌年3月)となる。また、当該交付金要綱では、交付決定前事業着手に関する規定がなく、その効力を年度当初(4月1日付け)から生じさせることができない状況となっている。特に、農林水産省の事業については、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備(道路下に管渠を布設する工事)を行っているが、以下のような事例で支障が生じている。(支障事例)交付決定日が6月となるため、約2か月工事を実施することができず、年度内での予算執行の観点から、場合によっては工事の分割発注を行うこともあり、これにより発注事務が煩雑となる。また、管渠の布設工事を行う場合には、地元の方々と道路の通行規制や工程などの調整を行いながら事業を進めている。分割発注を行うことにより、工事箇所が近接した工区では、地元との調整に加え、施工業者同士の調整が必要となるなど、調整が複雑化することとなる。こうした調整により時間を要するなど、円滑な事業実施に影響が生じている。以上、本事業は、複数の類似施設(農業集落排水施設、公共下水道、浄化槽)を連携して一体的に整備する必要があることから、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金と同様に、農林水産省、国土交通省、環境省の全ての本事業について、交付決定日にかかわらず効力を年度当初から発生させる取扱いを認め、早期着手が可能となるよう求める。	交付決定の効力開始日を年度当初(4月1日付け)とすることにより、これまでより長期の事業期間を確保でき、円滑な事業運営に資する。	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	福島県、浜松市、豊橋市、京都市、熊本市、竹田市、宮崎県	○当市では同様の支障事例はないものの、事業実施の際に提案された取り扱いになると円滑に事業が執行できる。 ○農林水産省の交付決定通知は例年6月上旬にあり、それまで工事の公告が行えないので、2月末しゅん工を実施できない事例がある。また、早期着手が可能となることで調査・診断業務が早期着手でき、次年度予算要求が円滑に行え、効率的な事業執行が可能となる。 ○当市は、当該補助金を申請していないものの長期の事業期間を確保するという趣旨に賛同出来る。 ○当県においても、令和2年度の交付決定は5月26日となっており、執行期間が約10ヶ月となっている。工期の不足期間については繰越措置で対応している。交付決定前事業着手などの規定があれば工期の確保につながる。
167	島根県、岩手県、沖縄県、中国地方知事会	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金の交付金交付決定前着工の制度化を求める。	自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金は、例年6月中下旬頃に交付決定が行われるが、自然公園施設等の工事は、道路や河川などの通常の工事と異なり、車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、作業員が徒歩で工事現場に向かう必要があるなど、小規模な工事であっても長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ、中山間地域等の積雪地帯においては、より一層実質工事可能期間が限られており、交付決定後の着手では工期の設定が厳しく、大きな支障となっている。また、このことは、建設業界における働き方改革の推進の制約となっていると考えられるほか、今後建設技術者の確保が厳しさを増す中で、これらに起因して工事の入札不調(不落札)の頻発等も危惧されるなど、円滑な環境行政の推進等に重大な支障が生ずることが懸念される。 【具体的なスケジュール】 4月初め…県への予算割当内示 4月上旬…県・市町村箇所配分検討、市町村への割当内示 4月中旬～5月中下旬…県分作成、市町村からの申請とりまとめ(修正等申請支援を含む)、交付金交付申請書様式作成、添付書類作成(工事費等内訳書、位置図・平面・構造図等、現況写真等) 5月中下旬頃…国への交付金交付申請 6月中下旬頃…国からの交付決定通知→市町村への交付決定通知 6月中下旬～1箇月間…工事発注期間(入札公告～入札執行～受注者決定) 7月中下旬頃～1箇月間…工事計画・関係機関調整・資料調達等の準備期間 8月中下旬頃～11月中下旬頃…積雪地帯での実質の工事可能期間【約3箇月間】 これ以降、積雪地帯では工事不能期間(12月～3月中旬)となる	交付金交付決定前着工の制度化により、約2箇月間の早期執行が可能となるとともに、業務の平準化が図られ建設業界の働き方改革にも資する。	環境省	福島県、茨城県、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、愛媛県、宮崎県	○建設現場の担い手不足が問題となっており、年度末の公共工事の重複を避けるため、交付金交付決定前着工の制度化は有効と考える。 ○自然環境整備交付金等については、例年、交付決定が6月頃となっている。本県の国立公園及び国定公園は山岳地域にあることから、交付決定が6月以降の着工となると山岳積雪地帯等では工期が十分に確保できない上、入札不調の原因の一つとなっていることや建設業界における働き方改革の推進の制約となっている。 ○交付金交付決定前着工の制度化により、早期執行による円滑な事業実施、併せて建設業界の働き方改革にも資するものであり、必要な制度改正である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御提案を踏まえ、関係府省間で地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手の導入について検討・調整を進めてまいります。</p>	<p>本事業を円滑に実施する観点から、関係府省間での検討・調整を早急に行い、地方創生汚水処理施設整備推進交付金における交付決定前着手を令和3年度から導入していただきたい。</p>		
<p>自然環境整備交付金交付要綱(令和2年4月1日最終改正)第11及び環境保全施設整備交付金交付要綱(令和2年4月1日最終改正)第11に記載のとおり、「申請書を受領した日から起算して、原則として30日以内に交付決定を行うもの」となっているが、特に着手を急ぐ事業については交付決定までの処理を速めることは可能なので、事業を急ぐ場合は、4月1日の内示以降、早期に交付申請するとともに、個別に担当へ相談していただきたいと考えています。 なお、本交付金では事前の審査により適正な交付金事業の執行を図るため、交付決定前着工によらず、上述の早期交付申請による早期交付決定により事業の円滑化を進めたいので、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>個別対応による早期の交付決定処理については、対応をお願いする。 しかし、県・市町村の申請書、並びに、多量の添付書類作成(工事費等内訳書、位置図・平面・構造図等、現況写真等)や取りまとめには長期間を要し、国への申請は、従来どおりの5月中下旬頃とならざるを得ず、その後、国において早期の事務処理をされてもなお、予算内示から約2か月間を要するものと思慮される。当該交付金事業の工事は車両等による資機材の運搬や建設機械による作業が困難な場所が多く、通常の工事と比較し、長期間の工期が必要となる場合が多い。とりわけ積雪地帯においては、より一層実質工事可能期間が限られる。 このような事情から、回答いただいた国における早期の交付決定処理では効果は極めて限定的であり、他省庁では実施されている「交付金交付決定前着工」の制度化を、強く要望する。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
							団体名	支障事例
168	島根県、中国地方知事会 【重点26】	社会資本整備総合交付金制度に係る諸手続等の見直し	社会資本整備総合交付金に係る諸手続等(整備計画策定・実施に関する計画・交付申請等)について、以下の事項の改善を求める。 ・都道府県及び市町村のシステムの作業期間を十分に確保すること。 ・交付申請書等の紙提出を廃止し、システム提出またはメール提出にするなど、事務処理の簡略化を行うこと。 ・システムの作業性に難があるため、改善を行うこと。	社会資本整備総合交付金に係る諸手続は、社会資本整備総合交付金交付申請等要領第11の規定に基づき、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)により電磁的方法により提出することとされている。しかし、手続に係る申請書等がSCMSにより作成され、遅滞なく他機関(市町村・都道府県・地方支分部局・本省)と情報・作業状況を共有できるにも関わらず、公印押印のある公文書の紙提出を求められるうえ、処理についても「本紙到達主義」とされており、本書の郵送期間を除いた日数が実際の作業期間となっている。また、依頼日から本省への提出期限の間に、システムメンテナンスのため、作業を行えない期間が発生するなど、SCMSは非常に煩雑なシステムであるにもかかわらず、一部の手続にあってはシステムの稼働状況に影響され、十分な作業時間が確保できない事もある。一例として、令和元年度補正予算に係る手続にあっては、一部の手続期限が依頼日から本省への必着期限が11営業日しかなく(この間、都道府県から本省へは直接提出できないため、郵送等を2度挟む)、10日も作業時間が確保できないような状況であった。なお、SCMSの作業性については、以下の支障がある。 ① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。 ② セル毎の個別入力が必要で、複数を纏めて処理等ができない。 ③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。 ④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。 ⑤ 無関係の担当者もフローに表示され、関係業者や現在の処理・進捗状況が把握できない。 ⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。 ⑦ PDFを一括ダウンロードすると、ファイル名が文字化けする。 ⑧ 要素事業登録時に割当てられる番号は自動採番となっており、計画変更時や次期計画策定時に番号がずれ、位置図など関連資料を都度修正する必要が生じる。 ⑨ Excel等データのインポートに対応しておらず、システム外で計算・編集した内容を再度システム上で入力する必要がある。 ⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。	行政事務の負担軽減の観点から事務の効率化を図ることができる。	国土交通省	旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、福島県、郡山市、いわき市、ひたちなか市、群馬県、高崎市、川越市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市中区、豊田市中区、西尾市、京都府	<p>○SCMSについては、記入方法やデータ処理において、問題点が多く見られるので、全面的な改修を希望したい。</p> <p>○左記具体例に同じ。加えて、社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。公印押印のある公文書の紙提出は業務効率化の妨げになっている。また、SCMSについては、システム動作の遅さや入力フォームの大きさ等、作業性に難があるため、システムの見直しを求めたい。</p> <p>○SCMS上でのデータ入力箇所は多数あるが、入力時に入力すべき欄への誘導がなく、入力の必要の有無がわかりにくいため、入力漏れに気付けない。金額上限を超えているなどについては、エラーメッセージによって、入力データの修正は可能であるが、その他、入力漏れについてはエラーメッセージがないために、その状態で正式提出してしまうこととなる。正式提出にはアクセスコード付きの公印付き鑑文を要するが、入力漏れによる再提出において、公印付き鑑文書の再提出を要することとなる。</p> <p>○交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化したことが、アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理を待たない。</p> <p>○平成30年度より電子化されたが、押印鑑文書については、紙ベースでの提出が求められている。紙ベース(郵送)での提出が求められていることから、実際の作業は郵送期間を除いた期間内で進めなければならない。作業期間の十分な確保と効率化の観点から、押印鑑文書の電子提出の検討を求める。システムの作業性に関して、効率の悪さを感じる場面は多々ある。特に左記の⑨に関して効率の悪さを感じている。申請書等作成時、システムに入力する前段階として、エクセル様式にて調査を提出し、国による事前確認を受けた後、システム上に再入力しているため、効率が悪く、事前確認を受けたエクセル様式のインポート機能の追加を求める。システムの作業性の改善は、効率化を図ることができ、ヒューマンエラーの防止にも繋がる。</p> <p>○整備計画が複数あり担当課が異なる場合において、SCMS導入前は国、県及び市における担当部署間のみやりとりで完結していたが、SCMSに「窓口」という権限が設けられ、その窓口が各地方公共団体に1つのみと限定されていることにより、新たに「窓口」という役割が増えた。それにより、申請等を行うたびに「窓口」とその他の整備計画担当課での調整が必要となり、手間が増加している。マニュアルにおいても、入力必須項目や作業手順が分かりにくいため、担当者が変わる時に苦慮している。このように、システム及びマニュアルが実務に則していないことにより、SCMS導入前に比べ作業効率の低下が顕著であるため、実務に即したシステムとマニュアルの改善を求める。</p> <p>○SCMSからログアウトせずに誤ってブラウザを閉じた場合、自動ログアウトの機能がないとその申請について入力作業ができなくなってしまう。自動ログアウト機能は必要である。</p> <p>【全体的事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入力すべき内容の題目の文字数が多ければ多いほど横長になっており、スクロールを何度も行わないとならない。入力項目及び要素事業名を残しての分割表示が出来ないため、入力ミスの原因となっている。 ・日付入力がカレンダーでの選択方式となっている。要素事業ごとに完了予定年月日や着手日、完了日など日付を入力することが多くあり、現状の方式では作業効率が低い。エクセルのような直接入力からの自動変換だと効率が上がる。また一括入力出来るように効率があがる。 ・60分で自動ログアウトされる仕様。大量作業をしていると60分経過に気づかないことも多く、入力内容が全て破棄されてしまう。自動ログアウト警告などが出る仕様にしてもらいたい。また、必要事項が全て入力されていないと一時保存が出来ないことも改修してもらいたい。 <p>【交付申請関係】</p> <p>全整備計画を合わせると1,000以上ある要素事業について、交付申請時には、整備計画内の全ての要素事業が表示され、今回の交付申請について「対象・非対象」を要素事業毎に選択する必要がある。また、同一整備計画内の要素事業は、ほぼ同じ国科目を充てるが、一括選択が出来ないため、全要素事業ごとに国科目を選択していく必要があり、作業効率が低い。</p> <p>【年度終了報告及び完了実績報告】</p> <p>軽微な変更で事業間流用した結果、交付申請時と変更が生じた場合(合計での国費に変更は無い)、報告調査に記載の必要がない事業間流用を一つ一つ手入力しないと各要素事業に国費不要額が表示されてしまう。システムでの自動計算処理をしてもらい、必要があれば手入力での修正してもらいたい。</p> <p>○SCMSの作業性について、左記について特に支障を感じているものが「③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。」という点であり、実際に入力ミスが生じたこともある。Excelの様式を基に入力作業を行っているため、システム上の入力画面もExcel様式と同じ形式にしてもらいたい。</p> <p>以下、上記に加え支障を感じているもの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ■窓口担当の事務量が大きな負担となっている メンテナンスがある場合などの連絡窓口というイメージでいたが、実際には各事業課で入力作業を行う際に、窓口担当課にて開始時の入力作業・提出時の入力作業が必要があるため、所管している事業以外の情報や進捗状況を把握する必要が生じ、事務負担が非常に大きくなった。 ■要望情報の入力各担当において負担増となっている <p>最初のステップとして窓口担当にて、市で所管する全ての計画の配分額及び流用情報を入力する必要があるため、システム導入以前には必要のなかった取りまとめ作業が必要になる。</p> <p>基幹事業担当では計画(事業)毎の入力作業ではなく、事業種別ごとの入力となっているため、そのステップにおいても取りまとめ作業の必要が生じている。</p> <p>○SCMSの作業性については、以下の支障がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。 ② セル毎の個別入力が必要で、複数を纏めて処理等ができない。 ③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。 ④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。 <p>○SCMCの画面幅が横長なため、何度もスクロールする必要があり、誤入力の原因となり得る。また、入力すべき項目がわかりづらい箇所があり、次に進めなくなる場合がある。</p> <p>○申請の進捗状況を確認するのに、計画毎にひとつひとつ申請のフローを開いて確認する必要があり、事務の効率が悪い。</p> <p>○行政事務の負担軽減はもちろんのこと、事務処理ミス防止の観点からもシステムを含めた諸手続の見直しが必要と考えます。</p> <p>○PDFを一括ダウンロードするとファイル名が文字化けする。システムの改善とともに、マニュアルをわかりやすいものにしていただきたい。一見して何を入力するのかわからない。</p> <p>○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)に関する支障事例として、入力が必要である項目が未入力であった場合にも、エラー表示だけでなく、申請ができてしまう事がある。</p> <p>一例として、実施に関する計画の国費率の入力、交付申請の事業費内訳の入力など、必須項目が未入力であっても申請が可能となる仕様であり、入力ミスの原因となる。</p> <p>○紙ベースの押印文書提出が求められている。SCMSの支障(① システム動作が非常に遅く、画面切替が多い。③ 入力フォームは画面スクロールが必須なほど縦横に広く、入力ミスの原因となる。分割表示等にも対応していない。④ 60分で自動ログアウトされる仕様となっているため、途中で入力情報が破棄される。⑥ メールにより処理完了や差し戻しなどの状況が通知されるが、フロー名と案件番号しかないため、何の案件かが一瞥して不明瞭。⑩ 必要事項が全て正しく入力されていないと一時保存ができない。)が起きている。</p> <p>○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しないと、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。</p> <p>○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところですが、</p> <p>現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するようSCMSの機能改修の検討を現在進めているところですが、その他の機能の改修・拡充についても検討を進めてまいります。</p>	<p>システムの改修、機能の拡充に当たっては、地方公共団体の意見を取り入れて対応いただくとともに、提出された各意見に対する改修内容等及びそのスケジュールについてあらかじめ明らかにしていただきたい。</p>	<p>【福岡県】 その他の機能の改修・拡充についても検討を進めるとのことであるので、システム入力時の作業性向上や誤り防止を図るため、CSVデータ等のインポート機能追加を検討していただきたい。</p> <p>【ひたちなか市】 社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。 紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を目的に考えているのか回答を求めます。</p> <p>【新潟市】 R2年度より新設された都市構造再編集支援事業(個別補助制度)においても、同システムで申請処理等が可能となるような改修を併せてご検討願います。</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求めます。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
169	島根県、中国地方知事会 【重点6】	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野の拡充等	保育士等キャリアアップ研修ガイドラインにおける研修分野に、事務職員や調理員などの保育士以外の職種向けの分野を新たに設けること。 また、既設8分野と新設分野を含めて保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示すること。	平成29年4月1日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修の内容として各分野とそのねらい等が示され、その各分野のねらい等を満たす研修の受講が保育士等の処遇改善等加算Ⅱの要件とされている。 この加算の対象には、保育士のほか事務職員や調理員等も含まれるが、現在のガイドラインには当該職員の実務に関連する研修内容がほとんどないため、施設等からは「どの研修を受けさせるのが適当か」との問い合わせがあり、対応に苦慮している。 また、当該職員においては、既存の研修分野では自らの専門性に沿った研修を受講できず、実務に即したスキルアップが図れていない。	保育士以外の職種の職員が受講すべき内容を明確にすることで、問い合わせへの対応が容易になるとともに新たな研修分野を追加することにより当該職員の実務に即したスキルアップが図れる。	内閣府、厚生労働省	茨城県、千葉市、新潟市、京都市、徳島県、指宿市	○提案内容同様、事務職員、調理員等の研修を追加する必要があると考える。
172	島根県、中国地方知事会	後期高齢者医療制度にかかる事務手続きの見直し	後期高齢者医療制度における交付金、補助金について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業に対する補助金等の交付に関する事務手続き及び支出処理については、都道府県ではなく国が直接行うよう見直しを求める。	後期高齢者医療制度における国庫補助金・交付金等の交付に関する事務手続き及びADAMSでの支出処理について、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会が実施主体となっている事業については、国の法定受託により、県が行っている。 県で行っている具体的な事務手続き(審査)は広域連合又は国保連合会から提出された申請書類等と添付書類の突合等であるが、国でも同様に審査が行われているため、申請手続きにおける県での事務手続きが不要であると考えられる。 また、国の通知から申請・交付までのスケジュールについても、県を通すことで、非常にタイトにもなっている。 なお、県が審査を行わなくても、補助金等の情報を、別途広域連合や国保連合会から情報提供いただければ、県費の補助金等の事務には問題ないと考える。	後期高齢者医療制度は都道府県に1保険者(都道府県後期高齢者医療広域連合)であり、また国保連合会も各都道府県ごとに1組織であるため、国と広域連合又は国保連合会で直接事務を行うことにより効率化を図る事が出来る。	厚生労働省	山梨県、高知県、宮崎県	○当県においても、国の通知から申請・交付までのタイトなスケジュールに対応を苦慮している。県を通さない方が、国や後期広域連合や国保連も余裕のある日程で処理ができるのではないかと考える。また、県が審査を行わなくても、県としての事務に支障はないと考える。 ○補助金等に関する事務手続きが、県を経由することで、国の通知から申請・交付までのスケジュールがタイトになっている。 ○国から発出された通知や依頼等を広域連合又は国保連合会に周知する事務については、都道府県が間に入ることで、国が発出してから広域連合又は国保連合会に届くまでに時間差が生じ、迅速な事務処理とはなっていない。また、都道府県にとっては通知等の事務が負担となっている(例: 交付要綱等の通知、交付申請の依頼、交付決定の通知、実績報告の依頼、交付額確定の通知等)。ADAMSでの支出処理については、国が発出する交付決定通知依頼書及び支出負担行為決議書が必要であるが、都道府県に届いてから国指定の支払日までの期間が短いことが多く、円滑な会計処理とはなっていない。これらの事務については、国が直接広域連合又は国保連合会に対して行うことにより、効率化を図ることができる。 ○当県においても、後期高齢者医療制度に係る補助金のみならず、国保に係る補助金の受託事務の業務が負担となっている。都道府県ではなく、各地方厚生局の各県事務所の活用を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保育士等キャリアアップ研修については、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)において、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とされたことなどを踏まえ作成したものであり、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け厚生労働省通知)において研修分野や対象者等をお示ししているところである。御指摘の点について、どのような研修分野の新設を求めているのか明らかでないが、事務職員や調理員等が受講することを想定した研修分野(例えば、マネジメント分野や食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策)も創設しているため、新たな研修分野を設ける予定はない。御指摘の事務職員や調理員等が受講することが望ましい研修分野については、整理の上、今年度中に周知してまいりたい。</p>	<p>保育の制度等が多岐にわたり複雑になる中で、保育士以外の職員についても、実務に即した専門性をどう高めるかが課題であり、加えて、専門性を高める中で、地位の向上や処遇の改善を図りたい旨の要望も聞いている。 処遇改善等加算Ⅱの「副主任保育士等に係る加算額(月額4万円)」を受けるためには、4分野以上の受講が要件とされる予定であるが、保育士以外の職員が、現在設定されている8分野から4分野を選択し受講することとなれば、自身の職種とは直接的に関係しない分野を受講せざるを得ず、拘束時間に比して得られる専門知識が少なくなる状況にある。 保育士以外の職種向けの研修分野の新設については、例えば、事務職員向けには、会計経理、補助金や財務、労働法規など、適正な施設運営に資する分野が必要であると考え。 また、調理員や栄養士向けには、現在、「食育・アレルギー対応」があるが、食育は保育の重要な要素であり、近年はアレルギー対応の必要な児童も増加していることから、「食育」と「アレルギー対応」を分割し、より専門性を高めることができる研修内容にしていく必要がある。よって、専門性を高めるために必要な研修分野を新たに設けた上で、既設8分野と新設分野を含めて、保育士以外の職員が受講すべき研修分野、内容を明示していただきたい。</p>		
<p>後期高齢者医療制度における補助金等については、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)のみを交付対象とするものについても、広域連合の申請に当たっては、厚生労働省に提出する前に、各都道府県において事前に審査を行うこととなっている。これは、後期高齢者医療制度が、地域の高齢者の安定した生活を実現し、健康の保持増進を図るための必要不可欠な仕組みであることに加え、都道府県自身が、当該制度の保険給付への公費負担や財政安定化基金の設置運営等、財政面においても重要な役割を担っていることから、地方自治法第2条第5項の趣旨も踏まえ、都道府県が、本制度の円滑かつ適切な運営に向け積極的に関与する役割を担っていることによるものである。 具体的には、高齢者の医療の確保に関する法律第133条の規定により、都道府県は広域連合に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言や適切な援助をするものとされているところであるが、適切な制度運営を図るためには、補助金等の適正な申請及び執行が必要であることは言うまでも無く、引き続き、各都道府県により事前に審査いただくことは重要な意味があるものと考えている。 まずは御要望の申請・交付に関するスケジュールについて、都道府県の意向も踏まえながら、余裕をもった提出期限や支払日を設定するよう配慮してまいりたい。</p>	<p>後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」)、に対する助言や適切な援助をするにあたり、補助金等の申請及び執行の状況を把握することは重要であると認識している。 しかし、申請及び執行の状況を把握するにあたって都道府県における審査は必ずしも必要ではなく、広域連合及び国保連合会から申請・執行の状況を別途情報提供いただければ適切な助言・援助を行うことが可能であると考えている。 地方自治法第2条第5項については、地域における広域的な事務を行うこととされており各都道府県に1つずつの広域連合及び国保連合会に係る事務についてこの条文を鑑みる必要はないと考える。 事務負担軽減の観点からも申請・交付に関するスケジュール調整ではなく、国と広域連合及び国保連合会との直接の申請・交付事務を要望する。</p>	<p>【山梨県】 タイトな提出期限等の設定が、職員に大きな負担を課すとともに、提出書類に対する十分な審査を行ううえで支障となっていることから、提出期限等の設定に十分な配慮をお願いする。</p>	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
173	岐阜県	NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止	NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化	NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、その申請書を対象者が日本放送協会へ郵送する場合と②申請者が手帳の写しや証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接出向く場合の2つの方法がある。 ①市町村等での証明事務は、対象者(申請者)の障がいの程度、世帯状況、課税状況などを確認する必要があるため、関係部署との調整が必要になるなど、事務作業に多大な時間を費やしている。 ②平成20年以前は日本放送協会に直接申請する仕組みはなく、平成20年の日本放送協会の依頼文を受けて、初めて直接申請が認められた。 しかし、直接申請には、市町村発行の証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付する必要があり、大半の対象者(申請者)は証明書を取得するため、市町村の窓口に出向くこととなることから、②日本放送協会への直接申請ではなく、①市町村等の証明を選択している。 ※免除対象件数(出典:H29.5.25NHK受信料制度等検討委員会第7回会合資料)全面免除(社会福祉事業施設入所者及び市町村民税非課税の障がい者)70万件、半額免除(視覚・聴覚障害者及び重度の障害者)55万件	マイナンバーカードを活用し、近隣のコンビニ等で証明書(住民票、市町村税課税証明書)を取得のうえ、郵送による日本放送協会への申請を推進することにより、市町村の窓口等への移動が困難な対象者(申請者)に対するサービスが向上する。 なお、対象者(申請者)の負担増とならないように各種証明書の交付手数料について、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。	総務省、厚生労働省	北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、郡山市、須賀川市、千葉市、神奈川県、横浜市、小田原市、川崎市、上田市、大垣市、中津川市、美濃市、瑞穂市、各務原市、海津市、岐南町、川辺町、近松	○毎年の現況確認への対応が多大な負担となっていることから、日本放送協会が対象者(申請者)からマイナンバーの提供を受けることで、申請や現況確認についても直接確認していただければ、市町村の事務負担が軽減され、各種証明書の取得も不要となり、対象者(申請者)の負担軽減にもつながると思われる。 ○当市においても、証明書の発行は大きな事務負担となっている。また、減免の年度更新に関する照会については件数も多く、税の確認等を含め膨大な事務負担となり、本来業務を圧迫している。今後は、マイナンバー制度等の活用により、原則として市町村の証明発行及び年度更新における資格確認についてNHKにおいて直接実施する体制を整備すべきである。 ○当市においては年間約400件の新規申請がある。また、市窓口にて手続きを行うため、市の制度であると混合される方も多く、問い合わせ等において混乱を招いている。市の窓口を通さないことで申請者及び市職員の負担軽減や問い合わせ先の明確化につながると考えるため制度改正を求める。 ○世帯確認、税情報確認の事務作業に多大な時間を取られている。H31年度NHK減免申請数:274件(全免・半免合計数)。本提案の実現により、福祉業務に注力することができるようになる。 ○マイナンバーカードを活用することによる対象者(申請者)への負担軽減が図れるようお願いしたい。 ○NHK受信料免除申請について、直接申請方式の制度化については一部賛同できるが、市役所窓口での証明事務も残した上で、申請者が選択できるしくみであれば良いと思われたい。 ○社会福祉課の窓口で証明書を取得するために対象者が手続きに訪れ、その都度障害の程度、世帯状況、課税状況を確認する作業に多大な時間を費やしている。 ○区役所・支所で実施している放送受信料免除証明事務は、多大な時間を要し、人件費等で大きな負担が生じている。 なお、毎年実施する免除事由存否調査についても、NHKから自治体へ送付される受信料減免の継続確認対象者リストには記載不備が多く、自治体で正確な調査が行えない場合があり、その結果誤った継続可否情報がNHKから対象者へ通知されることあるため、その訂正や再申請等、対象者の方にとっても自治体にとっても負担となっている。 ○当市においても、NHK放送受信料減免に係る窓口での申請が、毎月約50～60件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。 また、毎年度、NHKから放送受信料免除事由継続有無の調査依頼が市町村に対して行われており、本市でも毎年約2,000件の調査を実施しているが、大きな事務負担となっている。 そのため、市町村証明事務を廃止することで、NHK放送受信料に係って市町村を経由する事務を全廃し、市町村の事務負担を軽減するとともに、直接申請方式の推進による市民サービス向上を図るべきである。 なお、市町村証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないと考える。また、証明に当たっては減免に係る「世帯」の考え方が住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住するもの全員を同じ世帯とみなすとされているところ、この取り扱いが事務処理上確認が煩雑であり、市町村側の事務負担軽減の観点から、制度の改善が必要であると考えられる。 加えて、各種証明書の手数料減免についても、NHKの業務のために市町村側が手数料減免の配慮を行うことはやや疑問であり、本来はNHK側で申請者に手数料についての配慮を行うことが適当ではないかと考える。 ○当該手続きにおいて、マイナンバーを活用するとともに、日本放送協会への郵送による申請を推進することは、申請者の負担軽減につながる。また、現状で福祉事務所等が当該事務の一部を担う合理的理由にも乏しいことから、直接の窓口を日本放送協会に一元化することで事務の簡素化にもつながる。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。 ○当市では、多くの場合、障害者手帳を窓口交付する際に、NHK放送受信料の減免について説明し、その場で申請を受け付けている。そのため、申請者の負担軽減に大きな影響はないと思われる。 しかし、障害者手帳交付時には減免の対象外でも、その後減免対象となる場合に、市町村窓口へ出向くことなくコンビニ等で証明書を取得し、郵送による日本放送協会への申請を推進することは、申請者の利便性向上につながる。 ○現行の市町村証明事務では、世帯分離等、判断が難しいケースがあるが、明確な判断基準が無く、NHKに問い合わせても市町村で判断するように求められるなど対応に苦慮することが多い。また、年1回の所得確認作業も、対象者から問い合わせを受ける等、その後の対応も含め精神的負担も大きい。こうした事情から市町村証明事務が廃止されれば、利用者の負担軽減及び事務の効率化につながる。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担を軽減し、また、申請者の個人情報保護及びプライバシー確保に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきた。このため、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があり、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。</p>	<p>ご回答にもあるとおり、本提案の新規申請時の証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担に係る申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があること、及び、今後、免除制度を適切に運用するためには、障がい者団体の声も伺いながら慎重に検討する必要があることは承知している。</p> <p>一方で、法令上の根拠がない市町村による当該証明事務については、見直しが必要であると考えます。</p> <p>今後、骨太の方針2020で示されたデジタル・ガバメントの構築における行政手続きのオンライン化や、国が推進するマイナンバーカードの普及などにより、近隣のコンビニ等で各種拳証資料を取得できる自治体が増えていく(増やす必要がある)中で、申請者である障害者の方の負担軽減にも繋がっていくと考えます。</p> <p>については、まずは、NHKへの郵送による申請制度の整備等申請手続きの簡素化につき検討を進めていただくとともに、これ併せて申請者による各種拳証資料の交付に係る経済的な負担軽減のため、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。</p>	<p>【小田原市】 障がい福祉に係る広範な業務を担う市町村等の業務負担は年々重くなっている現状を踏まえ、早急に検討を行っていただきたい。本提案事項の実現について、困難若しくは長期の時間を要するならば、それまでの間、日本放送協会に対し、本業務に係る人件費等に係る応分の費用負担を可能とするよう、制度を改正していただきたい。</p> <p>【千葉市】 NHKからの依頼をうけ、税情報や障害情報を提供しているのは、本来の自治体の業務ではなく、負担となっている。NHKが自ら契約者のマイナンバーを取得し、市町村を通さず一括で調査をするといった方法であれば、障害者、市町村、NHKの三者にとって負担の軽減となるのではないかと考えます。障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とのことですが、今後このような制度を貴省、NHK、自治体、障害者団体等で協議する場を早急につくっていただきたい。また、すでに障害者団体に意見を聞いているのであれば、各自治体にも結果を提示いただきたい。</p> <p>また、意見を聞いていないのあれば、その理由についてご教示いただきたい。</p> <p>【茨木市】 本来、自治体としては障害者手帳の発行をもって当該申請者が障害者であることを証明しており、障害状況に係る証明書を別途発行することは事務の重複である。また、本制度においては、市町村民税の確認も必要となり、各自治体福祉部局は、市町村民税関係部局との連携に努めることとされているが、NHK側は減免に係る「世帯」の扱いとして、住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住する者全員を同じ世帯とみなすという独自の取扱いを行っており、各種福祉制度とは異なる取扱いであることから、NHKの制度に合わせて確認事務を行う必要が生じており、大きな事務負担となっている。</p> <p>このように自治体に事務負担を強いている制度を、厚生労働省通知による依頼により各自治体において継続することは疑問であり、制度の改善が必要であると考えます。</p>	<p>【全国知事会】 「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。</p> <p>【全国市長会】 NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止及び直接申請方式の制度化については、多くの都市自治体から実現を望む声が寄せられるとともに、免除要件の明確化や見直しに関する意見も寄せられている。また、関係府省からの見解(一次回答)において、障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とあるが、その点については、早急に協議する場をつくるべきとの意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
174	岐阜県 【重点7】	保育士の就業状況等の届出の努力義務化	次の場合において、保育士の就業状況等の届出を努力義務とすることを法制化する。 ・保育所等を離職した場合 ・保育士の業に従事しなくなった場合 ・資格取得後、直ちに就業しない場合 ・本件による法改正時、現に業務に従事していない場合 ・既に届け出た事項に変更が生じた場合	当県では保育士・保育所支援センター(以下、「センター」という。)を県直営化し、保育人材の確保に向けた支援の強化を図っているが、保育士の住所や就業状況など、現況把握が困難なため、資格取得後の継続的な支援ができない。当県へ登録した保育士が28,564人(R1年度末時点)いる一方で、センターへ登録した保育士は661人に留まり、相当数の保育士が潜在化している。県内の保育士の有効求人倍率はH26年度から上昇し、R1年度末時点では2倍を上回り(2.09)、慢性的な保育士不足となっている。センターでは、求人・求職のマッチング支援や、センターへの登録を呼びかけること等を目的に、次の取組みを実施しているが、改善がみられない。 1 県内市町村及び保育関係団体を通じて、保育所等に対し、離職者及び現役保育士の登録の呼びかけを実施。 2 マッチング機能強化を図るため、就業状況・居住地等に応じた最新情報を発信するための専用ポータルサイトを構築。 3 潜在保育士等を対象に、保育所等において、子どもの様子や実際の保育の業務を見学するとともに、現役保育士との交流を通じて保育のしごとへの理解と関心を深めるための見学会を開催。 4 センターの支援により就職した保育士を中心に、離職防止、職場定着を図るための研修のほか、保育士の離職に繋がる様々なトラブルや課題等への対応能力をケーススタディで習得する実践研修を開催。 5 進路選択を控えた保育士養成校の学生に対し、年齢の近い身近な先輩保育士(就職後3年程度)から、保育所等で働くことの魅力ややりがいについて情報を発信するセミナーを開催。 6 県内のショッピングセンター等において、マッチング支援を行う出張相談会を開催し、登録の呼びかけを実施。 7 潜在保育士等を対象に、県内の指定保育士養成施設や保育所等が一堂に会する「保育士になるための進学・就職総合フェア」を開催。 8 当県へ登録された保育士に対し、就業状況等アンケート調査を行うとともに、チラシによるセンターの周知を実施。	潜在保育士の現況を把握し、センターを通じた就職や再就職に向けたきめ細かな支援により、効果的に保育人材確保対策を進めることができる。また、保育士からしても、センターに登録することで、復職のための現場見学会等の案内や、保育士としての経験が豊富な相談員による無料の職業紹介、就職準備金等の支援制度に関する情報提供などの様々な支援を受けることができる。	厚生労働省	宮城県、福島県、茨城県、横浜市、川崎市、新潟市、大垣市、高山市、多治見市、美濃市、各務原市、飛騨市、海津市、岐南町、川辺町、京都市、大阪府、茨木市、香芝市、鳥取県、徳島県、愛媛県 宇崎	○保育士資格を取得した場合、県に登録申請を行うが氏名、住所、就業状態の把握ができず、復職支援が効果的に行えない。全保育士にアンケートを実施した際、登録時と住所が異なるため約2割が返戻となった。 ○資格取得時に登録した保育士(本自治体では約15万人)の登録後の就労状況、都内在住か否かも把握が困難のため、潜在保育士への効率的なアプローチが困難な状況である。 ○当市では、県および県内他市と共同で保育士・保育所支援センターを運営しているが、提案団体同様、県内で保育士登録をしている人数に比べ、センターへの登録数が少ない状況にある。このため、潜在化している保育士の実態把握が困難であり、センターで実施している保育人材の確保に向けた取り組みや求職者に対する就職支援策等が効果的に潜在保育士に届いていないと感じている。慢性的な保育士不足解消には、潜在保育士への積極的なアプローチが必要である。また、看護師、介護福祉士についても既に同様の届出制度を実施している。 ○保育士確保のため、保育士業務に従事していない有資格者に対して、補助制度やイベント等の周知を図りたいものの、有資格者の就業状況を把握しているところがないため、効果的・効率的な情報提供をすることが出来ない。 ○当市においても保育士・保育所支援センターを設置し、潜在保育士等の求職者と保育園等の双方のニーズを踏まえた勤務条件の調整やあつせん、潜在保育士向けの研修等を実施している。保育士不足が懸念されるなか、潜在保育士の掘り起こしは有効と考えているが、現況把握ができていないことから、事業の周知などの働きかけが十分にできない状況にある。 ○当市においても保育士人材の確保に向けた取り組みを進めているが、本提案の実現によって、県と協力した効果的な対策を行うことができる。 ○当市においても保育所の保育士確保に苦慮している状況であり、潜在保育士等が保育所等へ就職できるような状況改善を望む。 ○保育士の就業状況等の届出の法制化を求める。
175	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	砂防指定地の指定を迅速化するための手続等の抜本的見直し	砂防法第2条に基づき指定される、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地(以下、本提案において「砂防指定地」という。)について、都道府県の進達を受けて国土交通大臣が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制等の抜本的な見直しを求める。	都道府県知事は砂防法に基づき、法定受託事務として砂防指定地の監視、砂防設備の工事、維持・管理を行う義務があるほか、治水上砂防のため、条例で定めるところにより、砂防設備を損傷する行為の禁止や、建築物の新築、立木の伐採、土砂採掘等の制限等を行うことができることとなっている。一方、砂防指定地の指定については、国土交通大臣(本省)が権限を有しており、都道府県知事は「砂防指定地指定要綱」の指定基準に該当すると認める場合に進達するものとされている。都道府県は進達に当たって、予め砂防事業全体計画に係る構造協議を各地方整備局と行い、国土交通省(本省)に事前協議に向けた書類を提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るといった流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、砂防指定地の指定が遅れる大きな要因となっている。昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、対策工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、砂防指定地の迅速な指定が行えないため工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	砂防指定地の指定に係る手続を大幅に短縮することが出来れば、都道府県が行う砂防設備の工事の早期着工等が可能となり、地域住民の安心・安全な暮らしに資する。	国土交通省	兵庫県、松江市、愛媛県、久留米市	○災害関連砂防事業等においては発災する時期が不明であり、一刻も早く対策工事に着手する必要があるため、災害発生時における砂防指定地の進達については随時受付とされたい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>離職時の情報の届出に努力義務をかけることについては、子ども・子育て会議において、「法令上必要となる措置や実務的な事務体制の整備可能性も勘案しつつ必要な財源等の費用対効果も踏まえ、引き続きどのような対応が可能か検討すべきである」との提言(「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」(令和元年12月10日子ども・子育て会議))を受けており、具体的にどのような場合に届出を求めるかということを含め、必要な検討を進めてまいりたい。</p>	<p>介護福祉士については、平成29年4月1日から就業状況等の届出の努力義務化が導入され、すでに運用されている。 一方、保育士の現況を把握するためには、都道府県等が独自に設置する保育士・保育所支援センターへの任意による登録や、保育士登録時の情報に基づいた独自のアンケート調査等を行うしか方法がない状況である。 しかし、実際に当県でアンケート調査を実施したところ、16.3%の保育士について、結婚等による居住地の変更によりアンケート票が返送され所在不明であった。適時適確に保育士の現況を把握し続けるためには、このような調査を随時行う必要があるが、費用対効果等の面で非常に非効率な状況となっている。 保育士の安定的かつ継続的な確保のためには、介護福祉士と同様に、離職した場合や資格取得後、直ちに就業しない場合など、就業状況等の届出の努力義務化が必要であるため、早期の検討と必要な措置の実施をお願いしたい。 【参考】 ・児童福祉法上、保育士の資格取得後の登録は都道府県の事務とされており、現在、全都道府県が社会福祉法人日本保育協会(保育士登録事務処理センター)に委託している。 ・介護福祉士の登録制度と同様に、「保育士登録の指定登録機関の一元化」が実現し、当協会が就業状況等の届出の指定登録機関の指定を受けたとしても、事務的な混乱は発生しないと考える。 ・なお、本提案の実現による当協会の事務負担増については、当協会への各都道府県の委託内容の追加により各都道府県の委託費の多少の増加が想定されるものの、既存の保育士登録事務と親和性の高い事務が追加されるのみであるため、当協会においても容易に対応できるものと考えます。</p>	<p>【茨木市】 前向きに検討をお願いしたい。 【大阪府】 当県では保育人材不足が待機児童発生の一因であり、保育人材確保は喫緊の課題である。しかしながら、潜在保育士の把握の困難さから効率的な保育人材確保施策を行うことが難しい。本提案の実現により、潜在保育士の把握が容易になり効果的・効率的な保育人材確保施策を行うことが可能となるため、早期の届出義務化を求める。</p>	<p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>砂防法第2条による砂防指定地の指定については、昭和41年4月20日建河発第69号建設省河川局砂防課長通達「砂防指定地の編入について」において、「今後は水系ごとに治水上砂防のため広域的な一定計画をたてこれが適正を図るため毎年度期日を定めて指定のため協議することとしたので御知照ありたい。」としていたところである。本通達は、平成12年地方自治法改正により、技術的助言と整理されているところであるが、現在においても、効率的に指定の事務を行うため、年3回都道府県へ指定を行うべき区域についての事前協議を通知しているところである。 しかし、事前協議については、通知の文書において「災関事業(※)など急を要する場合は、個別に調整願います。」(※災害関連緊急砂防事業)と記載しており、年3回の事前協議時に限らず、対応を可能としているところであり、具体的な支障事例として記載の「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、砂防指定地の指定が遅れる大きな要因となっている。」については、事実とは異なることであると認識している。 このように、砂防指定地の指定については、計画的に進めていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に調整し、事前協議に間に合わない場合においても指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。</p>	<p>砂防指定地は土砂災害対策の基礎として非常に重要な役割を果たすものと承知しているが、その指定については、土砂災害の危険を感じている地域住民にとっては急を要するものであり、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化する昨今の状況を鑑みれば、その指定の迅速化がますます必要になっているものと考えます。貴省の第1次回答によれば「急を要する場合は個別に調整」しているとのことであるが、結果的に事前協議の実施が認められなければ指定が遅れ、早期の対策を行えないこととなる。また、事前協議を予定していた案件が地権者同士の境界確認など不測の日数を要し、計画的に進められない場合もある。 以上を踏まえ、事前協議について、個別の調整を要することなく全て随時受付可能としていただきたい。 なお、随時受付について、各都道府県において指定を計画的に進めることとは必ずしも矛盾しないと考えますが、その点について貴省の見解があればお示し願いたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
176	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	地すべり防止区域の指定を迅速化するための抜本的見直し	地すべり等防止法第3条に規定される地すべり防止区域について、都道府県知事の進達を受けて主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が行う指定の迅速化を図るため、その手続の方法、事務の執行体制の抜本的見直しを求める。	都道府県知事は地すべり等防止法に基づき、法定受託事務として地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理や、指定の通知を受けた地すべり防止区域内への標識の設置を行うこととされている。また、地すべり防止区域内において地下水を誘引・停滞させる、大型用排水路を新設する等の行為を行うに当たっては、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、地すべり防止区域の指定については、主務大臣(農林水産大臣又は国土交通大臣)が権限を有しており、都道府県知事は指定の必要がある管内区域について、地すべり指定申請をするものとされている。例えば、国土交通大臣に対する申請においては、都道府県は予め各地方整備局と事業計画に係る工法協議を行っている。一方、地すべり防止区域の指定に係る事前協議に向けた書類は国土交通省(本省)に提出している。それから都道府県が本省との事前協議の中で、書類修正等の指示を受けて進達を行い、国土交通大臣による指定・告示に至るという流れになっている。進達に先立つ本省との事前協議は、年3回と限られているため、その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。昨今、大雨や地震等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、土砂災害の危険を感じている地域住民から、地すべり防止工事等への早期着手を求める声があるにも関わらず、地すべり防止区域の迅速な指定が行えないため、工事に着手できず、事業を通じて住民の安心・安全な暮らしを守るという都道府県の責務を果たす上で、大きな支障が生じている。	地すべり防止区域の指定に係る手続を大幅に短縮することが出来れば、都道府県が行う地すべり防止工事の早期着工等が可能となり、地域住民の安心・安全な暮らしに資する。	農林水産省、国土交通省	秋田県、兵庫県、松江市、愛媛県	○地すべりという特性上、災害関連地すべり事業となる場合が多く、発災する時期が不明であり、一刻も早く対策工事に着手する必要があるため、災害発生時における地すべり防止区域の進達については随時受付とされたい。
177	栃木県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止総合対策交付金における「軽微な変更」の範囲拡大及び交付限度額に関する考え方の見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金について、推進事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすること。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止すること。	鳥獣被害防止総合対策交付金において、推進事業に要する経費配分の変更は金額の如何に関わらず重要な変更として、国の変更承認を要する。本県では、国から変更承認を受けるまでに2ヶ月程度要したことがあり、急遽必要とされた捕獲強化のための機器を迅速に導入できないといった支障が生じた。推進事業費については、都道府県に配分された額の範囲内において、都道府県の裁量によって主体的に各事業への振り分けを行えるようにするべきである。また、当該交付金の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業においては、都道府県が主導して広域捕獲活動等を行っているが、当該事業に割り当てられる限度額が2,300万円と定められている。この限度額によって、鳥獣の出没状況に応じた緊急的な取組を行う必要が生じた際に、経費配分の変更等によって対応しようとしても、必要な捕獲活動を十分に実施することができなくなっている。	補助事業に要する一定程度の経費配分の変更を「軽微な変更」として取り扱い、国の変更承認を不要とすることで、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するなどの対応が可能となるだけでなく、国や都道府県の事務負担が軽減される。また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額を廃止することにより、緊急の広域捕獲活動を必要に応じて行うことが可能となり、野生鳥獣被害の深刻化・広域化に歯止めをかけ、地域関係者の負担が軽減される。	農林水産省	前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、香川県	○経費配分の変更に伴う国への変更申請については、承認通知までの約1か月間、当該事業が執行できない事例があった。事業実施主体が同じである市町推進事業と緊急捕獲事業は一体的な取り組みであることから、相互間の経費配分の変更について国への変更申請を不要とすることで、事業の円滑な執行だけでなく、国・県の負担軽減、不用額の減少等につながると考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>国土交通省は、地すべり等災害防止法第3条による地すべり防止区域の指定については、効率的に指定の事務を行うため、年3回都道府県へ指定を行うべき区域についての事前協議を通知しているところである。</p> <p>しかし、事前協議については、通知の文書において「災関事業(※)など急を要する場合は、個別に調整願います。」(※災害関連緊急地すべり対策事業)と記載しており、年3回の事前協議時に限らず、対応を可能としているところであり、具体的な支障事例として記載の「その時期に間に合わない場合は、進達時期が次回(4ヶ月後)以降に持ち越しとなり、地すべり防止区域の指定が遅れる大きな要因となっている。」については、事実とは異なる点であると認識している。</p> <p>地すべり等防止区域の指定については、計画的に進めていただいているところであるが、「災害対応に限らず」急を要する場合は個別に調整し、事前協議に間に合わない場合においても指定を行っているところである旨について、今後は、各都道府県に発出している文書にも明確に記載し、広く周知して参りたい。</p> <p>農林水産省においても、国土交通省と同様に、急を要する案件について随時対応を行っており、今後もしっかりと対応して参りたい。</p>	<p>地すべり防止区域は地すべり対策の基礎として非常に重要な役割を果たすものと承知しているが、その指定については、地すべりの危険を感じている地域住民にとってはいずれも急を要するものであり、大雨や地震等の自然災害が頻発・激化する昨今の状況を鑑みれば、その指定の迅速化がますます必要になっているものと考えられる。貴省の第1次回答によれば「急を要する場合は個別に調整」しているとのことであるが、結果的に事前協議の実施が認められなければ指定が遅れ、早期の対策を行えないこととなる。また、事前協議を予定していた案件が地権者同士の境界確認他など不測の日数を要し、計画的に進められない場合もある。</p> <p>以上を踏まえ、事前協議について、個別の調整を要することなく全て随時受付可能としていただきたい。</p> <p>なお、随時受付について、各都道府県において指定を計画的に進めることは必ずしも矛盾しないと考えられるが、その点について貴省の見解があればお示し願いたい。</p>		
<p>補助事業等における経費については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下「適化法」という。)第7条に基づき、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときに、各省各庁の長の承認を受けて、補助事業等における経費の配分の変更が可能となるものである。</p> <p>そのため、当交付金についても、都道府県の裁量で各事業への振り分けを行った後に、補助事業等における経費の配分の変更(相互間におけるそれぞれの経費の増減)を行う場合は、適化法第7条に基づき、地方農政局長の承認を受けて変更を行い、適正な交付金の執行となるようになされているものである。</p> <p>なお、支障事例への対応として国の変更承認を迅速に行う必要性を鑑み、これらに係る手続き期間の短縮について、地方農政局等に対して適切に指導し円滑な事業執行となるようしてまいりたい。</p> <p>鳥獣被害防止都道府県活動支援事業で定められている交付限度額については、CSF(豚熱)対策のように変更が必要な場合には、撤廃や上限の嵩上げ等必要な範囲で実施しているところであり、これからも状況を鑑みて検討してまいりたい。</p>	<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項第1号においては、「軽微な変更」の場合は各省各庁の承認が不要とされており、この「軽微な変更」は各省各庁が定めるとされている。このため、今回、補助事業等の目的を達成するための必要な範囲で、当該交付金に係る推進事業に要する一定程度の経費配分の変更については「軽微な変更」との設定をお願いしたい。</p> <p>また、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の交付限度額について、CSF対策など、複数の都道府県に係る緊急対策のための上限の嵩上げ等は大変有意義でありがたい対応と受け止めている。</p> <p>今後も交付限度額の撤廃や嵩上げを検討いただけるとのことだが、各都道府県の状況が異なることから、全国一律の交付金限度額とせず、鳥獣の捕獲数等、都道府県独自の状況に応じた対応が可能となるよう、交付限度額の撤廃や嵩上げ等の検討を引き続きお願いしたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
178	栃木県、福島県、茨城県、群馬県、新潟県	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る交付額の算定に前々年度の実績を用いることの見直し	鳥獣被害防止総合対策交付金の配分額の算定において、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る前々年度の実績(不用額)については、配分額から減ずることを廃止する又は一定割合以内であれば減じないなど、配分基準を見直すこと。	「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る交付金の配分基準について」において、各都道府県への配分額のうち基礎配分については、各都道府県における前々年度の当該交付金等における不用額を上限として減じることができるとされている。当該交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業や鳥獣被害防止都道府県活動支援事業については、計画的に実施するものであり、事業の進捗管理により不用額を抑えることができるが、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、気象災害の影響による生息域の変化、気象変動によるえさ場の変化等により計画通りに捕獲が進まず、想定外の不用額が発生してしまうことがある。このため、前々年度の不測の事態により発生した不用額による減額により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減に向けた取組みに支障を来している。	農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲は、気象災害の影響による生息域の変化や気象変動によるえさ場の変化など環境的な要因が大きいところ、前々年度の不用額から配分額を減じることを見直すことで、その年々の野生鳥獣の数に応じた対応を行うことが可能となり、野生鳥獣被害の深刻化・広域化に歯止めをかけ、もって地域関係者の負担を軽減することができる。	農林水産省	前橋市、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県	○緊急捕獲事業は、昨年度捕獲実績等を参考にした見込みの捕獲頭数により要望しているため、当県でも想定外の不用額が発生する事例があった。当初配分が減額された場合でも、補正予算等の措置があれば支障はないが、措置がなくなった場合に支障が出る恐れがある。 ○県内の市町においても、自然災害の影響で野生鳥獣の捕獲頭数が減少して翌々年度の配分額が減少し、地域の捕獲活動に支障が生じた例が報告されている。
179	栃木県	財産処分承認の際に付される国庫補助金相当額の納付条件の見直し	農林水産省所管の間接補助事業に係る交付要綱等において、財産処分承認の際に付される国庫補助金相当額の納付条件を「間接補助事業者から返還があった場合に限り国に納付」することと規定し、財産処分手続において、間接補助事業者から納付がなされなければ、国は都道府県や市町村に対し自己負担をして納付することを求めないこととする。	国庫補助金を活用して整備された施設については、補助金交付後、補助目的とは異なる目的で使用されたり、勝手に処分されたりすると、補助目的を達成することができなくなるため、当該施設の耐用年数の期間内は、財産処分を行うことが制限され、やむを得ず財産処分を行う場合には、あらかじめ国の承認を受ける必要がある。その際、国は財産処分を承認するに当たり、原則として国庫補助金相当額の納付を条件としている。間接補助事業者の場合、財産上の利益を受けるのは国庫補助金を最終消費する間接補助事業者であるため、国から国庫補助金相当額の納付を命じられた場合には、当該間接補助事業者が都道府県や市町村を通じて国に納付すべきところ、現状は、当該間接補助事業者に返済能力がなく、都道府県や市町村に納付されない場合であっても、国は、財産上の利益を受けていない都道府県や市町村に対し、自己負担をして納付させている。本県では、平成17年に国のバイオマスの環づくり交付金を活用し、市町村を通じて事業者に対し、食品廃棄物リサイクル施設の整備に係る交付金を交付した。当該事業者は、自己資金が無かったため、あらかじめ国から補助対象財産に担保権を設定することについて承認を得た上で資金を調達したが、その後、機械の不具合等により操業を停止し、担保権が実行されることとなった。そこで、国から改めて財産処分の承認を受けるよう指示があり「補助金相当額の納付」を条件に承認されたが、当該事業者には返済能力がなく補助金相当額が返納されないにもかかわらず、本県から国へ返納せざるを得なかった事案がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止等を目的とするところ、国庫補助金を財源とする間接補助金の交付事務を行った都道府県や市町村が、間接補助事業者からの納付がない場合に、自己負担をして国庫補助金相当額を国に納付しなければならないとする条件は、法の目的に照らして必要な限度を超えている。特に、国が全国へ波及させることが必要と判断した戦略的・先駆的な施策に関する補助事業は前例に乏しく、経済動向等に左右されることも多いため、間接補助事業者への適切な管理監督がなされていたとしても、事業に行き詰まるリスクを伴う場合があり、都道府県や市町村は積極的に当該補助事業を実施することができない。こうした状況から地方を解放する効果は極めて大きい。	財務省、農林水産省	茨城県、川崎市、富士市、徳島県	—

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>毎年、要望額が予算額を大幅に上回る状況となっているとともに、不用をなくし限られた予算を有効活用する観点から、不用額を上限として減じる対応を行っているところである。</p> <p>なお、捕獲される頭数の増減については、気象災害の影響による生息域の変化や気象変動によるえさ場の変化など環境的な要因もあることは承知しているが、現在でも、各都道府県の執行状況を確保しつつ追加要望量を把握し、数次にわたり追加措置を行うなど取組に支障が生じにくいよう対応しているところであり、引き続き同様に対応してまいりたい。</p>	<p>自然環境の要因が大きく影響する捕獲の成果に対して支援いただいている、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業については、自然環境による要因が捕獲実績に大きな影響を及ぼすことから、捕獲計画の達成に向けた市町の担当職員や捕獲従事者の方々が弛まぬ努力を行ったとしても、不用額の発生は予測不可能である。</p> <p>特に本県においては、上半期に比べ、下半期の捕獲数が多く、かつ1月から3月にかけての降雪の有無で捕獲機会が変動してしまうため、結果として不用額が発生してしまう場合がある。</p> <p>これにより、翌々年度の同事業のみならず、支援事業や整備事業の他の取組に係る予算を減額されることは、野生鳥獣による農林業被害軽減の、捕獲や防護、環境整備を最前線で担っている市町の担当職員や、捕獲従事者、地域住民の方々の対策意欲を大きく減退させるものと思料する。</p> <p>上記のように、都道府県によっては不用額の発生についてやむを得ない事情もあり、また、追加措置が行われない場合は取組に支障が生じること、追加措置が行われたとしても迅速かつ適切な取組が実現できないことも懸念されるため、交付額の算定の際に、配分額から不用額を減じないなどの検討をお願いしたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>
<p>御指摘の補助金については、間接補助事業者の財産処分に当たって、間接補助事業者が補助事業者に承認を求め、補助事業者が承認に先立ち国に承認を求めることとしているが、補助条件を承継する場合等一定の要件を満たす場合を除き、処分財産の国庫補助金相当額について国庫納付がなされることを承認の前提条件としているところであり、提案のような規定を設けることは適当でない。</p> <p>なお、財産処分に当たっては、補助事業の申請から交付、監督といった実施手続きの状況をよく吟味した上で対応する必要があることから、各々の事案の性質を踏まえ、関係機関と協議を行いつつ、適切に対応してまいりたい。</p>	<p>本提案は、財産処分において国庫補助金相当額の納付を条件とする一般的な運用を否定するものではなく、補助事業者（地方公共団体）に補助事業の実施にあたり特段責に帰すべき事情がなく、間接補助事業者の事情により補助金相当額を回収することができなくなったような場合にも、補助事業者（地方公共団体）に国庫補助金相当額納付の負担を求める運用の不正さを問題視している。このような運用は、補助金の不正な使用の防止等を目的とする補助金等適正化法の趣旨を超えるものであるだけでなく、国は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならないとする地方財政法の趣旨からも疑問がある。</p> <p>また、今後も同じような運用が繰り返されるとすると、地方公共団体が予測困難な財政上のリスクにさらされることとなり、国庫補助事業の活用を萎縮させることにもなりかねない。</p> <p>このため、国の間接補助事業において地方のみが不公正な負担を強いられることのないよう、間接補助事業者から納付がなければ補助事業者（地方公共団体）に国庫補助金相当額の納付を求めないこととするなど、公正なリスク分担のルールを、財産処分の承認基準や各補助事業の要綱等で明確化することが必要である。</p>		<p>【全国知事会】 間接補助の国庫補助金等を交付するにあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を附する場合は、地方に負担を過度に転嫁する条件を附することがないようにすべきである。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
180	鳥取県 【重点11】	小規模多機能型居宅介護の定員に関する基準の見直し	小規模多機能型居宅介護については、厚生労働省令により、登録定員と1日当たりの利用定員に上限が設けられているが、小規模多機能型居宅介護の普及に向け、登録定員、利用定員を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	小規模多機能型居宅介護は、介護保険制度において、在宅生活を支える中核的なサービス形態の一つであり、平成18年の創設以来、利用ニーズが拡大している。本県としては、要介護者が増加する2040年に向け、地域包括ケアを推進するために、更に拡大していくべきサービスと認識している。ただ、登録定員の上限(29名)があるために、事業規模が小さくならざるを得ず、特に要介護度の低い利用者を抱える事業所において厳しい経営状況にある。また、施設の規模、職員数等によっては、通いと泊まりの1日当たりの利用定員を超えても適切にサービスを提供できる事業所があるにも関わらず、当該定員の上限が設けられているために利用者のニーズに応えられないケースも生じている。	登録定員の上限が参酌基準となり、地域で上げが可能となれば、事業規模の拡大が可能となり、経営状況の改善が見込まれる。また、通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限が参酌基準となり、地域で上げが可能となれば、より柔軟な運用が可能となり、利用者の利便性が向上する。これらにより、地域において、小規模多機能型居宅介護の普及が進むものと考えている。	厚生労働省	北海道、苫小牧市、千葉県、南知多町、堺市、熊本市	○小規模多機能型居宅介護は、在宅生活を支えるための有効なサービスとして各市においても整備を進めているところであるが、必要な圏域への整備が進まない状況にある。登録定員の上限や通いと泊まりの1日当たりの利用定員の上限について、地域の実情に応じた対応が可能となれば、圏域ごとのニーズに応じた多様な規模での参入が可能となり、また、不足する圏域の利用者を近隣の圏域の事業所が受け入れるといった対応も可能になると考えられる。また、同様のサービスである看護小規模多機能型居宅介護についても、あわせて緩和をお願いしたい。
181	鳥取県	障害福祉サービスにおける食事提供体制加算の対象の見直し	本件加算は、原則として施設内の調理室を使用して調理し提供されたものについて算定される。施設外で調理されたものを提供するときはクックチル等より提供するものに限定されているが、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援第65号)では、適切に管理された衛生環境の下で、施設外で調理された食事を搬入して提供することが予定されている。本件加算を算定できる障害福祉サービスにおける食事の提供を、社会福祉施設における食事の提供と別異に解する合理的理由はなく、同様の要件を充足した場合に食事提供体制加算の対象に出前や弁当を含めることを求める。	厨房現場の慢性的な人手不足が深刻化する中、利用者の嗜好やニーズを踏まえた満足度の高い食事を提供することが困難となりつつある。加算の対象となる食事提供は、原則として施設内の調理室を使用して調理することが要請されているが、施設外就労など、必ずしも施設内で食事をとることができない事情の下にあっては、調理のタイミングや施設から食事提供場所への食事の運搬など様々な労務負担が生じるだけでなく、障がい特性又は日中作業の内容(肉体・軽作業)によりカロリー量をメニューごとに調整することも困難である。	最近、廉価で質の高い弁当などを調達することも容易であり、食事提供体制加算に出前や弁当の提供を含めることで、支援に当たる職員の負担軽減により食事の提供体制の整備及び維持に資するとともに、利用者にとっても日中活動の態様に応じて柔軟に食事の提供を受けることができるという利点がある。多様なメニューを選択できる配食サービスを利用できれば、食事の提供に当たり利用者に対するきめ細やかな配慮が可能となる。このように、配食サービスの利用は、利用者に対する栄養面や提供時間を柔軟に設定できるだけでなく、支援者の労務負担の軽減も図ることができる点で、双方のメリットは大きい。	厚生労働省	北海道、前橋市、上田市、兵庫県	

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>ご提案の内容は、地域の実情に応じて、小規模多機能型居宅介護の定員を拡大出来るようにすることを求めるものであるが、この点については、複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者身近な地域でのサービス提供が可能となる既存の仕組みの「サテライト型事業所」(最大2箇所まで。1箇所当たり最大で、登録定員が18名、利用定員が通い12名・泊まり6名であるため、登録定員で言えば最大29+18+18=65名)を設置することによって、解決することができるため、当該仕組みの活用をご検討頂きたい。なお、サテライト型事業所の整備に当たっては、地域医療介護総合確保基金の「介護施設等の整備に関する事業」の活用が可能である。</p> <p>また、経営状況の改善に当たっては、定員規模の拡大以外にも、市町村独自報酬による加算(※)が制度上設けられているので、当該仕組みの活用もご検討頂きたい。</p> <p>※小規模多機能型居宅介護を含めた一部の地域密着型(介護予防)サービスについては、その普及促進のため、市町村独自の判断で、全国一律の介護報酬額を上回る加算の設定が可能。50の倍数で、1000超えない単位数。</p> <p>さらに、サテライト型事業所を設けるだけのニーズがない場合の対応に関しても、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)を踏まえ、市町村(=介護保険の保険者)や都道府県の代表者も参加している社会保障審議会介護給付費分科会において、「過疎地域等において一定の条件を満たす場合に、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間に限り行わない措置を講ずること」について、どう考えるか。</p> <p>仮に措置を講ずる場合、対象地域、一定の条件、一定の期間について、どう考えるかを事務局から論点として提示し、議論を進めているところであり、その結果を踏まえて対応していく予定である。(令和2年7月8日第179回社会保障審議会介護給付費分科会)</p> <p>注 上記は、看護小規模多機能型居宅介護も同様である。</p>	<p>○サテライト型事業所の設置について</p> <p>厚生労働省が行った令和元年度介護事業経営概況調査結果によれば、小規模多機能型居宅介護の収支差率は2.8%で、半数以上の事業所が赤字となっている。また、令和2年7月に鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会が行った調査でも、県内事業所の約38%が赤字であり、このような厳しい経営状況の中で自己資金を拠出してサテライト型事業所を新たに整備することは困難である。</p> <p>○市町村独自報酬について</p> <p>市町村独自報酬による加算は、同一サービスの利用であるにも関わらず、特定の地域の利用者の負担増につながるため、慎重に検討されるべきものと考え。</p> <p>○令和元年の地方からの提案について</p> <p>令和元年度の地方からの提案は、登録定員を超過した場合にあくまで一定の期間に限り介護報酬の減算を行わないこととするものであり、提案が措置されたとしても、緊急避難的な取扱いにとどまり、経営の安定化には貢献しない。(なお、本県では過疎地域内の事業所は1割程度であり、厚生労働省において検討中の措置が実現されたとしても、課題の解決にはつながらない。)</p> <p>○制度創設時の利用者想定と実際の利用者について</p> <p>小規模多機能型居宅介護は、創設時に利用者として要介護度3.5程度の中重度者を想定して制度設計されたが、現状として、鳥取県内事業所の平均要介護度は2.2であり、厚生労働省の介護給付費等実態統計でも、実際には要介護度2以下の軽度者が利用者の過半数を占めている状況である。利用者想定と実際の利用者に齟齬が生じているのは明らかであり、制度創設から15年を迎えた今、介護報酬の設計や定員設定の在り方を含む制度自体を見直す時期なのではないか。</p>	<p>【堺市】</p> <p>回答のあった「サテライト事業所」は、現在の事業所とは別に事業所を整備し、本体事業所と密接な連携を有しながら運営していくものであり、サテライト事業所の登録定員及び利用定員は本体事業所とは別に定めるものとなっています。</p> <p>本市において現在運営している事業所からは、通いサービスの利用定員の規定により、「適切にサービス提供ができるにもかかわらず、利用の希望があっても断らざるを得ない」との声や、「登録定員に達していないにもかかわらず、通いサービスの定員を超えるため、新たな利用者の受け入れができない」との声が寄せられており、サテライト事業所を別途整備することはこの状況の解決にはつながらないと考えます。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準などを地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p>
<p>施設における食事の提供に要する費用としては、食材料費と人件費が考えられる。</p> <p>食事提供体制加算は、低所得者等にかかる食事の提供に要する費用のうち、利用者の食費負担額が食材料費のみの負担となるよう設けられており、事業所の責任において食事提供のための体制を整えていることを評価するものである。</p> <p>そのため、職員の負担軽減のために、ご提案のような配食サービスを加算の算定対象とすることは想定されない。</p> <p>なお、食事提供体制加算については、前回の報酬改定の際に実態等の調査・研究を行った上でその在り方を検討するとしており、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行ってまいりたい。</p>	<p>現行の「食事提供体制加算」では、原則として事業所内の調理室を使用して調理することが要請されているが、提案理由に一例として掲げた「施設外就労」のように、利用者が食事提供を望んでも、必ずしも食事をとることができない実態がある。</p> <p>障害福祉サービスを利用している者は低所得者が多く、個人で食事を準備するに当たっては金銭的な負担が大きい。</p> <p>今回の提案で例示している仕出し弁当等の配食サービスにおいては、配食事業者の提供価格に食材料費及び調理に係る人件費等が加味されているにもかかわらず、クックチル等を利用した場合に比べ、加熱の手間の違いだけによって、食事提供体制加算を算定できないため、結果として、利用者負担が増加している可能性がある。</p> <p>一方で、就労継続支援事業所においては、仕事の新規開拓や生産活動の多様化に積極的に取り組む中で、施設外就労の形態はますます増えており、就労意欲の維持、利用者の工賃増に資するものとなっている。</p> <p>現行「食事提供体制加算」の条件となる食事提供のための体制(人件費等)には、適切に管理された衛生環境の下で栄養価の高い献立の作成、調理等がなされることが主に含まれていると考えられるため、施設入所支援で算定されるような「栄養マネジメント部分」と、単純な「食事手配部分」に分けた加算制度に改めるなど、特に就労支援事業における「施設外就労」のように、多様化している支援場所・支援方法において、御利用者様本位で食事を提供できるような、柔軟な制度設計をお願いしたい。</p> <p>(もとより、本件提案は、現場の実態に対応した柔軟なサービス提供の可能性を提案するものであり、職員の負担軽減を主目的としているものでないことは申し添えたい)</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現を求めるものであるが、利用者のニーズや栄養面等を考慮しない安易な食事提供が行われる可能性について危惧する意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
182	鳥取県、中国地方知事会	病児保育事業における職員配置要件に係る「実質的な義務付け」の緩和	各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行うことができるよう、「病児保育事業実施要綱」上の病児保育事業における職員配置要件を緩和することを求める。 また、各地域の実情等に鑑みて市町村が柔軟な職員配置を行った施設についても幼保無償化の対象施設となるよう、内閣府令(子ども・子育て支援法施行規則)上の病児保育事業における職員配置基準を緩和することを求める。	病児保育事業は、児童福祉法に位置づけられた事業である。当該事業の職員配置要件は「病児保育事業実施要綱」(以下、「要綱」という。)に定められており、保育士及び看護師等の各1名以上の体制が必須とされている。その上で、当該要件を満たす事業が子ども・子育て支援交付金の交付対象とされている。したがって、各自治体の判断で要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たさない形での事業の実施は可能であるものの、かかる事業は子ども・子育て支援交付金の対象にはならない。 病児保育事業は、交付金の交付を受けてもなお赤字経営で実施しているところがあるように、国庫補助がなければ実施することが事実上困難である。かかる病児保育事業の実情に鑑みると、自治体が病児保育事業を行おうとする場合には、結局、要綱上の病児保育事業における職員配置要件を満たす形で事業を行わざるを得ず、要綱上の病児保育事業における職員配置要件は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。 また、内閣府令(子ども子育て支援法施行規則)において、要綱上の病児保育事業における職員配置要件と同様の基準が定められており、当該基準を満たした施設のみが幼保無償化対象施設として認められている。無償化対象施設として認められるためには、結局、内閣府令において定められた基準を満たす形で事業を行わざるを得ず、内閣府令において定められた職員配置基準は自治体にとって「実質的な義務付け」になっていると言わざるを得ない。 本県では、保育士不足等のために要綱上の病児保育事業における職員配置要件等を満たせない施設も多く、病児保育施設の新設や既存の病児保育事業の経営が困難となる事例が発生している。各地域の実情に鑑みて市町村が柔軟に事業を実施できるよう「実質的な義務付け」となっている要綱上の要件や内閣府令上の基準を緩和していただきたい。	医療機関併設など施設の立地条件や、受け入れる子どもの年齢や状態によって、真に必要な職員は異なるため、各施設の状況や地域の実情等に鑑みて職員を配置することができるようになる。市町村が柔軟に事業を実施できるようになることで、仕事と家庭の両立支援としての病児保育施設の拡大につながり、子育て世帯が働きながら子育てしやすい社会の実現に資する。	内閣府、厚生労働省	盛岡市、宮城県、福島県、新潟市、山梨県、長野県、浜松市、兵庫県、徳島県、西条市	○医療機関に併設している場合は病児保育の支援が受けやすいことや、当日受け入れる子どもの状況によって必要となる職員の職種や人数は多様であることから、一律の職員配置は必ずしも必要ではないと考えられる。また、近年は保士等の職員の確保が難しくなっていることがあり、職員の処遇向上の観点からも、職員の配置について市町村が柔軟に対応できるように見直すことは必要である。 ○県内市町村から、病児保育事業について一定のニーズはあるものの実施要件を満たすことが難しく拡充が進まないとの意見がある

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>病児・病後児対応型は、1日あるいは半日の間、当該施設にて病児を預かることを目的としており、病児の看病を行う看護師に加え、常時保育士を配置することで、安全かつ安心して児童が過ごせる環境を整えることが重要である。仮にいずれかの職員1名のみで病児の預かりを行うこととした場合には、職員の休息(トイレ等)、電話や来客等への対応、給食の配膳など、児童から目を離す時間帯が生じてしまうため、安全管理上問題があると考ええる。</p> <p>一方、利用児童数は安定せず、病児の預かりに必要な職員の数は日によって異なることへの対応として、現行の実施要綱においても、近接病院等から駆けつけられる等の迅速な対応が可能な場合には職員の常駐を求めないことや、離島・中山間地その他の地域において、病児保育の利用児童の見込みが少なく、定員2人以下の医療機関併設型の施設については、病児保育事業に従事する上で必要な知識や技術等を習得していると市町村が認めた看護師等を1名専従で配置した上で、病児保育以外の業務に従事している看護師等が、必要な場合に速やかに対応できる職員体制を確保し、適切な関わりとケアを行う場合には、職員配置基準を満たしているものとする例外も認めており、柔軟な対応を行うことは可能である。</p> <p>また、幼保無償化の対象施設については、内閣府令において職員配置基準を定めているところであるが、運用上の取扱いについては、実施要綱を踏まえた柔軟な対応を行うことは可能である。</p>	<p>本提案内容は、昨今の保育士や看護師不足の現状を踏まえ、病児・病後児保育における職員の配置要件の更なる緩和を求めるものである。</p> <p>職員1名のみでの対応は安全管理上問題があるとの回答であるが、本県の提案事項は、複数の職員配置を前提としたものであり、安全管理上の問題は生じにくいと考える。</p> <p>また、現行の配置基準において、例外規定として看護師のみの配置も認められている場合があること、保育所等における保育士配置に係る特例で子育て支援員の配置が一定数認められていることからみても、本県の提案事項(配置要件緩和の例)については、事業の実施にあたって支障を来すものとは考えにくく、十分対応可能であると考ええる。</p> <p>本県においては、現行の配置基準(例外規定含む)では事業が実施できないといった具体的支障事例も生じているところ。施設において受け入れる子どもの年齢や状況によって真に必要な職員は異なるため、各施設の状況や地域の実情に鑑みて柔軟に職員を配置することができるよう職員の配置基準の更なる要件緩和をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>病児保育事業における看護師等の配置人数については、地方分権推進特別委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、地方が自主的に判断して事業実施できるよう、省令の改正等の措置を講じるべきである。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
183	鳥取県、中国地方知事会	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	就学前児童に対する補助金の一元化及び交付金事務における負担軽減のための改善を求める。	子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の運営費は内閣府で一元化されているが、施設整備に係る補助は、施設種別によって所管省庁が分かれ、単価や交付率の違いが生じるなど統一的かつ迅速な対応ができない。加えて、厚生労働省の交付金は、市町村への直接補助、文部科学省の交付金は、県を経由した間接補助となっており交付決定日が別々である等、一つの施設に対する円滑な交付金の交付にも課題があり事務負担が大きくなっている。	内閣府に一元化されることにより、煩雑な按分計算や交付率の差異がなくなり、補助事業者の理解が得られやすい制度となる。また、行政担当者においても、事務手続きが大幅に効率化され迅速な対応が可能となる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	北海道、秋田県、茨城県、栃木県、前橋市、千葉県、千葉市、神奈川県、山梨県、浜松市、愛知県、豊橋市、京都市、大阪府、茨木市、兵庫県、西宮市、徳島県、愛媛県、西条市、長崎市、熊本市、宮崎県	<p>○幼保連携型認定こども園が施設整備を行う場合、保育所機能部分は厚生労働省(保育所等整備交付金)、教育機能部分は文科省(認定こども園施設整備交付金)からの補助となるため、厚生労働省と文科省の両方に協議を行う必要がある。また、事業費を定員や面積で按分したり、省庁で市債充当率が異なったりと手続きにおける事務が煩雑している。</p> <p>○災害時など、被災した施設が認定こども園だった場合、保育所部分は厚生労働省が、幼稚園部分は文部科学省が災害査定に入ることになり、所轄庁が分かれることで手続きが煩雑になる。</p> <p>○同一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省と文部科学省の担当で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業では、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて当初、両省の担当で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○施設整備に係る補助は、施設種別によって、所管省庁が分かれ、所管毎の補助制度で補助額を算出しなければならない。</p> <p>特に、認定こども園における補助額の算出において、煩雑な按分計算を求められること、また交付金が統一されていないことにより、各所管で見解が異なる場合、一方の所管では補助対象だが、他方の所管では補助対象外となる場合があり、事務の煩雑化や補助事業者への理解が得られにくい現状がある。よって、交付金が内閣府等に統一されることにより、事務の効率化や事業者への理解も得られやすくなる。</p> <p>○様式の統一化図られたが、2省への申請は残されており、また対象となる事業に差があり、空調の新設について、厚生労働省の保育所等整備交付金では認められて、文部科学省の認定こども園整備費補助金では認められないという状況があるため、質疑事項について、2省庁にしなければならず、手続きに時間を要することになる。円滑な事業実施のために判断の統一化を図ることで、課題が解決される。</p> <p>○当市においても保育所、幼稚園、認定こども園等の施設区分において所管省庁との折衝、調整が発生しているが、各省庁の制度ごとに内容や事務手続きが異なっているため、複雑かつ煩雑な事務作業が発生している。</p> <p>○当市では、事前協議の際は、県経由で同じ書類を提出し、一度の申請で済むが、交付申請や実績報告については、左記と同様に別々の所管へ別様式の書類を提出するため、事務負担が非常に大きく、煩雑な手続きを要す。また、幼保連携型認定こども園における整備の場合、特殊付帯工事の取扱い(計算方法)が非常に複雑であり、県に照会しながら事務を進めている状況であるため、事務処理に多大な時間を要す。</p> <p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」事業にあたるかの判断が厚生労働省と文部科学省で違うケースがあるため、内示が出るまで市の予算を組むことが難しいことがある。</p> <p>○同一の施設に対する補助が省庁の縦割りにより非効率に運営されている実態があることから、所管庁を一元化することに賛同する。</p> <p>○認定こども園建築の場合、厚生労働省の保育所等整備交付金と文科省の認定こども園施設整備交付金を活用することになる。内閣府の交付金として一本化することにより、面積按分等が不要となり、交付申請及び実績報告の際の業務負担の軽減が図れる。</p> <p>○1. 認定こども園において、補助対象を保育と教育で分け、さらに按分率や基準額、報告書類等が異なることで、一層、制度を複雑化しており、補助事業者が市を通して国に提出する交付金に係る提出資料について、保育と教育の判断基準が理解しづらいため、市に多くの問い合わせがある。また、市が確認する際にも、保育と教育の判別がつかない場合には、文部科学省と厚生労働省の両方に内容を確認することがある。</p> <p>2. 省庁ごとに、要綱とその改正時期、通知の内容が異なることに加え、問い合わせや書類の提出先も複数であるため、複雑化と事務作業の煩雑さが発生している。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省の双方に協議を行っている現状において、業務の重複のみならず、保育所機能部分と教育機能部分の按分作業が負担となっている。特に、両省で運用が異なる事務(財産処分)の考え方、2カ年事業における端数処理の方法、災害復旧事業における補助対象範囲等は事業者の十分な理解を得難く、煩雑さに伴う誤謬の修正作業も膨大となっている。</p> <p>交付金の一本化が実現すれば、行政及び事業者の大幅な事務削減が期待でき、交付金の適切な活用にも資するものと思料する。</p> <p>○老朽園舎の建替えや大規模修繕において、事務が煩雑</p> <p>○認定こども園の新增改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚生労働省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違ふことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。なお、間接補助となっている認定こども園施設整備交付金については、都道府県と法人間の補助事業もあるため、市町村への直接補助への変更は困難であると考え。</p>	<p>事務手続については、一定の負担軽減を図っていただいているところであるが、認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、同一の施設整備に対して、別々の省庁から直接補助と間接補助という方法により2種類の交付金が交付されていることによって、統一かつ迅速な対応ができないなどの問題が現在も生じている。このたびの提案は、法人・地方公共団体の事務手続の負担軽減と安定的な財源確保による円滑な施設整備に繋がるとの認識で提案を行ったものであるため、事務負担の軽減に加え、関係府省から「内閣府への一元化」に対する見解についても回答いただきたい。</p> <p>なお、都道府県と法人間の補助事業も行っている認定こども園施設整備交付金の整備事業のメニューについては、内閣府への一元化の際に補助スキームの検討ができるものと考えているのでご検討いただきたい。</p>	<p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【徳島県】 厚生労働省所管の補助金(例:保育対策総合支援事業費補助金)においては、都道府県及び市町村への直接補助が可能な事業もある。したがって、認定こども園施設整備交付金についても、都道府県と法人間の補助事業(都道府県直接補助)に加え、市町村と法人間の補助事業(市町村直接補助)を実施することも可能でないかと考える。</p> <p>【茨木市】 更なる事務の簡素化に向けて取り組んでいただきたい。</p> <p>【大阪府】 回答いただいている対応により、事務負担の軽減は一定進んでいるとはいえるが、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた補助金の一元化等という提案に対する回答としては、不十分と考える。申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急な対応をお願いしたい。</p> <p>【熊本市】 事前協議以外の様式が統一されていないことや、書類の作成方法や地方債充当率、本体工事費などの加算について両省で考え方が異なることにより事務処理や予算積算が煩雑となっているため、様式の統一等の事務負担の軽減に加えて、認定こども園に対する交付金を一本化していただきたい。</p>	<p>【全国知事会】 子ども・子育て支援新制度に基づく保育施設等の施設整備交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
186	鳥取県	訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し	訪問看護ステーションごとに置くべき看護師等の員数を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とする。	人口が少なく、サービス利用者の確保が難しい中山間地域では、新たな訪問看護ステーションの設置が進まず、訪問看護の希望者があれば、市部の訪問看護ステーションが対応しているが、移動に時間がかかり、その間の報酬が見込めないため、効率的なサービス提供が行えず、経営面で赤字となっている。「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していく必要があることから、地域の実情に合わせた訪問看護事業への参入促進を図り、看護師離職による休止・廃止を抑制する必要がある。	立地、周辺環境等により、指定訪問看護ステーションの経営面の形態、課題は様々であり、その開設要件として看護師等の設置基準(現状では常勤換算2.5人)を国で一律に定めることなく、地域の判断にゆだねることで、小規模で運営している事業所が、訪問看護師の休職や退職等により、一時的に人員基準を満たさなくなった場合に直ちに事業休止・廃止となることを防ぐことができる。	厚生労働省	北海道、苫小牧市、南知多町、兵庫県、高知県、熊本市、宮崎県	○訪問看護サービスは、在宅での療養において医療と介護の連携を担う重要なものである。しかしながら、中山間地域では、利用者が少なく、また、地理的条件から移動時間や移動距離によりサービスの提供が効率的に行えないなどの課題があり、さらに、医療(介護)人材が不足しており、新規参入が進んでおらず、休止や廃止に追い込まれる事業所が増えてきている。このような中で、人員基準の緩和(「従うべき基準」→「参酌すべき基準」)により、休止や廃止を抑制することができる。 ※令和元年度九州各県民生主管課長会議において要望事項として同種の要望事項を提出済み→利用者の少ない事業所等については、従業員の配置基準である常勤換算方法で2.5以上の基準を緩和していただきたい。
188	高知県、山梨県、徳島県、香川県、愛媛県	子ども家庭総合支援拠点の職員配置要件の緩和	市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱に基づく「子ども家庭総合支援拠点」における「子ども家庭支援員」について、常時2名以上とする配置要件を緩和するよう求める。	子ども家庭総合支援拠点(以下、「支援拠点」という。)については、平成30年12月に策定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において、令和4(2022)年度までに全市町村に設置することとされている。市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱(以下、「設置運営要綱」という。)で規定されている配置要件では、人口規模が約5.6万人未満(児童人口概ね0.9万人未満)の場合は、有資格者の子ども家庭支援員を常時2名以上配置することとなっている。しかしながら、特に人口1万人未満の小規模な町村等は、限られた職員の中で支援拠点の設置に必要な職員数を確保することは困難であり、また、人材不足の中で有資格者を新たに確保することも困難であることから、補助金の交付条件にも該当せず、支援拠点の設置が進んでいない。こうした町村等においては、児童人口が1千人に満たず、対象児童数や相談対応件数の実態を鑑みると、常時2名の配置をせずとも、組織内で工夫することにより、対応することができる。複数の市町村による広域的な支援拠点の設置も考えられるところであるが、県内市町村の面積は総じて広く、市町村間の移動に時間がかかることから、「身近な場所」で「継続的な支援」をする支援拠点の役割や責務を果たすことは困難であり、設置運営要綱の趣旨や目的にもそぐわない。なお、県内市町村のうち、人口1万人未満の町村は約半数を占めており、福祉関係業務を広域組織で担っている町村は、1組織(5町村)のみである。	小規模自治体の実情を踏まえた要件緩和を行うことにより、各市町村における人員配置が容易となり、支援拠点の設置促進につながるものと考えられる。	厚生労働省	北海道、宮城県、福島県、長野県、上田市、島田市、京都市、奈良県、山口県、長崎県、宮崎県、指宿市	○当県でも人口1万人未満の小規模の町村が全体の約半数を占めており、子ども家庭総合支援拠点の設置に必要な職員の配置に苦慮している。要件緩和を行うことにより、小規模町村の拠点設置が進むと考える。 ○当県においても、人口規模の少ない市町村から同様の相談が寄せられている。 ○当市は区役所・支所を同拠点としており、現段階で配置基準も満たしているが、地域での支援をより推進するに当たり、今後の配置を検討する際、配置要件が緩和されることにより、幅広い配置を検討することが可能となる。 ○規模の小さい自治体にとっては、常時2名の人員確保が難しく、子ども家庭総合支援拠点の設置に苦慮している。 ○当県においても、人口規模が5万人に満たない小規模な市町が多く、有資格者の子ども家庭支援員を常時2名確保することが難しいことや、市町が住民ニーズ等から他業務との兼務を可能とするよう拠点設置の要件緩和を求める意見がある。 ○全国の自治体で子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて専門職の職員確保に向けた取り組みが進められている。また、児童相談所においても機能強化を図るための人員増の取り組みを進めている。このような状況下において、小規模自治体に限らず、国が指定する専門職を専任で人口規模等に応じた基準人数を安定的に確保し続けることができるか不安に感じている。資格基準や兼任などの配置基準の緩和を検討していただきたい。 ○当県においては、支援拠点未設置市町村の8割以上が人口規模約5.6万人未満(児童人口概ね0.9万人未満)となっているが、なかでも児童人口が1千人に満たない市町村が半数を超えており、専門職の確保が困難な状況となっている。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>介護保険は公的な制度であるため、地域性を問わず、介護サービスの質の確保にとって必要不可欠であり、全ての事業所が適切なサービスを提供するために遵守すべきものについては、全国一律で「従うべき基準」として整理している。</p> <p>一方で、現行制度においても、サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においてもサービスを確保できるよう、市町村が必要と認める場合、通常の人員基準を満たさない場合であっても訪問看護を提供できることとしており、ご要望の中山間地域において常勤換算2.5人の人員基準を緩和することは、既に可能となっている。</p> <p>なお、訪問看護においてはサテライト事業所の設置が可能であるが、サテライト事業所においては、中山間地域を含め全ての地域で、例えば、本体事業所に常勤換算1.5名を配置していれば、常勤換算1名の配置でも訪問看護を提供することが可能であり、人員面に配慮した措置を講じている。</p> <p>また、これまでも訪問看護ステーションの人員基準の緩和については、規制・制度改革に係る方針(平成23年7月22日閣議決定「規制・制度改革に係る追加方針」)に基づき、東日本大震災の被災地における人員基準の特例措置の実施状況を踏まえた検討がなされ、その結果、利用者、事業所、有識者等で構成される社会保障審議会介護給付費分科会において、現行の人員基準を維持すべきとの結論(平成25年3月8日社会保障審議会介護給付費分科会報告)を得て、当該特例措置も廃止されている。</p>	<p>介護サービスの質を確保することは当然に重要であるが、利用者が10名に満たないような事業所もあり、人員基準(常勤換算2.5名以上)を満たすことで人件費が経営を圧迫し、質が確保されているにも関わらず事業継続が難しいケースもある。</p> <p>訪問看護の確保が著しく困難な離島等の地域における人員基準の緩和については、過疎地域であっても対象とならない地域が多く、当該緩和措置だけでは不十分である。</p> <p>また、サテライト事業所については、事業所全体として、2.5名以上の人員基準を満たしていることが前提の制度であるため、訪問看護師の人数が少ない事業所等において、離職等によって一時的に人員基準を満たさなくなった場合に、ただちに事業休止をせざるを得ないという支障の解決策にはならない。</p> <p>なお、平成25年の社会保障審議会介護給付費分科会での結論は、あくまで、東日本大震災被災地の特例措置(常勤換算1名以上)の継続の是非に対するものであって、「参酌すべき基準」とすることの是非が議論されたものではない。近年は、全国的に大規模災害が相次いでおり、非常時における事業継続という観点からも、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため「参酌すべき基準」として、自治体に一定程度の判断を委ねることについて、改めて議論されるべきである。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。</p> <p>「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p>
<p>児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づき、2022年度までに全市町村に市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置することを目標として定めており、御指摘も踏まえ、今後も引き続き、設置促進に向けた対応を検討してまいりたい。</p>	<p>令和元年度全国児童福祉主管課長、児童相談所長会議資料(令和元年8月1日)における「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置状況(2019年4月現在)」では、子ども家庭支援員(常勤)が1名以上配置されていれば、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱の基準を満たしていない場合でも、子ども家庭総合支援拠点を設置しているものとして整理されている。</p> <p>小規模自治体において、子ども家庭総合支援拠点の設置が進むようにするためにも、早急に拠点の配置人員等について、具体的な取り扱いを明示するとともに、地域の実情を踏まえ、設置促進に向けた支援策を拡充することをお願いする。</p>		<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
189	神奈川県、埼玉県	宅地建物取引業法および積立式宅地建物販売業法における都道府県經由事務の廃止	宅地建物取引業法第78条の3の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する免許申請書等の經由事務の廃止を求める。 また、第50条第2項の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する届出等の經由事務の廃止を求める。 併せて、積立式宅地建物販売業法第54条の2の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する許可申請書等の經由事務の廃止を求める。	宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務については、県への申請書等の提出が年間約350件程度もあり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっている。また、經由によって免許交付までに時間が掛かっている。(大臣免許の場合平均100日、都道府県知事免許の場合平均30日)。 これらの申請書等の情報については、基本的に都道府県において活用する必要がある情報であるが、必要な場合でも、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。 以上を踏まえ、当該經由事務については、第9次地方分権一括法で改正した建設業法と同様に、廃止を求める。 また、第50条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、その届出に係る業務を行う場所の所在地を管轄する都道府県知事を經由することとされているが、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては經由するメリットが生じていない。本県においては年間500件以上の届出があり、そのほとんどが国土交通大臣へ提出すべき届出であるところ、形式チェック、書類送付等に事務負担が生じているため、併せて經由事務の廃止を求める。 加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務についても、現在全国的に許可を受けている業者は存在しないが、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難であることから、併せて經由事務の廃止を求める。	都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行政全体としての事務の効率化が期待できる。	国土交通省	大阪府、山口県、沖縄県	○(宅建業法)經由事務の実施に対する対価が措置されておらず、事務上の負担となっている。 ○宅地建物取引業の免許並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務については、申請書等の受付件数が多く、事務負担が生じている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約1週間の期間を要している。これらの申請書等の情報については、「宅地建物取引業免許事務等処理システム」によって情報の取得が可能である。申請・届出の都道府県を經由するという義務付けを廃止することで、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものと考えられる。また、第50条第2項の規定による国土交通大臣へ提出すべき届出について、同項の届出は、別途、所在地を管轄する都道府県に対してもなされる仕組みとなっているため、都道府県にとっては經由するメリットが生じていない。大臣あての届出が多数あり、事務負担が生じているため、併せて經由事務を廃止するべきと考えられる。加えて、積立式宅地建物販売業の許可等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出に係る都道府県經由事務についても、今後新たに許可がなされる可能性は否定できないところ、同様の事務負担の発生が想定され、このための事務のノウハウの継承等も困難である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>経由事務の廃止については、事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか、都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないかといった、申請者や各都道府県等における支障の有無等を確認しながら、今後の対応を総合的に検討していく。</p>	<p>「事業者が申請に要する時間や費用等の負担が増大しないか」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県を経由することで、申請等の内容について、都道府県での形式審査による補正に加え、地方整備局での形式・内容審査による補正もあり、申請者等がそれぞれに対応していることから、二重の負担となっており、申請者等から不満の声がある。 ・都道府県での形式審査に時間を要することになり、免許までに日数がかかっている。そのため経由事務を廃止することは、申請者にとって早期の免許取得につながる。 ・コロナウイルス感染症対策の一環として、当県でも郵送による受付を推奨している。郵送での受付であれば、都道府県が受付を行う場合でも、地方整備局が受付を行う場合でも、申請者等の負担は変わらない。 <p>「都道府県が当該団体の区域内で事業を行う大臣免許業者に関する速やかな情報の把握に支障を生じないか」その他の「都道府県等における支障の有無」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、宅地建物取引業免許事務等処理システムや法による報告・検査権により、大臣免許業者の監督のために必要な情報は得られる。 ・したがって、経由事務を廃止しても、都道府県に特段の支障は生じないと考える。 ・むしろ、経由事務の廃止により、申請者等への確認や書類管理・整理、発送作業などの都道府県の事務負担がなくなるという利点がある。 <p>以上を踏まえ、宅地建物取引業法第50条第2項に規定される届出及び積立式宅地建物販売業法における都道府県経由事務も含め、廃止の方向で前向きに検討いただきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
190	神奈川県 【重点24】	不動産の鑑定評価に関する法律に於ける都道府県經由事務等の廃止	不動産の鑑定評価に関する法律第23条及び第26条、第27条、第29条の規定により都道府県が処理することとされている国土交通大臣に提出する登録申請書等の經由事務の廃止を求める。 また、第31条第2項の規定により都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、併せて廃止を求める。	不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、都道府県が法定受託事務として經由事務を行うこととされているが、届出業者数は少ないものの、県へ提出される申請書類が膨大であり、チェックに相当時間を要しているとともに、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。 これらの書類については、都道府県は形式チェックを行うのみであるが、必要に応じて本人に修正等を指示し、また、地方整備局へ確認して修正する場合や本人から速やかな回答がない場合は、後日郵送での修正のやり取りを行うこともあり、申請者等にとって二度手間となっていることに加え、都道府県を經由するため、免許交付までに時間がかかることとなる。 また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、1業者当たり年2～6回程度国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じていることから、併せて廃止を求める。	都道府県の事務負担の軽減に資するほか、窓口が地方整備局に一本化され、申請書等の記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、申請者等の利便性向上が期待されるとともに、行政全体としての事務の効率化が期待できる。	国土交通省	宮城県、福島県、茨城県、大阪府、福岡県、鹿児島県	○当該事務については、届出件数は少ないものの、届出があった場合は書類チェックや修正依頼等に時間を要し、事務負担となっている。 ○不動産鑑定業の登録並びに登録替え並びに登録事項の変更並びに廃業等の届出に係る国土交通大臣への書類の提出については、処理件数が僅少であることから事務のノウハウの取得及び継承が難しくなっている。また、受付から地方整備局へ提出するまでに約1週間の時間を要している。申請・届出の都道府県を經由するという義務付けを廃止することで、都道府県から国への送達等に要している期間が短縮されるとともに、窓口が国土交通省に一本化され、申請者・届出者の利便性向上及び行政の効率化につながるものとする。また、第31条第2項の規定による都道府県が国土交通大臣から送付を受けた国土交通大臣登録業者に関する不動産鑑定業者登録簿等を公衆の閲覧に供する事務についても、国土交通大臣からの書類が送付されているところ、閲覧所への配架、閲覧希望者への対応等の事務負担が生じている。 ○国土交通大臣登録不動産鑑定業者への監督権限を有していない都道府県が、書類の不備等をチェックするだけの独自の判断を伴わない經由事務を行うことに合理性はなく、また、本提案対象事務と類似する、都道府県が国と申請者の經由機関として形式チェック等を行う不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県經由事務については、第10次地方分権改革一括法において廃止予定である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>「不動産鑑定業者の登録等に係る都道府県の経由事務」及び「不動産鑑定業者登録簿等の供覧等」について、各都道府県や申請者等における支障の有無や閲覧の実績を確認した上で、今後の対応を検討していく。</p>	<p>「各都道府県における支障の有無」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県にとって大臣登録業者の申請等の手続きについては、提出される申請書類等の部数が多く、申請者等への確認や書類管理・整理、発送作業などに事務負担が生じ、相当な時間を要している。 ・取扱件数が僅少なことに加え、申請に必要な書類には、大臣登録申請が必要であり、都道府県知事申請で必要でないもの(案内図・事務所を確認する書面等)もあるため、都道府県にとって事務のノウハウの取得や継承が困難な状況になっている。 ・都道府県は大臣登録業者に対する監督権限を有しておらず、都道府県にとって、経由事務で得られる情報で特に必要となるものはない。 <p>「申請者等における支障の有無」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県を経由することで、申請等の内容について、都道府県での形式審査による補正に加え、地方整備局での形式・内容審査による補正もあり、申請者等がそれぞれに対応する必要があることから、二重の負担となっており、申請者等から不満の声がある。 ・都道府県での形式審査に時間を要することになり、登録までに日数がかかっているが、経由事務を廃止することにより、申請者にとって早期の登録につながる。 ・コロナウイルス感染症対策の一環として、当県でも郵送による受付を推奨している。郵送での受付であれば、都道府県が受付を行う場合でも、地方整備局が受付を行う場合でも、申請者等の負担は変わらない。 <p>「閲覧の実績」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大臣登録業の閲覧事務については、本県では、閲覧実績は僅少である(令和2年度は7月現在、全体で2者から25件の閲覧申請があったが、その中に大臣登録業者についての閲覧申請は無かった)。しかし、更新登録や変更登録がある度に、登録簿の配架など、都道府県において、一定の事務負担が生じている。 ・都道府県内に支店(主たる事務所でない事務所)のある大臣登録業者に関する申請書等も閲覧に供することとなっているが、当該申請書等は本件を経由しないため、閲覧者から問合せがあっても責任をもった回答ができないという支障がある。 <p>以上を踏まえ、都道府県経由事務等の廃止の方向で前向きに検討していきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
191	神奈川県	建築士法における都道府県経由事務の廃止及び一級建築士免許等事務の申請窓口等の一本化	建築士法第10条の3及び第15条の7の規定により都道府県が処理することとされている経由事務の廃止を求める。また、第5条の2に基づく住所等の届出、第8条の2に基づく死亡等の届出及び第9条第1項に基づく一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類の提出について、第10条の4に基づく一級建築士登録等事務と事務の主体を統一することにより、申請に係る窓口等を一本化するよう求める。	【現行の概要】 一級建築士の免許等に係る国土交通大臣への書類提出及び届出並びに国土交通大臣からの書類交付については、都道府県が法定受託事務として経由を行うこととされているが、実際には住所等の届出、死亡等の届出及び一級建築士の免許の取消しに関する国土交通大臣への書類提出のみ都道府県が窓口を担っており、その他については、中央指定登録機関である(公社)日本建築士会連合会が国に代わって事務を行うため、その窓口についても、下部組織である各都道府県の建築士会が行っている。また、一級建築士試験の申込についても、中央指定試験機関が行わない試験にあっては都道府県を経由することとされているが、現状では全ての試験を当該機関が実施しているため、都道府県経由は生じていない。 【支障事例や将来生じうる課題】 当県は経由事務として年間400件以上の届出等を処理している。経由によって得られる情報は県として把握する必要のないものや他の手段により入手可能なものであり、経由によるメリットがないにも関わらず、提出物の整理や確認、発送等を行わなければならない、負担となっている。また、書類の提出先が内容によって都道府県と建築士会に分かれていることから、申請者にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠く状況にある。特に都道府県が提出先となる届出等は、郵送の可否や国への書類の送付等に係る運用が異なっており、申請者の手続をより複雑にしているところ、結果的にその処理期間にも差異が生じているとみられる。 また、中央指定登録機関が行っている事務について、国が当該機関に代わって自ら実施する事態が生じた場合には、建築士法第10条の3に基づき都道府県が経由を行うことになるものと解釈される。これによって新たに都道府県の事務負担が増えることに加えて、当該機関が指定されて以降その経由を行っていない都道府県が、ノウハウもない中で突然事務を行うこととなると、現在の都道府県の経由事務の運用状況を鑑みても、申請者が手続を行う際に更なる混乱を招くことが懸念される。なお、この懸念事項については、一級建築士試験に係る都道府県経由事務についても該当するものと思われる。	都道府県の事務負担の軽減に資するほか、中央指定登録機関が一括して窓口業務を行うことで、申請者等の利便性向上が期待される。なお、中央指定登録機関又は中央指定試験機関が行う事務を国が行うこととなった場合に、都道府県の経由が廃止されていても、届出等に係る方法の案内の充実や、郵送での受付拡充等の措置を講ずることで、申請者の利便性を担保することは可能と考える。	国土交通省	青森県、愛知県、高知県	○当県においては、年間250件以上の届出等を処理している。経由をする事によって、書類の整理や発送等で手間と費用負担はかかっているが、それによって得られるメリットは特に無い。また、国が中央指定登録機関または中央指定試験機関が行っている業務を自ら実施する際に、新たに多くの届出等の都道府県経由事務が発生することは、都道府県の大きな事務負担になるだけでなく、申請者の混乱を招く恐れがあり、懸念されるものである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p><建築士法第10条の3及び第15条の7に規定する都道府県知事經由事務について> 実際の事務処理状況、他の都道府県等の意見等を踏まえて廃止による支障がないことが確認できれば、廃止する方向で検討する。 <建築士法第5条の2に規定する住所等の届出、同法第8条の2に規定する死亡等の届出及び同法第9条第1項第1号に規定する取消しに係る申請に係る窓口と同法第10条の4に規定する一級建築士登録等事務に係る窓口を一本化することについて> 建築士法第10条の3に規定する一級建築士免許等事務に係る都道府県知事經由事務を廃止した場合、同法第5条の2に規定する住所等の届出等は国土交通大臣宛てに行うこととなるが、これらの届出等については免許の取消し等に係る事項であることから、国において処理されるべき事務であり、中央指定登録機関に処理させることは適当ではなく、窓口を一本化することは困難である。</p>	<p><都道府県知事經由事務について> 他の都道府県における実際の事務処理状況、意見等も踏まえて、早期の廃止に向けて積極的な検討を進められるよう希望する。 <窓口を一本化することについて> 建築士法第10条の3に規定する都道府県知事經由事務を廃止した場合、一級建築士免許等に関する届出等は、国土交通大臣に対して提出するものと中央指定登録機関に対して提出するものがなお併存することとなる。提案内容記載のとおり、書類の提出先が内容によって分かれることは、申請者等にとって分かりづらい上、別々に手続を行わなければならない、利便性を欠くものと考えられる。 免許の取消し等、現行制度において国土交通大臣が行っている事務自体は中央指定登録機関に処理させることが困難としても、書類の提出の窓口だけでも中央指定登録機関に一本化することができるのであれば、申請者の利便性を担保することが出来ると考えられる(例えば当県では、当該機関の窓口を担っている建築士会に受付業務を委託し、運用により申請窓口を一本化している)ため、經由事務の廃止と併せて積極的な検討を希望する。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
192	神奈川県 【重点26】	社会資本整備総合交付金制度の完全電子化	社会資本整備総合交付金システムにおける押印文書の電子化を求める(申請書の電子公印化、様式上の押印の廃止など)。	社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。	押印文書提出の電子化により、鑑文書の到着を待たずとも作業が可能となり、事務処理の迅速化及びペーパーレス化につながる。	国土交通省	旭川市、苫小牧市、青森県、岩手県、郡山市、ひたちなか市、高崎市、川崎市、江戸川区、横浜市、横須賀市、小田原市、中井町、新潟市、上田市、浜松市、名古屋市、西尾市、彦根市、京都市、大阪府、茨木市、八尾市、兵庫県、西宮市、広島市、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、久留米市、飯塚市、宮崎県、宮崎市、沖縄県	<p>○押印文書提出の電子化により、押印文書の送付から国の受付処理までの期間が短縮でき、事務作業の効率化が図られる。また、交付決定においては、早着以外の事業箇所など、交付決定が早まることで、事業の早期執行にも繋がる。</p> <p>○短期間での作業を強いられる上に、整備計画毎にバラバラに依頼が来るので、事務が煩雑になる。</p> <p>○社会資本整備総合交付金システム(SCMS)は、交付金に関し一定の予備知識を有することを前提とした設計となっているため、マニュアルも含め、全体的に改善の余地があると感じている。また同システムの利用対象は社交金事業に限定されており、令和2年度に社交金事業から別事業に移行した案件は、すべて従来の紙ベース処理に戻っている。容易に別事業へも転用できないようなシステム設計自体が、その効果を限定的なものとしている要因の一つと考えられる。</p> <p>○交付金の申請等の手続きが平成30年度より電子化されたことにより、やりとりが簡素化され業務が効率化したが、アクセスコードの記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書提出が求められているため、その効果が限定的となっている。また、地整に提出したにもかかわらず書類紛失等により処理が進まないという問題も発生している。電子印もしくは市長印を押印した書類をアップロードすることでシステムの迅速な処理をして頂きたい。</p> <p>○平成30年度より電子化されたことにより、手続きが簡素化されたが、アクセスコードが記載されている鑑文書については、紙ベースの押印文書の提出が求められている。また、電子化について、国土交通省所管の他の交付金への適用の検討を求める。(地方創生汚水処理施設整備推進交付金)</p> <p>○システム上ではスムーズなやり取りが可能となっているが、押印文書はほとんどの自治体が郵送で提出しているため、少なくとも1日は待つ必要があり、その部分を電子化できれば今よりも効率的に作業を進めることができる。</p> <p>○国へシステム申請した資料について、内容に不備があり差戻しを受けた場合、再提出を行うと申請書鑑に記載されているアクセスコードが変更されるため、紙原本の再提出が必要となる。このため、システム内で1日で修正作業完了するような内容であっても、国の承認には県事業で2～3営業日、市町村事業では4～6営業日程度のタイムラグが生じる。</p> <p>○公印を押印した文書を県へ持って行く時間と手間がかかっている。</p> <p>○当市では、各所属で押印した鑑文書をひとつの課で集め、その課から整備局に提出をしている。押印文書の電子化が行われれば、その事務がなくなるため効率的になり、なおかつ整備局に郵送をする手間や費用が抑えられる。</p> <p>○紙ベースの押印文書(鑑文書)提出には、市区町村→都道府県→地方整備局→本省とそれぞれのステップ毎に作業時間+郵送にかかる時間が必要となる。また、その後内容の修正が生じた場合には再度同じ作業を繰り返すことになり、物理的に提出期限に間に合わなくなってしまうことも起こりうる。既に実務において「スキャンデータでの送付も可」といった指示を受ける事例もあり、電子化による支障はなく、効率化が図られるものとする。</p> <p>○電子データ及び押印した文書を送付する必要があり、到着までに時間がかかる上、作業効率向上の効果に限定的となっている。</p> <p>○当市においても同様の支障事例が発生している。アクセスコードの記載されている鑑文書の提出期限が短いため逡送便による郵送では間に合わず、職員が出張にて都道府県に持参している状況。押印制度の見直しや押印文書の提出の電子化等の制度改正が必要と考える。</p> <p>○市町村事業に係る、交付金の交付申請における所定様式(申請報告書)については、システム(SCMS)よりダウンロードしたものをを用いて、国へ紙ベースで提出(送付)している。システムからは、交付金の計画毎かつ市町村毎でしか所定様式がダウンロードできないため、交付申請に係る必要書類を各々に分ける必要があり、申請事務に多大な労力を要している。交付金の申請等を、電子化すると共に、計画毎に市町村一括で申請可能としていただければ、大幅な事務の省力化が図れる。</p> <p>○鑑文書について、紙ベースの押印文書提出が求められており、その文書が本省へ到着することが申請承認の要件となっているため、電子化による簡素化の効果が限定的となっている。</p> <p>○県と市町村の合同事業の場合、どちらも社交金の手続きを要するが、取りまとめ団体の手続きが終了しないと、他の事業者が手続きできない。押印文書の電子化により、手続きを効率化してほしい。</p> <p>○鑑文書への押印・送付作業は、新型コロナウイルス感染症対策などの対応で在宅勤務が導入され、さらに時間を要する。</p> <p>○社会資本整備総合交付金の申請書等手続きについては、平成30年度にシステムが導入され一部の手続きが電子化されたものの、鑑文書については、従前どおり公印を押印し、紙ベースで提出されることを求められている。鑑文書にはアクセスコードが記載されており、アクセスコードを入力して次の処理に進むため、システム上の申請が完了しても書類が到着しないと事務処理が滞ることになる。このため、提出期日の余裕がない場合、直接県庁に出向き提出した。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところですが、</p> <p>現在、社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類については廃止し、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修の検討を現在進めております。</p>	<p>紙書類の確実な廃止に向けて、システム上のみで手続きが完了するよう社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修等の検討を進めていただきたい。</p> <p>また、地方公共団体がシステム改修にスムーズに対応できるよう、事前に、地方公共団体の要望も確認し、現在の検討内容及び今後のスケジュールをあらかじめ示していただきたい。</p>	<p>【ひたちなか市】</p> <p>社会資本整備総合交付金に係る各種申請で用いる紙書類の提出を廃止し、システム上のみで手続きが完了するシステムの機能改修の検討を引き続き願いたい。</p> <p>紙書類の廃止と手続きがシステムのみで完了する仕組みは、何年度からの運用を別途に考えているのか回答を求める。</p>	<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
193	神奈川県	臨床研修費等補助金(歯科医師)の交付決定通知の早期交付決定	臨床研修費等補助金(歯科医師)の交付決定通知依頼の早期化を求める。	令和元年度は10月中旬に県から厚生労働省へ交付申請の進達を行い、翌年3月下旬に同省から県へ交付決定通知依頼のデータがメールで送信された。概算払いを行うためには、3月末の2営業日前までに、県会計部局において請求書等を処理する必要がある。そのため、請求書を作成する補助対象の医療機関にとっても、書類を精査し会計処理を行う県にとっても、大変厳しいスケジュールであった。平成30年度は3月中旬に交付決定通知依頼が送信されたが、それでもかなり厳しい作業日程であった。 なお、「概算払い」のため県会計部局への提出期日が3月下旬であるが、「精算払い」にすれば4月下旬となる。しかし、精算払いをするためには、医療機関から実績報告書を提出させ、県で確認したのち、厚生労働省へ郵送により原本を提出し、それをもって同省から交付額確定通知依頼を收受する必要があり、それらを4月下旬までにすべて行わねばならない。平成30年度の交付額確定通知依頼が届いたのは令和2年3月末であり、精算払いとすることは難しいと思われる。	交付決定通知依頼が早期化した場合、以下3点の効果が見込まれる。 ① 医療機関が請求書を作成する事務処理期間が延びるため、より正確で無理のない業務遂行が期待できる。現在は、不備があった場合は即概算払いが不可となるような危機感の中で業務を行っている。 ② 年度末に請求が集中する県会計部局の業務が緩和される。 ③ 現在は一刻を争う中で業務を行っているため、即時対応できる就業形態が求められるが、改善されれば適正なスケジュールで遂行できるため、多様な働き方にも対応した、働き方改革に沿った業務執行が可能となる。	厚生労働省	宮城県、福島県、埼玉県、富山県、浜松市、大阪府、兵庫県、岡山県、高知県、長崎県、沖縄県	○厚生労働省から交付決定の通知を受けてから、補助事業者へ概算払いをする3月末までに、補助事業者への交付決定通知、補助事業者からの請求書の提出、支出決定決議書の作成、県会計部局における処理を済ませなければならない。 令和元年度においては交付決定通知が3月下旬であったことから、これらの事務を1週間弱で行わなければならない。県担当課にとって厳しいスケジュールであったことはもちろん、補助事業者、県会計部局にとっても大きな負担となった。 ○当市が所管する病院において、当該補助金の申請事務を行っている。県から交付決定が出て、県に請求書提出するまでの期間が非常に短く、また、提出時期が年度末の繁忙期と重なることから、事務処理に苦慮している。 ○令和元年度は10月上旬に交付申請を行い、翌年3月19日に交付決定が通知された。県への請求書は3月24日付で作成・提出しており、医療機関にとってもタイトなスケジュールであった。 ○本県においても、令和元年度は厚生労働省からの交付決定通知依頼のデータの送付が3月下旬であったため、概算払い手続きに大変苦慮した。 提案県と同様、国費の概算払は3月末の2営業日前が、県の会計部局への支出決議書等一式を提出する最終期限となっているが、補助事業者からの請求書の提出期間が1日ないし2日程度しかなく、いくつかの補助事業者から苦言を呈された。 令和元年度はコロナウイルスへの対応の影響等もあったかと思われるが、遅くとも3月上旬には交付決定通知依頼を送付できるようにしていただきたい。 なお、交付要綱上、厚生労働省は都道府県からの申請書が到達した日から原則として1ヶ月以内に交付決定を行うものと規定されている。 毎年度3月に交付決定がなされるのであれば、交付要綱を改正すべきであると考ええる。
194	神奈川県、栃木県、横浜市、川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、寒川町、箱根町、福岡県	3R推進交付金の交付対象の明確化等	循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金の申請手続きにおける交付対象、交付率等の明確化及び説明会・研修会の開催	3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、廃棄物処理施設整備交付金)の申請は、要綱や要領、マニュアル、レシピブック等、関係する資料が多岐に渡っており、多層的かつ複雑なものとなっている。 具体的な検討を行う場合、交付の対象性及び交付率の判断において、要綱等に明確に示されていない部分が多く、申請事務に支障をきたしている。 例) エネルギー回収型廃棄物処理施設の施設の新設を検討する場合 ①整備基本計画を策定する時 交付対象事業の範囲は、要綱別表1の18項及び要領18項(6)に記載されているが、具体的には記載がない。 H18.5作成のレシピブックに具体的に記載されているが、要綱、要領に位置付けられておらず、また、交付金サイトへの掲載もない。 ②施設を整備する時 各設備に係る基礎工事の交付率を判断する場合、要綱第5 交付限度額、同別表1、要領18項、19項及びマニュアル、同Q&Aを確認することになる。マニュアルでは、施設区分別の交付率(1/2、1/3)は代表的な機械と土木仕様しか掲載されておらず、機械設置に必要な基礎工事は1/2・1/3のいずれとなるか判断できない。 要綱:循環型社会形成推進交付金交付要綱 要領:循環型社会形成推進交付金交付取扱要領 レシピブック:循環型社会への改革・Recipe Book マニュアル:エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル	交付対象等についての明確化が行われることで、申請の際の県及び市町村の事務が軽減され、効率化・適正化につながる。 また、要綱等の改正、整理だけでなく制度全般の担当者向け説明会や研修会の開催が実現すれば自治体の負担軽減につながり、迅速な交付申請が可能となる。	環境省	北海道、宮城県、鶴岡市、茨城県、鹿沼市、八王子市、横須賀市、平塚市、上田市、浜松市、豊橋市、豊田市、鳥取県、島根県、徳島市、高松市、新居浜市、久留米市、長崎県、熊本市、竹田市	○交付金にあっては、補助金と異なり、特定の目的をもって交付するものであることから、施設の処理方法や整備内容について、柔軟な対応が可能である一方、整備する施設は必ずしも定型的ではなく、交付対象範囲の詳細を事前にマニュアル等により網羅することは困難と史料されること。このため、当方でも、現状、事業主体から事例の相談が多数寄せられているほか、会計検査院の現地検査において、事業主体の解釈の相違から返還事例も少なからず発生している。環境省において、豊富な具体事例を踏まえて、何がどこまで交付対象となるのか整理されることは、事務量の減少や不適切な取扱の回避につながることから歓迎するものである。 ○「施設整備に関する計画支援事業」の交付対象範囲が具体的に示されていないことから、交付対象としてよいか不明な費用項目について、県若しくは県を経由して国に確認しながら算定を進めており、交付対象事業費の算出に時間を要している。また、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱」に基づき交付金額を算出する際に共通仮設費(率分)が営繕損料と労務者輸送費しか示されておらず、その他の共通仮設費をどの基準に基づきどのような方法で算出するのか要綱のみでは判断ができない状況である。 ○当市は令和3年度より、環境省が令和2年度に整備する浄化槽台帳システムへの平仄のための調査の実施を検討しており、その予算措置を今年度する必要がある。この調査が、循環型社会形成推進交付金における浄化槽整備効率化事業の補助金の対象となるためには、どのような調査内容、調査方法であれば良いのか等については今のところ詳細には規定されていないと認識している。よって、現状では、調査内容等が概ね決定した段階で補助対象になりうるか個別に確認を取ることができないと考えているが、もし補助対象となるための詳細な規定、基準がある場合は、早期に明確にさせていただくことで、調査内容等の立案が可能になると考える。また、今後、建設工事の発注において、予備機設置数の考え方や基礎工事の交付率が、1/2か1/3かの判断ができない可能性がある。実質的には県・国への相談や聞き取りによって個別に確認せざるを得ないと考えている。 ○廃棄物処理施設整備の交付対象経費については、積み上げて積算するもの、割合を乗じて積算し且つ、限度額があるものなど、算出基準が多岐にわたり複雑なものとなっている。そのため、交付の対象性や基準額を判断するためには、取扱要領だけでなく環境省より過去に発せられた通知や、廃棄物処理施設整備の実務必携等を参照する必要がある。申請事務に時間を要することとなっている。取扱要領やQ&Aの追加修正、担当者向け説明会や研修会が開催されればより迅速な交付申請が可能になるとと思われる。 ○循環型社会形成推進交付金については、要綱やマニュアル等の資料が更新ではなく新たに作成・通知されることが多く、どの資料を参考にすべきか判断に迷う。また、これらの資料は過去から更新されていないため、実際の処理との乖離が生じており、問い合わせ等の事務が増えている。 ○交付申請、地域計画の策定等については、関係資料がすべて交付金サイトに掲載されていないこと、関係資料が多岐にわたることによって実際に必要な情報にたどりつくまで時間がかかり、無い場合には個別に問い合わせを行う必要がある。Q&Aを充実させるとともに、既存の資料をわかりやすく整理されたい。 ○施設整備の交付対象事業費のうち、付帯工事費について、取扱要領には、必要最小限のものについて環境大臣に協議し承認を得た額と記載されており、対象事業範囲が判断できない。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>補助金の交付決定にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条に基づき、書類等の審査を行い、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を審査し交付決定を行っているところ。 今後は、審査の効率化を行うなど、早期執行出来る方法を検討、実施して参りたい。</p>	<p>審査が重要であることは理解できるが、交付決定後に医療機関及び自治体にて行う事務があり、処理期間を要することについて考慮すべきであるとする。交付要綱で定められた交付決定までの標準的期間が1か月であることも勘案し、早期化を実現していただきたい。 また、回答にあった「早期執行」について、どの程度の早期化を検討しているのか、具体的に明示するよう求める。</p>		
<p>循環型社会形成推進交付金等の申請手続きにつきましては、「循環型社会形成推進交付金サイト」に情報を集約し、自治体の負担軽減のための各種マニュアル、Q&A等を作成し、情報提供してきたところです。 ご指摘を踏まえ、多岐に亘る資料の集約化による交付対象の明確化など、引き続き自治体の負担軽減に努めてまいります。 また、具体的な事務手続きを説明する担当者会議等も引き続き開催してまいります。</p>	<p>資料の集約化により交付対象の明確化を行う旨のご回答をいただきましたが、集約化だけで交付対象を明確化することは困難と見られます。どのような方法で自治体の負担軽減を行うのか、例えば、制度改革を踏まえてレシピブックを更新し、その中に具体的な施設の例をもとに交付率の明示を行う、交付金返還事例を分析、集約し、Q&Aを充実するなど、できるだけ具体的にお示しいただきますようお願いいたします。 最低限交付金返還手続きにならないよう、交付金制度に関する関連資料の整理が行われ、自治体職員の制度の理解促進、手続きの効率化(問合せ回数の減少を含む)に資するよう取り組んでいただきたいと思っております。 また、「循環型社会形成推進交付金サイト」については、各種手続き等に関するマニュアル(額の確定・地域計画等)や各種通知(財産処分等)等、交付金に関するものは全て掲載していただきますようお願いいたします。 さらに、具体的な事務手続きを説明する担当者会議については、制度概要や前年度からの変更点だけでなく、初任者向けに、交付金制度に係る関連法規や背景、各種手続き、手続きにおける注意点などの詳細についても説明していただきますようお願いいたします。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
195	神奈川県、栃木県、川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、伊勢原市、寒川町、箱根町	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料の削減	災害等廃棄物処理事業費補助金の申請における添付資料を必要最低限のものに限定すること	災害等廃棄物処理事業費補助金については、環境省地方環境事務所が調査をするに当たり、事前に災害等報告書の作成が求められている。その際、員数(件数)を確認するために全ての作業日報及び計量伝票の添付が必要であったり、廃棄物や搬入搬出の車両状況等、何百枚もの写真の提出を求められることとなり、災害対応に注力できない状況となった。	資料の添付については、災害という非常事態の中での必要最小限という観点で見直し(削減)を行うことで、県及び市町村が災害対応に注力することができ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができる。	環境省	苦小牧市、釜石市、宮城県、仙台市、鶴岡市、福島県、茨城県、水戸市、ひたちなか市、鹿沼市、八王子市、三浦市、豊橋市、半田市、稲沢市、鳥取県、島根県、徳島県、久留米市、長崎県、熊本県、竹田市	<p>○令和元年東日本台風においては、発災から災害査定までの期間が短く、災害対応を行っている被災市町村にとって、膨大な添付資料が要求される災害報告書の作成は過重な負担となった。査定前日まで報告書作成に追われていた市町村もあったため、添付資料は処理事業費の推計に必要な最小限度のものを定型化するなどの改善が必要。</p> <p>○災害が発生した場合は災害廃棄物処理に対応する中で、災害等報告書を作成しなくてはならないため、大きな負担となる。提出資料にはカラー写真も必要となる場合があり、庁内で利用に制限のあるカラーコピー機を多用して資料を作成するため、作業時間が多くかかってしまう。また、提出資料が交付要綱等で明確になっていないものもあり、県や国への確認作業に時間がかかることがある。</p> <p>○災害時には避難所等へ人員配置などにより、人員が不足することが懸念され、必要となる人員が必ずしも確保できない可能性がある。そのため、少数の人員でも災害対応を適切に実施するにあたり、あらかじめ災害等廃棄物処理事業費補助金申請に係る事務手続きを最小限にすることが望ましいと考える。</p> <p>○当市でも、昨年の台風被害において当該補助金を利用する際に、大量の提出物を求められ、災害対応に注力できない状況となったことから、制度の改正を希望する。</p> <p>○災害廃棄物の処理に際しては、多量に発生した廃棄物を迅速に処理する必要があることから、提案による申請事務の効率化は必要と考える。</p> <p>○非常事態宣言が発せられるほどの大規模災害が発生した場合には、自治体として極度に混乱した事態が想定され、事態の終了時期も見通せず多量の災害報告書の作成に取り組む職員の心的苦勞や疲弊は多大なものであり、睡眠・休養の機会を減少させ、体の異変、精神疾患の発症なども懸念される。また、災害報告書作成に時間を要し、廃棄物処理が滞ってしまった場合には、廃棄物の腐敗化や感染症など2次的被害にも繋がる懸念される。そのため、災害対応に力を尽くせるよう添付資料の簡略化など見直しを図ってほしい。</p> <p>○当市においても当該補助金を活用した実績があるが、災害廃棄物の受入と並行しながら補助金に係る一連の事務を滞りなく遂行するにあたっては、特に規模の小さい自治体ではマンパワーの不足を実感した。</p> <p>○発災時におけるマンパワーの不足は、以前から指摘されているところである。また、補助金も早期の支出が求められるところであり、事務の簡素化は、早期復旧に資するものと考えている。</p> <p>○災害等廃棄物処理事業費補助金については、被害報告の提出までの期限が短く、添付書類の準備と災害廃棄物処理を同時に行うことは、被災経験が少ない自治体や人手が足りない中小規模自治体にとって大きな負担である。</p> <p>○発災から災害報告書の提出期限が短いことから、報告書作成の事務量が増えれば災害対応が遅延することとなる。報告書によって事業費の総額を確定することも重要であるが、その員数等の確認に要する添付書類を抽出したものにするなどし、初期の対応に支障が出ないようにしていただきたい。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>災害等廃棄物処理事業費補助金の調査は、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」に基づき実施しており、災害査定において事業費を確定するため、災害等報告書の作成及び帳票等の確認が必要になるところです。</p> <p>環境省としても、被災直後の自治体の負担を軽減し、自治体が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう取り組むことが重要であると認識しています。</p> <p>このため、従前より必要最低限の帳票や写真等の添付をお願いしてまいりましたが、何百枚もの写真の提出を求められたとの状況に鑑み、改めて帳票や写真等は必要最低限とするよう関係各所に周知を図って参ります。</p> <p>なお、災害が起こってから期間が短いため、災害報告書への帳票等の写しの添付が間に合わない場合は、帳票等の原本の書類を整えていただき、調査官が確認を求めた際に確認出来るようにしてもらうようお願いいたします。</p> <p>【補足】</p> <p>災害査定においては、写真等の資料により被災の事実、災害等廃棄物の処理状況等を確認のうえ採否を決定するため、被災状況等が確認できないものについては、補助の対象とならない場合があります。災害廃棄物の処理が進むと、調査の際に災害廃棄物や処理の過程で必要であった機材等が確認出来ないこともあるため、当該補助金で申請される内容については、事後でも確認出来るよう写真を残していただきますようお願いいたします。</p>	<p>御回答いただいているとおり、必要最低限の資料を求めているにも関わらず、実質的には災害査定の関係で、被災自治体は過大な資料を添付することとなっています。</p> <p>このようになる理由は、災害時には被災自治体の置かれている状況もさまざまであり、必ずしも個別名称の資料がそろえられる可能性がない場合もあることから、幅広く規定されているためであると思料します。</p> <p>そのため、災害時の事務負担を考慮したうえで添付資料が必要最低限となるよう、例えば、金額の確認のため〇〇の資料を添付する、処理した廃棄物の種類の確認のため処理先別に搬出車両に廃棄物を積載した状態の運搬車両の写真を添付する、など、あらかじめ必要資料とその目的を具体的に整理し、要領、災害関係業務事務処理マニュアルの改正（平成28年の通知発出を踏まえた所要の改正を含む。）等の措置を講じていただきますようお願いいたします。</p> <p>また、提案団体として、別添の添付書類案を提案します。</p>		<p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
196	道志村、市川三郷町、忍野村	農業用水路の災害復旧に係る手続の簡素化	災害時に河川法に基づく許可を受けて設置された取水施設、用水路等が損傷し、許可を受けた水利使用を適正に行うことができない状況が発生した場合は、河川法26条の許可取得にあたり、水利権者の同意手続を得なくても迅速に復旧できるようにしてほしい。	令和元年の台風19号によって、村内にある道志川(相模川水系の第1級河川)からの取水口に繋がる水路(村所有)が被災し、原型復旧する工事を早急に行う必要が生じた。一昨年の台風被害時に同様の被害があり、その時に河川管理者である県に相談したところ、水路の工事を行うにあたっては関係河川使用者の水利権保護を理由に、河川法に基づいた所定の手続きを行う必要があるとの見解が示された。その手続きにおける関係河川使用者の同意取得の範囲の判断基準については不明確であった。(同意書は、任意の様式を用いて、水利権者を1軒ずつ訪問し、当該工事について説明書類にサインをもらう形となり、3か月以上を要することが予想された。)令和元年台風19号時も同様の手続きが求められることが考えられたが、迅速な対応が必要であったため、同意取得を求められるコンクリートを使った復旧は断念し、河川法上の手続きを踏まずに行える簡易的な復旧を行った。また特に地元の特産品である農作物の栽培においては、大量の水が必要となるため、災害復旧をより迅速に行う必要もあり、災害復旧の際の手続きに限り、その簡素化が必要である。河川法第38条においては、許可申請者による関係河川使用者の同意取得は、あくまで河川管理者による関係河川使用者への通知が不要な場合の条件とされているのみであり、仮に河川管理者から通知を受けた関係河川使用者から意見の申出があった場合でも、同法第40条第1項第1号に基づき「公益性が著しく大きい場合」等と認められれば、許可が可能とされているところ、今回のようなケースにおいて申請者における関係河川使用者の同意取得が求められることは法律の趣旨に照らして適切ではないものと考えられる。また、そもそも、同法第38条では「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」については同意不要だが、原型復旧によって損失を与えることは想定し難いため、この場合に該当するのではないか。東日本大震災時には、取水施設等が被害を受けた場合等の水利使用許可制度の適切な運用を求める事務連絡が出されているところであり、これと同様に、災害時の迅速かつ柔軟な対応を可能とする問題意識の下で、災害復旧に係る同意取得手続が不要となるような制度または運用の見直しを求める。	災害復旧時は、農作物への影響を考慮すると、迅速に原型復旧する必要がある。河川法に基づく手続きの簡素化が図られることにより、住民の生活及び地域農産物の栽培への影響を最小限に抑えることができる。	国土交通省	山北町、上越市、豊田市、京都市、広島市、徳島県	○当該支障事例は、河川管理者側の河川法に関する認識・運用の問題ではないかと考える。担当する河川管理者によって河川法の解釈を異にすることはあってはならず、河川管理者側の情報共有と統一的な対応、申請者側に疑義が生じた場合の相談窓口の創設等により対応すればよいのではないかと考える。しかし、河川法における各種許可・届出等の手続の簡素化は望む。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>河川法第38条では、水利使用に関する許可申請があった際、河川管理者は当該申請の概要について関係河川使用者に通知しなければならない旨が規定されているが、同条ただし書きにより、以下の者については通知を省略することが認められている。</p> <p>①従来から河川を使用している関係河川使用者のうち当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者</p> <p>②当該水利使用を行うことについて同意した者</p> <p>本通知の効果は、通知を受けた者が、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができることである。(河川管理者においては、水利権申請後にトラブルが発生しないよう、申請者にはあらかじめ関係河川使用者から水利使用を行うことについて必要な同意を得たうえで申請手続に入るよう指導している。)</p> <p>従って、同条の規定によれば、取水箇所より下流に別の占有者(取水している者)がいる場合は必ず当該者の同意を得る必要があるというわけではなく、下流に別の占有者がいたとしても、当該者が当該水利使用により損失を受けないことが明らかであれば、当該者に対する同意取得手続は不要となる。</p> <p>なお、下流に漁業権を有する者に対しては、以下の場合に同意を得る必要があるが、その他の場合は基本的に同意取得手続は不要である。</p> <p>①魚類の遡上等を妨害するダム等の工作物を設置する場合</p> <p>②取水により河川の流量が大幅に減少する場合</p> <p>上記は一般的な解釈であり、実務上、河川管理者が申請者に対し、当該水利使用に係る関係河川使用者から同意を得るよう求めるか否かは、個々の河川ごとの特徴を踏まえ、その流量や水質等に影響が出ないか等を勘案し、個別具体的に判断することになる。</p> <p>一般論として、災害復旧事業としての施設の原形復旧工事(既に許可を受けて設置していた施設が被災したため、それを元に戻すため工事)であれば、下流の関係河川使用者は「当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者」に該当するため、当該工事に係る水利使用の申請前に当該者の同意を得る必要はないものと考えられる。</p> <p>なお、本提案に係る事案において県が示した判断については、当該河川に関する情報量が不足していること、また、県が同意を必要と判断した根拠も示されていないことから、その是非について判断することは困難である。</p>	<p>県が示した判断の根拠については、当村も把握していないが、国土交通省の回答にあるように「河川管理者においては、水利権申請後のトラブルが発生しないよう、申請者にはあらかじめ関係河川使用者から水利使用を行うことについて必要な同意を得たうえで申請手続に入るよう指導している」ことによるものではないかと考えられる。</p> <p>追加共同提案団体から示された支障事例にあるように、本支障事例は、河川管理者側の河川法に関する認識・運用の問題であり、河川管理者によって河川法の解釈を異にすることはあってはならないことから、河川管理者側への情報共有と統一的な見解が示されるようなガイドラインの策定等による対応を求める。</p> <p>また一方、近年、激甚災害に認定されるような未曾有の災害が国内で数多く発生していることを受け、東日本大震災時の事務連絡(「平成23年東北地方太平洋沖地震」により取水施設等が被害を受けた場合等の推理利用許可制度の運用について)と同様に、水利使用許可制度における災害時の迅速かつ柔軟な対応を可能とするよう、制度又は運用の見直しを引き続き求めたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
197	横浜市	医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項の一部(地域医療構想等)及び同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議に係る事務について、都道府県と協議の上、基礎自治体が処理できる旨の明確化	医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下(地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、都道府県から市町村へ条例により事務処理の権限を移譲できる)を移譲できること、医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。 ①医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 ②同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等	＜提案の背景＞ 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、本市においては、地域医療構想上、約7,000床の病床が不足が推計される等、医療・介護需要の大幅な増加が見込まれている。 本市は、市域で二次医療圏が完結していること、多数の人口を抱える全国最大規模の市であること、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれることなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっている。 このような中、医療法上、医療計画に係る地域医療構想や基準病床数に関する事務は都道府県知事が行うこととされており、県内での一律の取扱いが、必ずしも本市の実情に沿ったものとなっていない。 これまで県に対し、必要な事務処理の権限の一部を移譲するよう求めてきたが、要件が整えば基礎自治体でも分担可能な事務と、引き続き都道府県が担うべき事務についての区別が明確化されていないことから、協議が平行線となっている。 ＜本市の実績＞ 1. 既に県からの権限移譲等を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行っており、法令や条例上、市の事務とされていない地域医療構想調整会議においても、本市の構想区域については、県の方針の範囲内において、関係者への事前説明等、会議運営に係る事務を担っている。 2. 高度な医療機能を有する地域中核病院の市内6方面への整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療連携拠点の全18区設置など、市域の医療課題や医療提供体制の動向を十分に把握し、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を独自に展開してきた。 ＜支障事例＞ 1. 医療法上、都道府県知事が処理することとされている医療計画(地域医療構想含む)に関する事務について、必ずしも都道府県内の統一的な事務が地域の実情にそぐわないなど、地域の実情を把握する基礎自治体が処理した方が、より円滑かつ迅速に、適切な医療提供体制の構築が行える場合であっても、事務処理の権限のない基礎自治体は都道府県の方針に合わせざるを得ない状況になっている。 2. 医療法において、地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が実行するとされているため、基礎自治体の実情を踏まえた効率的な会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 ＜提案内容＞ 地域の医療提供体制の構築能力を十分に持つ本市が、地域の実情に応じて、2025年に向けて真に必要な医療提供体制の構築に取り組めるよう、医療法上、都道府県知事が処理することとされている事務のうち、以下の事務について、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、協議が整えば、都道府県から市町村への権限移譲の対象となり得ることを医療計画又は地域医療構想に係る解釈通知の改正等により明確化されたい。 1. 医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定 2. 同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等	1. 医療計画について、区域内の医療課題や医療提供体制の動向を十分に把握している基礎自治体が、都道府県との協議が整った項目に限っては自ら策定することで、地域医療構想の達成に向けて必要な取組を実施できる。 2. 地域の実情を把握する基礎自治体が地域医療構想の実現のために必要な権限を持つことで、地域医療構想調整会議をより有効かつ効率的に活用し、地域の実情を踏まえた柔軟で迅速な対応ができるようになる。	厚生労働省	川崎市、熊本市	○ 高度医療や救急医療などの医療資源は、当市に集中しており、周辺市町村のみならず、県域全体の医療の根幹を支えており、住民の安心を支えるための役割は増している。 現在は地域版の医療計画の策定により、市の医療政策は、県の計画に一定の範囲で反映されているが、今後の急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中、在宅医療の推進など、地域の実情に応じてより強力に進めるために、指定都市は医療計画策定の権限を明確にした政策を進行する必要がある。 ○ 地域医療構想を含む医療計画について、地域の実情を把握し、医療政策の実績も有している指定都市が直接関わることが必要不可欠である。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>以下の理由から移譲は適当でない。</p> <p>①二次医療圏が指定都市の区域内で完結する場合であっても、医療計画は、一都道府県の区域が設定される三次医療圏での医療提供体制と、また他の二次医療圏と、一体として広域的な観点で策定し、都道府県域全体として整合した医療提供体制を整備する必要があること。</p> <p>②二次医療圏は地域の実情に合わせて都道府県が必要に応じて見直すことになっており、常に指定都市の区域内で完結し続けるとは限らないこと。</p> <p>なお、医療計画については、医療法第30条の4第15項に基づき、都道府県は、あらかじめ市町村の意見を聴いた上で、策定することとなっているので、二次医療圏が指定都市の区域内で完結する場合に、その二次医療圏に関する内容について、当該指定都市が都道府県に意見を伝え、反映させることは可能。</p>	<p>本提案の趣旨は、①医療法第30条の4に規定する医療計画に定める事項のうち、二次医療圏における療養・一般病床に係る基準病床数等の策定、②同法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議の運営等について、事務処理特例制度の対象であり、都道府県と市町村の協議が整った場合は、事務権限の移譲が可能であることの明確化を期待するものであり、その点について明確に回答いただきたい。</p> <p>なお、①都道府県が整合性を確保する必要があること、②二次医療圏が見直される可能性があること、③基礎自治体が都道府県に意見を伝えることで、二次医療圏に関する内容を反映させることが手続き論上は可能であることは承知している。</p> <p>その上で、仮に「移譲は適当でない」という回答が、「事務処理特例制度の対象ではない」という趣旨であるならば、それぞれについて以下のとおり考える。</p> <p>①今回の場合は、地域の実情を把握し、医療政策の実績も有する基礎自治体が当該二次医療圏に係る策定等について都道府県へ報告等を行うことで、整合性は担保できる。</p> <p>②条例による事務権限の移譲後に二次医療圏が見直される場合は、権限の取扱いについても再度協議が必要になる。一方、地域医療構想における構想区域と二次医療圏は同一に設定することを原則としていることから(地域医療構想策定ガイドライン)、短期的な二次医療圏の見直しは想定しにくい。</p> <p>③都道府県の統一的な事務において、基礎自治体の意見が合理的な理由なく反映されない場合や、基礎自治体が自ら策定等を行う方が効率的な場合があるため、地域の実情を把握し、医療政策の実績も有する基礎自治体が、主体的かつ効率的に策定等を行う仕組みが必要である。</p>		<p>【全国知事会】 都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
198	指定都市市長会	堆積土砂排除事業における補助対象要件の明確化及び堆積土砂量の推計方法の合理化	堆積土砂排除事業について、以下の①及び②の措置を求める。 ①「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」第2定義9八号に規定される市町村長が「公益上重大な支障がある」と認める場合として、「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」も含めることができることを基本方針等において明確化すること。 ②堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計方法について、土の特性を考慮し、堆積土量に土の変化率を乗じて対象とする土砂量を算出できることを「堆積土砂排除事業において堆積土砂量を推計する際の留意事項」において明確化すること。	令和元年10月に発生した台風19号による河川氾濫により、堤外地内の一般社団法人等が非営利目的で運営するスポーツグラウンド等において、土砂や漂流物の堆積、施設損壊等の被害が発生した。当該施設は多くの市民が利用する公益目的の施設であり、当市において地域経済活性化やスポーツ振興の重要な拠点となっているが、法令上公共施設に該当せず宅地等と同等に扱われるため、堆積土砂の撤去や損壊施設の処分・復旧に対して災害復旧事業の活用ができなかった。堆積土砂や漂流物の撤去等には膨大な費用と時間がかかるが、非営利で活動する団体であるため、罹災時の資金調達に困窮し、復旧に時間を要することとなり、その結果、当該施設の利用を長期間に渡って休止せざるを得ず、市民の福祉向上を妨げることとなった。 また、昨年台風19号の罹災時に、当市では堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量の推計に当たって、掘削により土の体積が大きくなることは承知しており、かつ、堆積厚の計測において土の性質を特定することも可能であったが、土の変化率を乗じて算出してよいか分からなかったため、変化率を乗じずに算出した堆積土砂量をもとに事業費の申請を行った。その結果、掘削により土の体積が大きくなった分、申請額を実際の搬出量に基づく実費が大きく上回り、本来であれば事業の活用が認められるはずの土砂について、対象とすることが出来なかった。	堆積土砂排除事業の活用にあたって、市町村が自ら事業の活用を判断できる余地が広がり、住民にとって必要な災害復旧支援の実施に資する。また、市町村が行う事業費の算定をより正確に行うことが可能となり、事業の適正な実施に資する。	国土交通省	浜松市、豊橋市、愛媛県、竹田市、宮崎県	—
200	指定都市市長会、栃木県、千葉県、高知県	災害救助法による救助期間における協議方法の見直し	災害救助法による救助期間の基準を延長し、特別基準を設ける場合における国との協議方法の運用を見直す。	災害救助法では、救助期間等の基準(以下「一般基準」という)が内閣府告示において定められているが、当該基準では救助の適切な実施が困難な場合は、内閣総理大臣に協議をし、その同意を得た上で、特別基準を定めることができることとしている。ただし、特別基準として救助期間を延長する場合、運用上、一般基準として定められた期間内での延長しか認められておらず、被害状況により長期の救助が見込まれる場合であっても、その都度、期間の延長協議を行う必要があり、事務の負担が生じている。なお、この協議は、申請すれば認められる形式的な業務になっている。協議の方法については、メール又は口頭での伝達だけでも可能であるが、その後、書面による文書提出が求められており、救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められており、令和元年東日本台風(台風19号)による災害では計15回の延長協議が必要となった。一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害規模、被災状況を踏まえた期間延長ができるようにしてほしい。	災害対応時の繁忙期において、形式的な事務の簡素化が図られる。	内閣府	福島県、栃木県、埼玉県、前橋市、沼津市、名古屋市、豊橋市、半田市、宮崎県、大阪府、八尾市、岡山市、倉敷市、福岡県、宮崎市	○平成30年7月豪雨災害でも同様に各項目ごとに延長を行う必要があり、毎週、複数の担当課への確認と県への連絡という業務が平成30年12月まで続いた。 ○救助の種類ごとに異なる期間が一般基準として設けられているため(避難所設置で7日、生活必需品の給与・貸与で10日など)、複層的に救助の進捗管理と協議が求められている。令和元年東日本台風(台風19号)では、48市町に災害救助法が適用されたため、国との協議は煩雑な作業となり多くの時間を取られた。 ○南海トラフ地震による大規模災害が発生した場合、避難所開設など災害対応の長期化が見込まれることから、一般基準で定められた期間ごとに延長する運用を改め、災害規模・被災状況を踏まえた期間延長ができるようになれば、事務の負担軽減が期待できる。 ○災害の規模や発生時期、被災者の状況等によって必要な対応期間が異なることが考えられます。 ○救助期間の弾力的な設定は被災者支援の充実につながると考えられることから有効であると考えます。 ○災害救助法上の一般基準で定められる期間の内、避難所設置や飲料水の供給などは、7日間とされているところであるが、実態として災害救助法が適用となるような大規模災害にあつては、7日間で救助が完了するとは考えづらく、また、延長協議は簡易に行えるとしても、形式的な協議が毎週発生することは、災害対応で多忙を極める中においては、不要な業務と考える。救助期間の見直しを行い、内閣府との協議をより簡略化できるよう、制度改正をして欲しい。
202	指定都市市長会	特定医療費(指定難病)助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除	特定医療費(指定難病)助成制度において、申請書、受給者証及び再交付申請書から「性別」項目を削除すること。	特定医療費助成制度においては、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則により、「特定医療費支給認定申請書」(規則第12条第1項第1号)等に性別を記載することとされている。「性別」項目の必要性が明確でない中、「性別」項目を設けていることは、性的マイノリティに該当する申請者の心理的負担となる恐れがあり、都道府県及び指定都市においても、公簿等により当該項目を確認する事務負担が発生している。 なお、性別については、特定医療費支給認定申請の際に添付される診断書(臨床調査個人票)に記載することとされているため、当該申請書等で項目が削除されても、「指定難病患者データベース構築」には支障がないと考える。また、申請書等から「性別」項目を削除した場合でも、市及び医療機関の事務に支障がないことから、「性別」項目の削除を求める。	性的マイノリティに該当する申請者の心理的負担や都道府県及び指定都市における当該項目の確認に係る事務負担の軽減が図られる。	厚生労働省	福島県、栃木県、千葉県、新潟市、富山県、名古屋市、広島市、高知県、福岡県、鹿児島市	○治療研究目的として性別が必要な項目としてあるならば、臨床調査個人票において記載する項目があることから、既に目的を達成していると考え。性的マイノリティに該当する申請者の心理的負担等に配慮し、削除することを求めます。 ○性的マイノリティに該当する申請者の心理的負担となる恐れがあるため、申請書から「性別」項目を削除することが望ましいと考える。 ○「性別」項目を設けていることに対して、性的マイノリティに該当する申請者の心理的負担となる恐れがあり、また性別については申請書に添付される「臨床調査個人票」に記載されているため、申請書から「性別」を削除した場合でも支障がないと考える。 ○当県においても難病法の施行規則に基づき、受給者証に受給者の性別を記載しているが、受給者証に性別を記載することで性的マイノリティに該当する申請者が申請時や受給者証を医療機関に提示する際に心理的負担を強いられる可能性がある。 一方で医療費助成の受給と性別は関連性がなく、医療機関等で受給者証を提示する際にも性別は不要と思われることから、受給者証に性別を記載する必要性はなく、削除することが望ましい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p><①について> 本事業は、市街地が堆積土砂による災害を受けた場合において、速やかに復旧し、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的として、補助しています(「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」第1)。本基本方針においては、「堆積土砂排除事業」に該当するもの一類型として、「市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの」を規定しています。 ご指摘の「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」については、本基本方針の解釈上、本要件に該当することは明らかであると解しております。 <②について> 堆積土砂量の土量変化については、運搬すべき土量の運搬費用算定の過程において、土質に応じた土量変化を既に考慮することとなっています。</p>	<p><①について> 現行制度において、市町村長が「公益上重大な支障がある」と認める場合として、「復旧作業の長期化等により市民の福祉の向上を妨げる場合」も含めることができると理解した。これにより、発災時に地方自治体による迅速な判断が可能であると考えます。 <②について> 現行制度において、土質に応じた土量変化を考慮した算定を行うことができるかと理解した。 なお、実際の土量の変化については、土質により左右されることから、運搬費用の算定時の変化率の検討にあたっては、都度事前協議において相談できるものと理解する。</p>		
<p>災害救助法による救助の方法、程度及び期間については、同法施行令第3条第1項に基づき、内閣府告示において一般基準等を定めるところ。 さらに、一般基準で実施することが困難な場合、同法施行令第3条第2項に基づき、特別基準について内閣府に協議のうえ設定できるところとしている。 災害救助事務取扱要領では、特別協議を行う際は災害時の緊急やむを得ない場合が多いことから、電話やファクシミリ、Eメールにより申請、事後に文書をもって処理することが可能であるとしており、自治体の発災時のオペレーションの支障とならないように弾力的な運用を図っている。 この特別協議について、災害救助事務取扱要領において、「延長すべき期間が予測できる場合」や「一定期間以上の延長が必要である場合」については、一般基準で定められた期間ごとに延長するのではなく、救助に必要とされる期間を定めて延長する方法を明記しているところ、画一的に一般基準で定められた期間ごとに申請いただいていたという状況にあったことから、係る取扱について改めて周知してまいります。</p>	<p>「救助に必要とされる期間」を定めて延長する方法を運用上可能とするのであれば、本提案における支障事例は解決するものと考えます。今後は、①一般基準による期間を基にした画一的な期間延長のみの運用はしないこと、②期間延長の設定方法に関する基本的な考え方及び具体的な判断基準を示した上で、柔軟な期間延長が可能となること等について、早急に文書により通知いただきたい。 また、「延長すべき期間が予測できる場合」や「一定期間以上の延長が必要である場合」に該当しない場合についても、一般基準で定められた期間でなく、自治体の判断で延長する期間を決定できるよう、御検討願いたい。</p>		<p>【全国知事会】 災害救助法の救助期間については、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう見直しを行うべきである。</p>
<p>申請書等の性別の記載を削除することにより、適正な認定審査や公正な医療費助成の実施に支障が生じないかなどを精査して慎重に検討する。</p>	<p>指定難病の種類によっては罹患率や重症化に性差があること、また、性別に由来する特有の疾患や診療行為があること等から性別の把握が必要であるとの認識の下、次のとおり考える。 特定医療費支給認定審査においては、申請書に添付される診断書(臨床調査個人票)に性別の記載があることから、審査の適正性は損なわれない。また、保険医療機関窓口で「特定医療費(指定難病)受給者証」と併せて提示される被保険者証に性別の記載があり、これに基づきカルテが作成されることから、診療行為や処方、レセプトの作成等に支障はなく、審査支払機関においてもレセプトに記載の性別により、適正な審査を行うことができる。 性的マイノリティに該当する申請者の心理的な負担となる恐れがあるため、「性別」欄を削除することが望ましい。 以上の理由により、「特定医療費支給認定申請書」、「特定医療費(指定難病)受給者証」及び「特定医療費(指定難病)受給者証再交付申請書」から性別の記載を削除することを求める。</p>	<p>【広島市】 性的マイノリティに該当する申請者の心理的な負担となる恐れがあるため、「性別」欄を削除することが望ましいと考える。</p>	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
203	指定都市市長会	小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)	「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。	小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)	受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県	<p>○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。</p> <p>○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として煩雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。</p> <p>○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。</p> <p>○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。</p> <p>○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する(概ね2～3週間程度)ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。</p> <p>○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することではなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)</p> <p>そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)</p> <p>○県から当市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。</p> <p>○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。</p> <p>また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回(6月)に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。</p> <p>○当市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。</p>
205	指定都市市長会	補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化	補正予算等による国庫補助金において、次年度に差し掛かる事業の採択等により、当該年度中に事業が完了しない場合は、繰越事務の簡略化を認めていただきたい。	文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における大規模改造事業や防災機能強化事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を財務省に提出する必要がある。	繰越理由書の作成の負担が軽減される。	財務省、文部科学省	弘前市、宮城県、平塚市、新潟市、上田市、浜松市、富士市、東伊豆町、豊橋市、春日井市、大阪府、兵庫県、長崎市、大村市、香崎市、宮崎市	<p>○繰越・翌債承認の手続きは毎年3月にあり、補助金の実績報告等が繁忙期に重なることから多忙を極めている状況である。</p> <p>○当市でも、補正予算により内定を受けた学校施設環境改善交付金において、年度内の事業完了が困難な場合は繰越事務手続きを行っている。特にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金事業など、市内全校を対象とした事業においては、繰越事由が同一であっても、1校ずつ調書を作成する必要あり、膨大な事務処理作業を要する。</p> <p>○文部科学省において、補正による予算措置が定例化していることに加え、年度後半に当初予算として事業の追加内定がされ、財務省への繰越事務が煩雑化している。</p> <p>○前倒して補助を受けたことが繰越理由にもかかわらず、繰越理由書には、それ以外の理由をつけて提出する必要があるため、制度改正が必要であると考え。</p> <p>○当市においても、学校施設環境改善交付金大規模改造事業(トイレ)において、国の補正予算により前倒し実施の採択を受けた事業が過去に存在した。当然のことながら、その時点から事業を開始した場合には、当該年度内での事業完了は困難を極めることとなり、事業費を翌年度に繰り越すこととなる。</p> <p>この際、提案にもあるとおり、補正予算を理由とした繰越は認められないことから、繰越理由書の作成に苦慮した経験がある。</p> <p>○文部科学省において、補正による予算措置が定例化しており、学校施設環境改善交付金における長寿命化改良事業や大規模改造事業など、次年度に予定しているもので前倒し可能な事業の申請を募る形態が慣例化しているが、次年度に差し掛かる事業も含めて採択対象としていることから(当該年度未契約事業(未契約繰越事業)も可能)、繰越・翌債事務が発生することになる。そのため、広く次年度事業も含め採択対象とされているにも関わらず、個々の事例毎に、補正予算を理由としない繰越理由書を提出する必要がある。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。</p> <p>医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。</p> <p>限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続き負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。</p>	<p>受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。</p> <p>また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。</p> <p>限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考える。</p> <p>②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続き負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。</p> <p>高額療養費の所得区分を使用しない受給者、自治体及び保険者の負担を勘案すれば、当該事務の廃止は妥当であると考えられる。</p>	<p>【群馬県】 所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。</p> <p>【豊中市】 ①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。 ②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体へ送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。) このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。</p>	
<p>補正予算については、地方公共団体の申請に基づいて採択しているところであるが、地方公共団体の求めに応じて当初予算の確保に努めてまいりたい。また、国庫補助金の交付手続における事務負担軽減の一環として繰越し制度の周知を含め丁寧な対応に努めたい。</p>	<p>繰越し制度の周知については、事務手続きの理解を深めるための説明会が定期的に開催されていることは承知しているが、年度途中の補正予算成立が定例化し、採択事業については繰越せざるを得ない事例が数多く生じる中、本市としては事務手続き自体の簡素化を求めるものである。特に、現状では「計画に関する諸条件」として繰越理由の類型化がなされ、一定の事務効率化が図られているとは言え、加えて詳細な事由記載を求められることで実質的に負担が生じていると考えており、この事由記載部分の省略による事務軽減を図っていただきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
206	沖縄県	ファミリーホームに委託されている児童が保育所へ入所する児童が保育所に入所できることの明確化	「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」(平成11年8月30日付け雇児第50号)を改正し、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを明確化する。併せて、保育所利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いとする。	ファミリーホーム事業は、最大6名の児童を養育する事業であり、児童養護施設のような大人数の中で養育するよりも、より家庭的な環境の中で、愛着形成が必要な時期の養育を行うことができる事業である。本県のファミリーホーム(県内9か所)はどれも児童養護施設のOB等の個人が養育者となっているが、事業創設から10年が経過し、養育者の高齢化が進んでいる。養育者が高齢の場合などでは、1日を通して365日複数の幼児と関わり続けることは非常に負担が大きい。しかし、養育者が負担軽減のために保育所を利用しようとしても、ファミリーホームに委託されている児童の取扱いが明確になっていないことを理由に、「保育の必要性」が認められない事例がある。幼稚園や認定こども園(教育認定)なら利用できることは承知しているが、近隣に幼稚園等がなく保育所しかないファミリーホームがあり、このような支障が生じている。また、将来的な担い手確保のためにも、養育者が利用できる施設は多様であることが望ましい。	保育所の利用が可能となることによって、高齢化が進む養育者の負担を軽減することができる。養育者の負担軽減は、ファミリーホームの担い手確保にも繋がる。	内閣府、厚生労働省	宮城県、福島県、川崎市、豊田市、京都市、兵庫県、高知県、長崎県、宮崎県、指宿市	○当県においては、今後、ファミリーホームの設置を推進していこうと考えているが、特に中山間地域を多く抱え、高齢化が進んでいる当県においても、同様の状況が発生し得る。幼稚園と保育園の制度的な違いは理解でき、また家庭での養育も必要であるが、早くから子どもの社会性を育てることも重要である。 ○ファミリーホームの養育者は、将来的には高齢化し、常時、幼児と関わるのが負担となることから、負担軽減のため里親の取扱と同様にファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを明確化させる必要があると考える。 ○現在、支障事例の報告は受けていないが、提案団体と同様の事象が起こりうる。 ○「具体的な支障事例」記載のような状況下においては、保育所に入所できることが望ましいと考える。
207	豊橋市	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格(日本の幼稚園、小学校教諭免許に相当する資格)」を加える等の見直し	認可外保育施設の保育従事者資格については、認可外保育施設指導監督基準において、概ね3分の1以上は保育士や看護師の資格を有する者と定められている。当市には外国人専用として運営されている認可外保育施設が5施設あるが、そこで保育従事者として働く「海外での幼児教育にかかる資格を取得した者」については、日本における有資格者として認めることができないため、基準を満たすことができない状況が続いている。日本の保育士資格を取得するためには、養成校や通信教育での学科、及び認可施設等での実習などが必要とされているが、多くの認可外保育施設において人員に限られ、保育従事者の実習等による欠員補充が困難なほか、当該施設の多くの保育従事者は日本語が堪能ではなく、専門用語を理解し、短期間で保育士資格を取得することはハードルが高い。基準を満たすことができれば、経過措置の終了後に幼児教育・保育の無償化対象施設から除外されることになるが、資格者の部分にのみ問題があるのであれば、認可外保育施設における保育従事者資格に「海外における教員資格」を加える、「海外における教員資格」を日本の保育士資格として認定する制度を構築する、研修等の一定の要件を設けたうえで「自治体の長が認めた者」の配置でも可とする等の対応ができないか。例えば、教員資格については、都道府県の検定によって日本で相当する免許を取得できる制度があり、また海外において日本の保育士資格を所定の手続きをもってその国の保育士資格として認める制度もある。そして、認可保育施設については、待機児童解消までの間だけだが、幼稚園教諭等、つまりは教員資格取得者を保育士とみなせる特例もある。	地域の実情に応じた人材活用	内閣府、厚生労働省	新潟市、浜松市、豊田市、指宿市	○当市においても、外国人向けに運営されている認可外保育施設が多数あるが、日本における資格を所持していないため、基準を満たすことができていない。各園の保育従事者は日本語が堪能ではなく、言語のハードルがあり、日本の保育士資格取得は大変難しい。保育従事者の中には、海外の教員免許を所持している者もいるため、有資格者として認められれば、基準を満たす施設が増えることが期待される。 ○当市においても外国人専用の認可外保育施設で、日本の保育士の有資格者が少なく、認可外指導監督基準を満たしていない場合がある。一方で、こういった認可外保育施設が外国人の児童の受け皿となり、広く捉えれば待機児童解消に向けた一翼を担っている。なお、海外における資格のいずれを対象とするかについては、国において一元的に示していただくよう要望する。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>保育所等の利用に係る保育の必要性の認定に当たっては、保護者の就労、妊娠、出産、疾病等の個別の事由を考慮することとなっている。この保護者には、ファミリーホームの養育者も含まれると解される。この保護者には、ファミリーホームに委託されている児童に係る保育の必要性の認定や当該児童についての保育所等の利用については、各市町村において、個別具体的な案件に基づき、保護者の状況や地域の実情に応じて判断いただくものであり、ファミリーホームに委託されている児童の保育所等への入所が法令上認められていない訳ではない。なお、保育所等へ入所していない場合であっても、ファミリーホームの養育者の負担軽減の観点から、一時預かり事業を利用してファミリーホームに委託されている児童を保育所等に預けることも可能である。また、国としては、ファミリーホームの運営にあたって必要な経費として、ファミリーホームの養育者や補助者の年休代替要員の確保に係る経費も補助することとしていることから、養育補助者とも協力しつつ、養育者の休息等のためにご活用いただきたい。</p>	<p>保育所の利用は、各市町村において、個別具体的な案件に基づき、保護者の状況や地域の実情に応じて判断するということは承知している。しかし、里親については、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて(平成11年8月30日付け雇児第50号)」で、保育所の利用が可能であることが明確に示されている。全ての子どもを社会全体で育む観点から、ファミリーホーム事業者(小規模住居型児童養育事業者)について、保育所の利用が可能であることを明確化し、市町村がファミリーホーム事業者の保育所利用を認める判断を容易にできるようにする必要があるのではないかと。また、現状でもファミリーホームに措置されている児童の保育所の利用は否定されていないが、保育所に利用枠の空きがある場合においてもファミリーホームに措置されている児童が保育所を利用できていない実態がある。市町村が正しく制度を理解し、適切に判断できるようにするためにも、保育所を利用できること及び利用の際の取扱いを明確にしていきたい。なお、里親等の養育者のレスパイトケアが課題となるなかで、ファミリーホーム事業者が保育所を利用できることを明確化することは、事業者の負担軽減に繋がることから、保育サービス全般(2号認定等)を利用できるように明確にする必要がある。</p>	<p>【高知県】 地域によって保育所利用に関する判断にばらつきが出ることはないよう、個別の状況を踏まえた上で、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所に入所できることを通知等で明確化していただきたい。</p>	
<p>「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」(平成27年8月7日付雇児保発0807第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)において、国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって、当該施設を利用する児童の概ね半数以上が外国人であり、外国の保育士資格を保有する者その他外国人である乳児又は幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数だけ配置していること等の要件を満たしている施設については、有資格者が保育従事者の3分の1未満であっても差し支えないこととして、その周知しているところ。まずはこの特例を活用していただくものと考えている。その上で、子ども・子育て支援法附則第18条に検討規定が置かれていることや当該特例の活用状況も踏まえ、必要な検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じていきたい。</p>	<p>国家戦略特別区域内の施設にかかる要件に、日本の保育士資格を有する者1名以上の配置が必須であるため、人員の確保が難しく要件を満たすことができず、特例制度の活用ができない状況であることから、今回の提案に至ったところであります。外国人の保育従事者が日本の保育士資格を取得すること、または日本人の有資格者を配置すること、いずれも言語や文化等の違いにより困難な実情であることから、本提案のとおり、特例制度の見直しを含めて、必要な措置をお願いしたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
209	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市	新制度未移行幼稚園の利用者が途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居をした場合、毎月1日を基準日とし「月」単位での施設等利用給付費の支給を可能とする。	「子育てのための施設等利用給付」に係る認定に当たっては、「月」単位ではなく、「日」単位での認定となる。新制度未移行幼稚園の利用者が、月の途中で他市町村へ転出した場合、改めて転出先の市町村が認定のうえで施設等利用費を支給する必要があるが、転出前後の支給額は日割り計算により算出するため、転出があった場合、その月の当該幼稚園の行事等に伴う日曜日や祝日等の開園状況やその振替による平日の休園等を確認し、転出前後のそれぞれの日数に応じて算出する必要がある。また、「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-29」において、国は日割り計算を共通した法則のもとで実施することにより市町村間の日割り計算に係る連絡調整は不要としているが、転出前後の市町村で過給付を防止するため、確認の必要がある。したがって、月の途中の市町村間の転出入に伴う日割り計算の事務の軽減のため、在園しながら転出した場合は、「日」単位ではなく、毎月1日を基準日として、基準日に居住する市町村が当該月に係る施設等利用費の全額を支給する取り扱いを認め、事務の簡素化を図っていただきたい。 【参考】 件数 月5件程度 ・事務量(異動前後の市町村でそれぞれ必要) 異動情報の把握 3時間/月 1件の対応時間 2時間(日割り金額の算出・幼稚園との調整・相手方市町村との調整)	住民の利便性の向上・事務負担の軽減	内閣府、文部科学省、厚生労働省	滝沢市、郡山市、須賀川市、川越市、蓮田市、柏市、目黒区、高崎市、浜松市、京都市、西条市、鹿児島市、指宿市	<p>○保護者からの転居の申出遅れにより認定期間に空白を生じるケースや、特に転居元の自治体となった場合に認定取消通知書等の発行が転居後となり相手方の転入手続きに間に合わないケースなどが生じており、月途中の転出入において切れ目なく給付を実施するためには自治体の事務負担が大きいと考える。</p> <p>○未移行の幼稚園に通園している児童の転園を伴わない転出入において、市区町村で住民異動の把握を遅滞なくしておかないと、市区町村間の請求内容に過誤が生じる可能性があり、事務処理が更に複雑化になる。当市ではシステムで住民異動の情報が抽出出来ないので毎月適宜全件児童の住所異動照会を行っている。この作業が事務負担となっているため、月の初日・在籍で月単位の給付費の支給を可能にしたい。</p> <p>○当市も同様に市町村間の確認作業等に時間を要していることから基準日を設けることにより、事務の負担軽減に資するものと考え。</p> <p>○当市でも同様の事例が出ており、特に年度末の転出入が多く、年度末の事務の煩雑に加え、広域利用により事務量が増加する。全国統一で毎月1日を基準日とすれば、日割計算する必要もなく、未移行幼稚園及び市町村の事務負担の軽減につながる。</p> <p>○転出入の事実が把握できるのが事後であることが殆どのため、その都度精算することとなる。その際の日割り計算については内閣府が示すFAQで見解が示されているものの、その運用や開所日に関する考え方については地域毎、市区町村毎に異なっており、その調整に手間取っている。また、複数市から利用者を受け入れている施設ではそれぞれの運用方法に従わねばならず、事務が煩雑となっている。また、日割り計算となることで、10円未満が切り捨てとなることから、ひと月丸々在籍しているにも関わらず、その月の施設等利用費を満額給付を受けることが出来ない。</p> <p>【当市の現状】</p> <p>■転出入(日割り計算)発生件数 例月(5、6、9、10、12、2月):少なくとも、それぞれ5件程度 夏季・冬季休業(7、8、12、1月):それぞれ20件程度 年度末、年度当初(3、4月):40件程度</p> <p>■1件当たりの処理時間 既存園:2時間程度/新規対象園:最低3時間程度(制度の説明、今後の手続きも含めての対応となるため)</p> <p>■所要時間 ①例月:5件×2時間×6か月=少なくとも60時間程度 ②夏季・冬季休業:20件×2時間×2(夏・冬)=少なくとも80時間程度 ③年度末、年度当初:40件×2時間=少なくとも80時間 ④年間(=①+②+③):少なくとも220時間</p> <p>○住所変更は転入後14日以内に手続きをすることとされており、転出日・転入日の確定は住所異動が生じた事後に判明する。そのため、転入日以降の転入届出日以降に転入先市町村では施設等利用給付認定申請を受けるため、認定開始日を申請日より遡及しない旨の国の取り扱いによると転入日と認定起算日が一致するとは言い難く、転出先市町村と転入先市町村の双方で認定終了日と認定開始日を確認しなければならない。</p> <p>転出先市町村及び転入先市町村の双方で転出・転入の事実と保護者の申請状況を確認し、転入先で申請がなされていない場合の案内や施設への情報提供などの調整を都度行う必要がある。また、未移行幼稚園の場合はその月の開園日を算定したうえで日割り算定を行う必要があり、さらに施設等利用費を代理受領請求した翌月に転出・転入の事実確認ができた日割り算定の差額調整を行うなど、市町村及び施設の事務負担は大きい。</p> <p>施設等利用費が月上限額を単位としていること、教育・保育給付認定の自治体向けFAQでは市町村間での調整がつかない場合は月割りの取り扱いが可能と示されていることなどからも、月の1日の基準日として月割りでの算定とする取り扱いを可能としていただきたい。</p> <p>○子育てのための施設等利用給付が日単位での認定とされたことにより、年度途中転出入者の施設等利用費の算出のため幼稚園へ開所日数の確認、重複給付をさけるため転出入先自治体との調整業務、日割り金額算出後の検算作業など、事務負担が増大している。園児保護者にとっても認定日の遡及が出来ないため、転出入の届出後、速やかに認定の申請を行う必要があるなど不利益が生じやすい制度となっている。</p> <p>月単位の認定に改正するなどし、事務の簡素化及び園児保護者の利便性向上を求めたい。当区において日割り計算が必要となる件数 月12件程度</p> <p>○特に年度末の異動について日割り計算とすると、結果的に対象者への給付の遅れの原因となる。</p>

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>住民サービスは居住地自治体が負担することが一般的であり、国費は結果的に変わりがないとしても、その原則を変更する必要があるかは慎重な検討が必要と考えている。例えば、1日しか居住していない自治体が30日分の業務・費用を負担することのアンバランスさを踏まえると、単に月の初日を基準にすることは不相当と考えられる。</p> <p>幼児教育・保育の無償化は昨年10月から開始されたもので、本手続もそれに伴い無償化に関する市町村実務を検討する会議(全国市長会・全国町村会推薦の12自治体がメンバー)における検討を経て、現行の取扱いとなっている。</p> <p>ただ、本提案と同様の転出入の際の認定の空白の問題については当該会議でも既に議題となっており、空白を生じさせないための事務の留意事項を通知する方向で検討しているところであり、まずは当該通知を発出して対応したい。また、転出入時における住民票部局との連携についても認定の空白を生じさせないための課題となっており、その点についても自治体に通知する方向で検討している。</p> <p>本論点については、当該会議においても引き続き検討していく予定である。</p>	<p>今回の提案は、関係自治体間で合意した場合における月割り計算による給付の認容を求めるものであり、日割り計算による給付からの一般的な月割りによる給付への移行を求めるものではないことから、月割り計算の取り扱いについてご検討いただき、お認め願いたい。</p>	<p>【川越市】 「子育てのための施設等利用給付」については、在園したまま市区町村が変更したとしても、保護者が園に住所異動をしたことを伝えずにいることがある。そのような場合、転出元の自治体で給付費の支払いを行うにあたり、資格を確認すると既に転出している、そのことを園に伝えたとしても、既に転出してから日が経過していることから、転出先の自治体で遡及しての認定が受けられず、認定空白期間が出来、保護者が支払いをしなくてはいけなくなるケースがある。</p> <p>「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年3月5日版)5-57」において、卒園児に係る3月の月途中については、認定期間の重複がないよう調整する必要があるものの、転出元自治体でも支給は可能であるとされている。保護者側、園側、自治体側全てにおいて月割りにて処理することにより負担が軽減されることになる。</p>	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
210	福島県 【重点37】	関係法律等に基づく計画策定の義務付け(実質的な義務付けとなっている努力義務を含む)を見直すこと	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものについて、策定の時期、計画の内容について、自治体が必要性や実態を踏まえて判断できるような任意規定とすること。 また、実質的には義務付けとなっている努力義務について、策定が任意であることを周知すること。	関係法律等による計画の策定の義務付けとされているものが多く、その一つ一つに係る当初計画の策定や大綱見直し等による改定作業が、自治体にとって大きく負担となっている。 限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、その計画の必要性、自治体における現状を踏まえて、策定するかしないかも含めての判断を尊重するよう求めるもの。 また、努力義務・できる規定となっている計画についても、計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。	計画策定等の作業が必要なものみに収斂(しゅうれん)されることによる自治体の負担軽減。 限られた人員や体制を、計画そのものでなく、住民が求める実質的なサービスにシフトすることが出来る。	①内閣府 ②厚生労働省 ③④内閣府 ⑤⑥⑦厚生労働省 ⑧法務省	宮城県、高崎市、千葉市、三鷹市、川崎市、加賀市、長野県、知多市、鳥取市、防府市、宮崎市、指宿市	○自治体で計画の内容、必要性を判断できるようになると事務負担の軽減が図られる。また、例えばマイナンバーカード交付円滑化計画の月次報告など、国への報告頻度が著しく過剰なものもあり、報告頻度の見直しも強く求められる。 ○関係法律等により、計画策定が義務付けられているものが多く、計画の策定後においても、指針見直し等による改訂作業、進捗管理等が、自治体にとって大きな負担となっている。 ○計画策定が補助金を受けるための前提となっているのみならず、努力義務・できる規定となっている計画についても、各自治体の計画策定状況を公表するなど、実質的な義務付けとなっている。 当市においても、令和2年度に14件のパブリックコメントを実施する予定で、アンケートやワークショップ等も増加し続けており、市民参画手続制度の簡素化、選択化も必要である。 限られた人員体制の中で行政サービスを提供する各自治体が、制度変化への対応も困難を極める中、計画策定や工程管理という作業に多くの時間を費やすことにより、業務本来の目的を見失うことのないよう、各自治体の現状を踏まえた判断を可能とするよう求めるもの。 ○現在、全国知事会の地方分権改革推進特別委員会の下に設けられている「地方分権改革の推進に向けた研究会」において同様の議論がなされており、当該研究会の第2回会議における「資料1(P19～P22)」の中で、地方に対する各種計画策定規定が増えていることが示されている(下記URL参照)。 http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/research/chihou_bunken_kaikaku_suishin_kenkyuu_kai/1582611970871.html これらは、法令上努力義務規定・任意規定であっても、財政措置の要件となっているなど、事実上策定せざるを得ないものも多く、人的リソースの乏しい地方公共団体(特に小規模な市町村)にとっては対応が困難な場合がある。 地方自治体が既に策定している各種計画に、関係法令が規定する計画の趣旨にかなう記載があれば、新たな策定を不要とするなど、地方の自主的政策判断を尊重すべきである。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【内閣府】</p> <p>①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実効ある推進を図るため、第一線でこうした施策に取り組むこととなる都道府県が、その実施に関する基本計画を定めることが必要であるとの考えから、平成16年の議員立法による法改正において、盛り込まれたものである。</p> <p>都道府県基本計画については、既に全都道府県において策定済みであり、その内容については、適切な時期に見直しをいただき、DV防止法に基づく施策を進めていただくことが必要である。</p> <p>なお、国においては、都道府県における策定が円滑になるよう、DV防止法に基づき、その策定指針となる基本方針を、策定している。</p> <p>③「子ども・若者育成支援推進法」(平成21年法律第71号)に基づく都道府県子ども・若者計画の策定については、国と地方公共団体が連携の下、全体として子供・若者の健やかな育成を図るため、国の子ども・若者育成支援推進大綱を動案し、同計画を定めることとされている一方で、それぞれの地域の実情に応じて施策が推進されるべきと地方分権の趣旨から、努力義務とされているものである。</p> <p>また、都道府県子ども・若者計画等が財政措置の要件になっているということは承知していないが、既に同計画を策定済みの都道府県においては、その内容について、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱を動案しながら、適切な時期に見直しをいただき、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策を進めていただきたいと考える。</p> <p>なお、同計画について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えない旨の運用をしているところ。</p> <p>④「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号)に基づく都道府県基本計画については、平成25年の法案策定の際に、議員立法において、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行うため、子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月閣議決定)を動案し、都道府県子供の貧困対策計画を策定するよう、努力義務として盛り込まれたものであると承知している。</p> <p>また、同法律の改正法の公布時(令和元年6月19日)に各都道府県及び各政令指定都市に対して、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく行動計画等、盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えない旨の事務連絡を发出している。</p> <p>【法務省】</p> <p>⑧地方再犯防止推進計画は、犯罪者等の社会復帰を促進し、安全安心な社会を実現するための重要な計画として位置付けられているところ、地方公共団体における計画の策定は、努力義務(再犯の防止等の推進に関する法律第8条)とされており、財政措置の要件等とされているものではない。</p> <p>また、計画策定の時期や手続についても、策定した計画を遅滞なく公表する努力義務を定めているのみであり、地方公共団体の自主的な判断を妨げるものではない。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>②都道府県障害児福祉計画(児童福祉法第33条の22)について</p> <p>障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に作成することができるとされているところであるが、このうち、例えば障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては、国の施策として、地域におけるサービス提供の整備状況等に大きな格差が生じ、障害者が必ずしも自らの選択によるサービスの提供が受けられないという問題等が生じないようにし、どの地域においても必要な障害福祉サービス等を提供することを目的に、策定を義務付けている。仮に努力義務とした場合、前述の目的を達成できなくなる可能性があるため、努力義務化することは困難。</p> <p>他方、計画の記載事項の一部、例えば障害福祉サービス等の必要な見込量の確保方策といった具体的な手法等については、努力義務として柔軟性を持たせることで、各自治体の実情に応じた対応をとれるよう配慮した内容となっている。</p> <p>なお、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)において、障害福祉計画のうち、障害福祉サービス等の必要な量の見込みについては義務付けの存置を許容されているところであり、本提案はこれまで示されていた方針と矛盾することとなってしまふ。以上のことから、策定が義務付けられている障害児福祉計画について、努力義務とすることは困難である。</p> <p>⑤都道府県行動計画(次世代育成支援対策推進法第9条)</p> <p>次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第9条に規定する都道府県行動計画の策定については、「できる規定」であって策定は任意化されており、策定する場合であっても、特定の事項のみの作成とすることも含めた、柔軟な対応が可能である。加えて、行動計画策定指針(平成26年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定して差し支えないこととしており、自治体の負担にも配慮したものとされている。</p> <p>以上については、「行動計画策定指針の一部を改正する告示の適用について」(厚生労働省子ども家庭局長通知 子発1210第4号令和元年12月10日)をはじめ、昨年度も含め既に繰り返し通知で明記して周知しているところであり、再度の周知は不要であると考えている。</p> <p>⑥自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条)</p> <p>ひとり親家庭等に対する施策が総合的かつ計画的に展開され、個々のひとり親家庭等に対して効果的に機能するためには、都道府県等において、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する自立促進計画を策定し、地域のニーズに対応した支援施策を計画的に実施していただくことが重要である。このため、国としては各都道府県等のニーズに則した自立促進計画の策定にご尽力いただきたいと考えており、法律上策定が努力義務になっていることをもって、策定が任意であるとお示しすることは困難である。</p> <p>⑦都道府県推進計画(都道府県社会的養育推進計画)</p> <p>(平成24年11月30日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)</p> <p>平成28年改正児童福祉法において、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記する抜本的な改正が行われた。この家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を計画的かつ速やかに実現するためには、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を示し、取り組むべき支援策を明確にする必要があることから、各都道府県に対して社会的養育推進計画の策定をいただきたい旨を通知しているところである。国としては、各地域の実情は踏まえつつも、社会的養護を必要とする児童が家庭と同様の環境において養育されることなど、子どもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきと考えており、社会的養育推進計画の策定が子ども家庭局長の通知に基づくものであることをもって、策定が任意であるとお示しすることは困難である。</p>	<p>①DV対策基本計画へ回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコム、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、法定義務の計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を努力義務とする規定の見直しを求める。その上で、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。</p> <p>②障害児福祉計画への回答に対して、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。たとえば、関係者の協議会において一定項目についての福祉サービスの需給見込みを記した文書を承認すればよい、と定めるなど。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコム、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。</p> <p>行政需要を見込むための計画には、ほかに子ども子育て支援法第62条の「子ども・子育て支援事業支援計画」などがあり、今後この種の行政需要を見込むための計画が一方向的に増えることがないように願いたい。</p> <p>③子ども若者計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、これに膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。</p> <p>盛り込む内容が重複する他の計画と一体として策定しても差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要があり、その内一つが改正されれば全体を改定する必要がある。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。</p> <p>④子どもの貧困対策計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。</p> <p>盛り込む内容が重複する他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要があり、その内一つが改正されれば全体を改定する必要がある。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。</p> <p>⑤都道府県行動計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。その上に次世代育成、少子化対策、こどもの貧困、こども・若者育成などの部局横断的観点から計画の努力義務が何重にも課されているため、職員は法律の要請に応えるため相互に照会・回答・調整・既存計画との整合性チェックを繰り返し、膨大な労力を費やし、実質的な政策推進に注がれるべきエネルギーが削られている。</p> <p>他の計画と一体のものとして策定して差し支えないとあるが、一体として策定した場合それぞれの国基本指針等に配慮する必要があり、その内一つが改正されれば全体を改定する必要がある。そもそも少子化社会対策基本法、次世代法、子ども若者法、子どもの貧困対策法は政策分野が重なり、整理が必要と考える。</p> <p>また、5年を一期とする計画期間についても、柔軟な対応が可能であることを明確にされた。</p> <p>⑥自立促進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコム、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている行政計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。②の計画同様、地域ごとの必要な福祉サービスの量を見込むことは必要であるが、それを実施するために行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。</p> <p>⑦社会的養育推進計画への回答に対して、自治体は独自に総合計画と教育、福祉、保健、子育て、青少年育成、女性・男女共生、産業、道路・河川など政策分野ごとの計画を有する。行政計画の策定となれば、審議会での検討、パブコム、議会説明、県庁内の幹部会議での決定など行政通念上必要なプロセスがあり、事務負担が重い。県独自の計画体系に加えて、実質的な義務付けとなっている行政計画が一つ加われば、一つの計画だけをとって見れば一定程度の事務負担であったとしても、法律で定める県行政計画が300弱に上る現在においては、計画策定のための照会・回答・調整・計画間の整合性チェック等を県部局間で相互に繰り返すことになり、また市町村への照会・回答も増えるため、地方全体の事務負担は膨大になる。地方の行政計画を増やさない方策を求める。例えば、関係者の連携会議の集約結果をもって計画策定に代えるなど、行政計画の策定という形以外の手法を検討いただきたい。</p> <p>⑧再犯防止推進計画への回答に対して、本計画は、特別な財政措置もなく計画策定の努力義務を課すもので、財政措置の前提として計画策定を求めるものより実質的な負担は大きい。自治体の自主的な判断を妨げないとしても、法務省、保護司団体、議員等から継続的に様々な働き掛けがあつて、実質的に義務になっている。計画に盛り込むべき政策は、就労・住居支援、薬物依存対策、高齢者・障害者支援、青少年健全育成など、すでに行政計画を策定して推進している政策であり、対象者である「犯罪者した者等」を判別や区別できない状況では、行政計画は屋上屋の感が否めない。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3に基づく都道府県基本計画の策定の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は「できる」規定化もしくは努力義務化するべきである。</p> <p>また、「できる」規定及び努力義務規定のものも含め、計画の策定の義務付けについては、地方の自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるよう見直しを行うべきである。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
211	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県 【重点32】	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届の一部省略	生活保護法に基づく指定医療機関の変更届について、告示対象以外の変更時には、変更届を省略できるようにする。 【告示対象】名称及び住所地の変更	・処理に多大な事務手間が掛かっている。 ・特に、管理者変更の届出が未提出である医療機関への提出依頼や記載漏れの照会(管理者の生年月日・住所の漏れ)が多数。チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。 ・管理者の変更については、厚生労働省が行っている保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条に基づく「保険医療機関の指定の変更」で十分である(県は、厚生労働省から管理者変更等に関する情報提供を受けている)。	都道府県及び事業者の事務負担を軽減できる。	厚生労働省	秋田県、千葉県、船橋市、川崎市、新潟市、高岡市、加賀市、福井市、長野県、上田市、浜松市、愛知県、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、兵庫県、鳥取県、山口県、高知県、久留米市、熊本市	○同法人内で管理者の変更があった場合、医療機関ごとの変更届が必要となり、医療機関の事務的負担がある。また、管理者に関してはシステムへの登録を行っておらず、書類上の決裁にとどまっており、告示のない変更届については提出不要としたとしても事務手続き上の支障はない。 ※H31年度に提出のあった変更届76件のうち、告示の無い変更届は47件。 ○管理者変更の届出が未提出の医療機関は少なくないため、その提出依頼に多大な事務を要しており、また、チェーン薬局等複数の医療機関を抱える法人については、管理者変更の度に複数枚の変更届を提出する必要があることから、このことについて省略可能となれば都道府県等と事務および指定医療機関の負担を軽減できる。 ○処理に多大な事務手間が掛かっている。・チェーン薬局は管理者の変更が年数回あることも珍しくなく、届出の提出側も事務手間が生じている。 ○同様に市、医療機関ともに事務処理が負担となっている。 ○医療機関等の法人代表者名のみ、管理薬剤師等のみの変更等、処理が膨大であり、苦慮している。 ○省略できることで自治体の事務負担が軽減できる。また、事業所からも生活保護法の届出が漏れることもあり、事務の負担となっている。 【参考】 令和元年度に当県の指定医療機関からの変更届125件の内、66件が告示対象以外 ○管理者の変更届出が未提出である医療機関を把握すること、記載漏れの対応をすることに手間がかかっている。
212	群馬県、福島県、茨城県、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、新潟県	生活保護費等国庫負担金等に係る事務負担の軽減	生活保護費等国庫負担金等に係る実績報告書について、実績報告書様式の簡素化、チェック媒体の改善、要綱改正時期の早期化等により、事務負担の軽減を求める。	・実績報告書の記載項目が非常に多く複雑である。 ・交付要綱別紙様式の入力内容をチェックするために、要綱に定めのないチェック媒体の提出を求められており、入力及び確認に二度手間がかかっている。 ・要綱(報告書様式)の改正が提出期限直前にあるため、報告書の作成及びとりまとめに時間的猶予がない。	都道府県及び市の事務負担を軽減できる。	厚生労働省	宮城県、秋田県、ひたちなか市、桶川市、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟市、高岡市、加賀市、長野県、上田市、高山市、浜松市、名古屋市、豊橋市、半田市、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県、熊本市	○当県は管轄している市の数も多く、例年市分のチェック及び修正にかなりの時間がかかっている。要綱改正の早期実施には賛成であるが、出納整理期間が5月までであるところも多く、要綱が早く改正されても市からの提出は6月中旬となってしまう、結局事務負担は軽減されない。実績報告の提出期限の延長も検討されたい。しかし、チェック媒体の簡略化等により市分のチェックが容易になれば現行の6月末日までの提出でも可能となるかもしれない。 ○要綱に定めがないが、提出を求められているチェック媒体は、47都道府県毎に行が分かれている集約表の形式となっており、提出資料の様式というよりも、集計する側の手持ち資料をそのまま各自治体に入力させている感がある。もし、提出資料として求めるのであれば、各自治体が入力し易く、かつ、確認したい形式とすべきかと考える。 要綱に定めがないためか、チェック媒体の関数に誤りがあり、入力者を混乱させるため、さらに事務負担を重くしている。 ○当市では、報告書作成後、チェック媒体に入力しているが入力や確認作業に時間を要している。また実績報告書様式の一時扶助実施状況や介護扶助実施状況の項目が細分化されているため様式の簡略化により事務負担の軽減が図れると考える。 ○交付要綱別紙様式の入力内容をチェックするためのチェック媒体の入力及び確認は二度手間である。チェック媒体の廃止、またはマクロを組んだ状態で送付いただき自治体における作業の簡略化を図るなど、事務の省力化をお願いしたい。 要綱(報告書様式)の改正は当該年度中にお願いしたい。 ○実績報告を紙媒体でチェックした後に、全福祉事務所分を別様式のチェック媒体のシートに入力しなければならず、確認に二度手間がかかっている。 決算金額が確定するのが5月末日であり、福祉事務所が県庁へ提出する締切を6月10日とし、厚生労働省へは6月30日までに提出するスケジュールであるが、期限が短く、様式も複雑であるため、作成に時間がかかり、市と県両者に負担が大きい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>本提案において省略を求められている項目には、都道府県知事の行う指定取消事務に必要な情報も含まれていることから、指定取消の事務に支障が生じないよう届出事項の整理をした上で、都道府県の事務負担の軽減となるような地方厚生局と都道府県との情報共有の在り方を検討してまいりたい。</p>	<p>指定取消事務に必要な情報との回答だが、指定医療機関取消の事務を行うことは極めて希であり、今後、取消事務を行うことがあった場合でも、その都度、各地方厚生局等の関係機関へ確認することで足りると理解している。 取消事務を行うために、告示対象外となっている変更事項に係る変更届の提出を求める事務手間より、変更届を省略し、取消事務が生じた際に、その都度確認をする方が事務手間が、格段に少ない。情報共有の在り方の検討ではなく、届出の省略化を要望する。</p>		<p>【全国市長会】 生活保護法に基づく指定医療機関の変更届出については、経由事務による事務負担が生じているとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。</p>
<p>生活保護費等国庫負担金にかかる事業実績報告書の記載項目は、国庫負担金の適正な執行の確認に必要なものを定めていることから、様式の簡略化については困難であると考えている。しかしながら、現在自治体における生活保護業務のシステム標準化を検討しており、その中でデジタル化等による実績報告における事務負担軽減について併せて検討してまいりたい。 一方で、事業実績報告に係る各種様式については、自治体の作業時間が十分確保できるよう早期に改正、周知する運用に改めるべく検討してまいりたい。 また、チェック媒体については、事業実績報告の入力誤りの防止や、様式における整合性の確保等のためにご協力いただいているものであるが、ご指摘を踏まえ、入力事務の効率化等、自治体の事務負担を軽減する方策を検討してまいりたい。</p>	<p>具体的に事務負担軽減する方策が示される時期について、御教示いただきたい。可能な限り早急に検討及び対応願いたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
215	愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し	心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。	【現況届に関する事務】毎年6月末日までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットで氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認に時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1処理状況: 県外の受給者114名) 【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。	全国全ての都道府県及び政令指定都市において、県外在住者に係る住民票の確認及び過払い金に係る事務手続きが軽減されるとともに、県外在住の受給者やその家族にとっても、住民票の提出が不要となるほか、死亡届出の遅れにより過払い金を戻入することも無くなることから、住民サービスの向上に繋がる。また、現況届の事務自体も不要になると考えられる。	総務省、厚生労働省	北海道、宮城県、郡山市、群馬県、千葉県、神奈川県、川崎市、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊田市、小牧市、四日市市、大阪府、堺市、兵庫県、島根県、熊本市	○市外に在住する方については、当市の住民基本台帳で確認することができず、提出が遅れ、支給差し止めとなる方も発生し、受給者の不利益にもつながっている。また、毎年度10月に実施している加入者の現況確認において、加入者本人は当市に在住しているものの、障害者本人は市外の施設等に入居していることが多く、その確認は大きな負担となっている状況である。今後は、マイナンバー等の活用により、福祉医療機構において一括で行える事務を増やすことで特別調整費を負担している各自治体の負担を軽減する措置をとっていただきたい。もしそのような措置がとれない場合は、特別調整費の廃止等検討いただきたい。 ○令和元年度の現況届確認人数は1,184人であり、そのうち管轄外に居住等で、住基ネットでの確認ができず、住民票により確認したのが、216人、既に死亡しており、届出が未提出であった事例が13人あった。また、死亡届が未提出であることから、過払いが発生しているケースが、年間で44件、過払総額は82万円となっている。県外在住者やその家族が高齢化していることから、住民票の提出が不要となることや、過払い金の戻入手続きの負担が軽減されることが望まれるものであり、事務負担の軽減にも繋がるため、制度改正の必要性があると考え。 ○受給権者が高齢化するほど支援する家族も高齢化し書類提出が負担になったり、親世代から兄弟姉妹あるいは姪甥、成年後見人等に支援が引き継がれる場合に、制度の理解が進まず必要書類提出の遅延をきたす可能性も高い。このため、金受給権者の負担が大きく軽減されると考える。
217	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、高松市、松山市、高知県	地域児童福祉事業等調査に係るスケジュールの見直し	厚生労働省からの委託を受けて県が実施している「地域児童福祉事業等調査」について、実施依頼や調査票の送付が調査に支障のない時期となるようスケジュールを見直していただきたい。	県は、毎年、厚生労働省の委託を受け、統計法に基づく一般統計調査「地域児童福祉事業等調査」を実施している。調査目的は、認可保育施設、認定こども園、認可外保育施設等の現状把握や、保育所利用世帯の状況等の把握で、県は市町(中核市除く)を通じて施設及び施設を利用する世帯に対して調査を実施している。なお、国との委託契約については、県が契約事務を担当しており、支出負担行為担当官として国と県、国と中核市間の契約書等を作成している。例年あらかじめ実施が予定されている調査であり、また、年度末に実施しなければならない調査内容ではないと考えられていたが、調査の実施スケジュールが毎年遅延しており、例年、契約事務と調査業務を県・市町も保育関係施設も多忙である年度末に実施しなければならず、負担となっている。また、調査対象の施設が協力を拒否する事例もあり、統計の正確性が確保できなくなっている。そのため、11月末までには実施を依頼していただくようスケジュールを見直していただきたい。	調査自体の必要性も検証した上で調査スケジュールを見直すことにより、県・中核市及び調査対象となる施設や子育て世帯等にとって、必要な調査時間が確保でき、調査の質が向上する。	厚生労働省	宮城県、千葉県、横濱市、長野県、浜松市、豊田市、京都市、大阪府、鳥取県、宮崎県、宮崎市、指宿市	○年度末に依頼されることにより、調査時間が十分に確保できない。また、協力を得られない調査対象施設も存在し、調査依頼時期及び時間の短さが影響していると考えられる。11月末頃に依頼していただければ、協力をいただけない施設への勧奨等の取組を行う時間も確保でき、調査の質の向上を図ることができると考えられる。 ○当市においても、昨年度は年度末の多忙な時期に対応することとなった。調査自体の事務負担もあるが、契約及び実績報告等の事務負担も受託金額の割に大きい。国勢調査のような定期的に行われる(時系列比較ができる)統計とは異なり、毎年テーマが異なることからしても、無理に毎年行う必要はなく、必要なときに行えば良いと考える。我が国の統計調査の信頼性が揺らいでいる状況下でもあるので、いたずらに調査数を増やすよりも、提案にあるとおり調査自体の必要性を検討した上で、余裕を持ったスケジュールで真に必要な調査のみ実施してほしい。 ○当市においても、施設への依頼が年度末近くになることもあり、調査回答に十分な時間を充てることができない状況である。 ○当市でも同様の事例あり。

【重点34】

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>【総務省】 ご提案のような措置を実現するためには、独立行政法人福祉医療機構が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行う事務を法律上明確に規定していただき、その上で、住民基本台帳法の別表に当該事務を規定する必要があることから、まずは、同機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えます。 【厚生労働省】 「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、先進的な一部の県又は市が単独事業として運営を始めたことに起源を持つ。国においては、この共済制度の普及を図るため、昭和44年以降、再保険に当たる「心身障害者扶養共済制度」の仕組みを整備し、全国規模でのリスク分散を図るとともに、条例準則等を提示することで、各自治体における共済の整備を促してきた。この共済制度は、現在においても各地方自治体が、条例に基づいて実施しているところ。 独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、上述の再保険に当たる仕組みの運営に当たっており、共済制度を運営する各地方自治体を被保険者として保険料等を受け取り、共済制度の加入者の死亡等の保険事故が生じた場合に各地方自治体に保険金を支払うことで、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援している。 御提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで自治体の負担が軽減されるとするものであるが、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、共済制度の実施(年金の支払)に必要なために行うものであり、再保険を行う立場である福祉医療機構の業務とはならないと考える。</p>	<p>受給者の生存状況等の情報の把握は、再保険を行う立場である独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務とはならないとのことであるが、機構は、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を生命保険会社と行っていること(独立行政法人福祉医療機構法第12条第4項)や毎月各自治体への年金給付保険金等を支払う必要があることから、機構にとっても必要な業務であり、現に保険約款に基づき、保険契約者(=地方自治体)に住民票の写しを添えて現況届や死亡届の提出を求めているものである。 共済制度を運営する地方自治体にとっても生存状況等の確認は当然必要であり、県内在住者に関しては、地方自治体の条例に基づき住民基本台帳ネットワークシステムで確認しているが、他県在住者に関しては確認ができないことから、今回の提案により、機構が一括して生存状況等の情報を確認できるようにし、その取得した情報の提供を機構から受けることができれば、地方自治体では県外在住者分も含めて情報が漏れなく確認できるものと考えている。 制度改正により、機構においても各地方自治体から提出される報告や住民票の写しの確認や集計に要する時間が軽減されることが期待されるほか、各地方自治体の業務の効率化、受給者等の利便の増進に繋がるものである。</p>	<p>【小田原市】 国においては、本共済制度の効率的かつ適正な運用の普及を図るため、全国規模での受給者情報の確認ができる仕組みを構築されるよう要望する。 【千葉県】 扶養共済制度については、福祉医療機構は再保険を行う立場となっているが、実質的には福祉医療機構の方針に従い各自治体は制度を実施している状況であり、全国ほぼ一律の制度となっている。 このような状況のなか、福祉医療機構と各自治体の二重構造には以下のような問題がある。 ○各自治体が共済制度を運営するとしながら、制度面について自ら決めることができない。(保険料の額、年金額等も決められない) ○制度面を自らの裁量で決められないにも関わらず、特別調整金という負担を全自治体あわせ92億円も求められている。(共済制度の財政面の管理は福祉医療機構が行っており、その運営に自治体から意見する制度がないにも関わらず、年金収支を埋めるための負担を求められている) ○資金の運用を行っている信託会社や保険制度を担っている保険会社とは、福祉医療機構が契約しているため、各自治体がそれらの企業と直接協議することができない。そのため、各自治体の運営する共済制度でありながら、福祉医療機構により加入を拒否された方に、その理由を十分に説明できない。(加入できない判断は福祉医療機構の契約している生命保険会社が行っているが、自治体にはその理由は開示されない) ※扶養共済制度については、福祉医療機構が事務マニュアルの冊子を刊行し、各自治体は当該マニュアルに従い運用している。 扶養共済制度においては、再保険の枠組みをとっていることで発生する上記のような問題について総合的に改善を図るべきと思われる。 今回課題となっている現況報告も福祉医療機構からの依頼に基づき住民票の写し等を全国の自治体が福祉医療機構に提出しているもので、年金受給後に引越した場合にはもとの自治体が管理するといったルールが原因で発生しているともいえる。今後は、共済運営者、再保険者の役割分担にこだわらず、事務を運営する自治体、福祉医療機構及び加入者・受給者ができる限り負担なく、制度を利用することができるよう協議しながら進める体制をつくるべきである。扶養共済制度については、自治体も現在福祉医療機構の行っている保険会社との契約や財務管理に参画できる仕組みをつくるか、全国一律の制度として国が運営することも併せて検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案の実現を求めるものであるが、当該制度について、福祉医療機構による統一的な運用がなされている実態を踏まえ、扶養共済制度について総合的に改善を図るとともに、事務を運営する自治体、福祉機構及び加入者・受給者が負担なく制度を利用できるような協議体制を作るべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>
<p>本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的としており、市町村事業・認可外保育施設・認可外保育施設利用世帯向けに調査を行っている。市町村における保育等については、自治事務であり、その実施形態が多様化している一方、規制緩和の要請が高まってきているなか、既に実施した規制緩和の進捗状況及び地域格差状況を把握する必要があることや、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善等の推進に資する上での基礎資料を得るために必要な調査である。今後は調査の必要性を検討し真に必要な調査を適切な時期に実施する。 また、本調査は政府統計調査であり、調査実施に際し総務省からの承認が必要となるため、承認に時間を要することがあるが、今後も調査企画や総務省への申請の早期化に努め、総務省からの承認が得られ次第早急に依頼することとしたい。</p>	<p>調査の必要性及び実施時期について御検討いただける旨の御回答をいただき幸甚です。調査の実施時期については、今年度から早期化していただけますよう、よろしく願いいたします。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
218	愛媛県、徳島県、香川県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、上島町、久万高原町、松前町、鬼北町	輸血用血液製剤の円滑な融通を可能とする見直し	輸血用血液製剤について、適正な保管・管理体制が整っていると都道府県が認定した三次救急医療機関に限り、医薬品医療機器等法に基づく販売業の許可を必要とせず、圏域内のあらかじめ指定を受けた二次救急医療機関への融通が可能となる制度とすること。	日本赤十字社による医療機関での血液製剤備蓄所の廃止に伴い、救急医療機関では救急患者に対応するため、一定量の輸血用血液製剤を在庫する必要があるが、本県では地理的要因により、血液製剤の販売を行う愛媛県赤十字血液センター(松山市)から遠隔地にある救急医療機関も多く、それらの医療機関はより多くの在庫を確保する必要がある。医療機関においては適正な在庫量の確保に努めているものの、使用期限が短いことから、血液製剤備蓄所の廃止により、使用期限超過による廃棄血液製剤が増加し、貴重な献血が無駄になることが懸念される。また、緊急に輸血が必要な患者が発生した際に、血液製剤の在庫が少ない救急医療機関において迅速な対応が困難であり、血液製剤を多く保有している三次救急医療機関への救急患者の集中が懸念される。血液製剤の販売、授与等する際には、医薬品医療機器等法に基づく医薬品販売業の許可が必要であり、基準に適合した販売店舗、管理する専任薬剤師の確保が必要であるほか、譲渡・譲受時には相手先等を記録し、その記録を保存する必要があることから、許可取得にはハードルは高い。なお、他自治体においては、地域の赤十字血液センターからの配送に時間を要し、緊急時に血液製剤の確保が困難になることが想定されていたり、現に血液製剤備蓄所の廃止後、血液製剤の廃棄量が増加しているところがある。	血液製剤医療機関同士の融通により、血液製剤の弾力的な運用が実現できるとともに、三次救急医療機関の廃棄血液の削減につながり、多くの善意で賄われている貴重な献血を無駄にすることなく活用することができる。融通を受ける二次救急医療機関において、輸血が必要な患者への迅速な対応が可能となり、緊急時の医療提供体制がより充実する。	厚生労働省	八戸市、春日井市、沖縄県	
219	合志市	自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化	自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することにより住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。	当市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であるものと解しており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号)」においても、「自衛官及び自衛官候補生の募集に必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができる」と解されています」と記載されているが、「市区町村長が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とは明記されていない。	通知等により、「自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うに当たって、住民基本台帳の一部の写しを提供することは住民基本台帳法上、可能である」とことを明確化することにより対外的な説明が可能となる。	総務省、防衛省	旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、島田市、富士市、西尾市、大阪府、枚方市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、宇土市、竹田市、宮崎市、鹿児島市	○当市でも、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、昨今の個人情報保護に対する意識の高まりを受け、提供における法律上の根拠について市民から問い合わせがあつている。住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧については規定されているが(同法第11条の2)、提供については明記がなく、解釈が分かれる原因となっている。しかし、自衛官募集事務は法定受託事務であることに加え、国会答弁において自衛隊法及び自衛隊法施行令において請求する名簿提供は適法な事務であり、住民基本台帳法に抵触しないとの解釈も示されているため、市の個人情報保護条例と照らし合わせながら、最低限の個人情報について紙媒体での提供を行っているが、対外的な説明としては難しい面がある。○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体での期間を区切った貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨、通知等により規定されることによって、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科大学の生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>地域における輸血用血液製剤の供給体制のあり方については、地域の実情を踏まえた医療提供体制を構築する中で、自治体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるべきものである。他の自治体においては、これらの関係者での話し合いのもとに、日本赤十字社による出張所の設置や製剤の配送回数、配送ルートの見直し等によって、現行法下において適切に対応しているものと承知している。提案団体においてもこのような取組に倣いご対応いただくことで、ご指摘の課題は解決されるものと考えており、他の自治体の好事例を紹介する等、地域における取組を促してまいりたい。</p> <p>提案団体は、販売業の許可を受けずに医療機関同士での融通を可能にしてほしいという要望の理由として、①輸血用血液製剤の廃棄量の増加、②緊急時の迅速な対応が困難であることの二点を挙げているが、この二点は次の考え方により対応可能である。</p> <p>まず、輸血用血液製剤は、献血血液を原料とする貴重なものであり、その廃棄量を減らすことが重要であるという点をご指摘のとおりであるが、これまで医療機関における輸血管理体制の見直し等により、廃棄率は減少しているところである。弊省としても、地域の好事例を共有することによって、引き続き更に医療機関の取組を促してまいりたい。</p> <p>次に、緊急時に血液製剤の在庫が少ない救急医療機関において、他の医療機関からの血液製剤の融通ができないことを理由に迅速な対応が困難であるとするが、災害時や、夜間に大量の輸血を必要とする急患が発生した場合などの緊急時については、輸血用血液製剤を医療機関の間で融通することは法に抵触するものではない。こうした考え方について、自治体や医療機関等に周知を徹底してまいりたい。</p> <p>なお、平時における融通については、医薬品医療機器法上の卸売販売業の許可が必要な医療機関同士の融通よりは、むしろ、日本赤十字社による出張所の設置や製剤の配送回数、配送ルートの見直し等によって、適切に対応することが可能であり、自治体、医療機関及び日本赤十字社との間において検討されるよう、必要な助言を行ってまいりたい。</p> <p>以上の理由により、提案団体の挙げている課題については、今年度中に地域における好事例の共有と、緊急時における輸血用血液製剤の取扱についての告知の徹底を通じて対応するとともに、自治体及び日本赤十字社に必要な助言を行ってまいりたい。</p>	<p>血液製剤備蓄所の廃止後、愛媛県赤十字血液センター（以下、センター）は定期配送便の追加、夜間休日の待機職員増員等により配送体制を強化するとともに、各医療機関でも血液製剤の在庫積み増しを行っているが、医療機関からはなお緊急時の対応等に不安の声があり、センターにおいてもコスト面からこれ以上の供給体制の強化はできないとの見解である。</p> <p>また、血液製剤の安定供給のため、本県では関係者間で協議を行ってきたが、その中で出張所の設置についても検討したものの実現には至らなかった経緯がある。</p> <p>このような現状において、他自治体等の取組に倣い対応することで課題は解決されるとの貴省の見解について、「地域における好事例の共有」により、一定の効果があると思われるものの、センターから配送先まで時間を要する地域については、本提案を含めた制度を根本的に見直さない限り課題解決にはつながらないと思われる。</p> <p>さらに、緊急時に輸血用血液製剤を医療機関同士で融通することは法に抵触するものではないとの貴省の見解について、本県医師会は、「緊急時」の定義が明確でないことから、法に触れる可能性のある融通に極めて慎重な姿勢である。</p> <p>このことから、貴省が対応策として提示されている「緊急時における輸血用血液製剤の取扱についての告知の徹底」を行う際には、「緊急時」となりうる事象や融通時の対価等について、具体的かつ明瞭な定義又は事例及び融通時のルールを併せてお示しいただきたい。</p>		
<p>複写機等による複写は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない。一方、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知することについて検討したい。</p>	<p>対外的な説明を必要とするため、関係省庁連名による通知により資料を提供できる旨明確化することを求めるとともに、今後の事務実施を円滑に進めるため、早期の通知発出をお願いしたい。</p>		<p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
221	埼玉県	建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化	建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。 なお、法制度上、都道府県が関与するステップが必要ということであれば、建築主等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすることが考えられる。	【現行制度】 建築物を建築する建築主や建築物を除却する施工者は、都道府県等に対して建築基準法第15条第1項及び第2項に基づく「建築工事届」や「建築物除却届」を提出しなければならない。 また、市町村の長は、その区域内における建築物が災害により滅失等した場合に、都道府県に対して、同条第3項に基づく「建築物災害報告書」を提出しなければならない。 これらの「建築工事届」等を受理した都道府県等は、法第15条4項の規定に基づき、毎月、「建築着工統計調査票(マークシート形式)」等に「建築工事届出」等の内容を転記して作成し、国土交通大臣へ提出することが義務付けられている。 調査票の作成は、シャープペンシル(0.5mm、HB)を使用することが求められており、都道府県等は、建築主から紙面で提出された「建築工事届」等をもとに、手書きで調査票に転記している。 【支障事例】 限られた人員の中で、年34,429件(令和元年実績)の調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きい。また、正確さが求められる統計において、人の手で「届出から転記する」という作業は、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。(令和2年度から、マークシートではなくExcelの調査票の提出も可能となる旨が国土交通省から周知されているものの、紙面で提出された内容をExcelに入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性も軽減されていないものと考える。)加えて、「建築着工統計調査」は基幹統計であり、当該調査に要する経費は、地方財政法第10条の4に基づき、地方公共団体が負担する義務を負わない経費とされているが、国からは予算の範囲内として少額しか措置されず(年120万円程度)、1件当たり33円程度の予算では実作業量とあっていないと考える。 なお、届出に係る建築物が建築基準関係規定に適合するか否かは、法第6条に基づき提出される「建築確認申請」により確認できるため、都道府県では調査票を作成する必要はない。 建築統計の策定は法定受託事務とされているところであり、都道府県は本来国が果たすべき役割を代わりに担っているに過ぎないものである。 都道府県の事務負担を軽減するため、積極的な検討を求める。	調査票の転記事務を行う必要がなくなり、行政の事務負担が大幅に軽減される。 また、転記時にヒューマンエラーが発生する可能性がなくなる。 国においても、都道府県への交付金措置やマークシート集計事務が不要となることが見込まれる。	国土交通省	青森県、いわき市、前橋市、高崎市、愛知県、兵庫県、山口県、高知県、熊本市、沖縄県	○当県では、紙面で提出された建築工事届等について、建築動態統計調査規則第7条第2項第2号により、Excelファイルに情報を入力し、国土交通大臣へ交付している。令和元年度実績で、建築着工届で40,500件余りの件数があり、エクセルファイルへの入力、内容チェック及び国からのエラー照会等にかかる時間と労力は相当のものがある一方、これらに係る人員等は確保しにくい傾向にある。現在、国土交通省において、一部手続きの電子化等を試行していると聞けが、さらに、建築着工統計調査に係る各種提出物のオンライン化を早急に進めていただき、入力エラー等の人的ミス、入力や調査票作成に係る労力の削減につながるシステムの構築を要望する。 ○当県では、昨年度土木事務所にて建築工事届の入力漏れがあり、件数の修正に多大な労力を要した。建築工事届や建築動態統計調査のオンライン化は書面によるヒューマンエラーを減少させ、各特定行政庁の業務を円滑に進められるものであり、今後必要になってくると考えられる。 ○当県においても限られた人員の中で調査票を転記作成することは、負担が大きい。 国庫支出金の中で雇用可能な職員数・日数は限られており、期限内に調査票を作成し報告することは容易なことではない。届出・報告の内容のオンライン化は、地方公共団体の負担軽減に向けた方策の一つであり、追加共同提案団体として参画する意向まではないが、事務負担の軽減は必要であると認識している。 ○当該事例については、都道府県の事務であることを前提に、市町村の立場としては、オンライン化することにより、書類管理、都道府県への郵送等の合理化が見込めるため、制度を改正することが望ましいと考える。 ○月末の繁忙期に限られた人員の中で、調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きく、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。調査票の内容をExcelへ入力したデータでの提出を試行することになっているが、依然として労力等が大きく改善されるものではないと考える。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>建築基準法施行規則で定める「建築工事届」「建築物除却届」及び建築動態統計規則で定める「建築物災害報告書」については、建築主が建築主事を経由して、都道府県に届出等し、都道府県知事はこれらの届出等に基づいて「建築着工統計調査票」「補正調査票」「建築物除却統計調査票」及び「建築物災害統計調査票」を作成し、国土交通大臣に送付することになっているが、当該届出等及び送付については、それぞれ書面に代えて電子媒体によって行うことが可能となっている。</p> <p>ご提案を頂いた、直接、建築主等から国にオンラインで提出し、国が当該入力結果を確認することについては、「建築工事届」「建築物除却届」が、建築物の実態を把握している建築主事を経由せずに提出されることとなり、建築着工統計の元となる情報の正確性を担保できなくなるおそれがあるとともに、新たなシステムの構築には多額の経費や相当な構築期間を要することが想定されることから、困難であるため、「具体的な支障事例」に記載のある都道府県知事の事務負担を軽減する必要性に鑑み、作業の負担が大幅に軽減されるよう、規則で定める様式の見直しについて検討する。</p>	<p>「建築工事届等の届出等及び調査票の送付は、電子媒体によって行うことが可能」とされているが、書面等で提出された届出等の内容をExcelの調査票に「人の手で転記」して送付することが認められているだけであり、支障が解消されるものではない。</p> <p>本県が全国の都道府県に調査を行ったところ、毎年、全国で約64万件もの届出等が提出されている状況であり、本県の調査では、ほとんどの他都道府県から「事務負担が生じている、国に改善を求めたい」との意見があった。</p> <p>また、「建築主事を経由せずに提出され、情報の正確性を担保できない」と御回答いただいたが、現状においても建築主事や都道府県は工事届にある会社の資本金額や持ち家、貸家の別などを把握しているものではなく、統計上エラーが生ずるような事項を除いて、確認のしようがない。なお、統計上エラーについても、システムにエラーチェック機能を設ければ問題は生じない。むしろ、オンライン化により、転記ミスや転記漏れ等が解消されるため、情報の正確性は増すと考える。</p> <p>仮に、建築主事等の関与が必要なのだとしても、建築主等が入力した届出・報告の内容を、オンラインにより建築主事(都道府県等)が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすれば、問題は生じないと考える。</p> <p>「新たなシステムの構築には多額の経費や相当の構築期間を要することが想定される」とのことだが、本県の調査によると、当該事務に対して、毎年度、国から都道府県へ3,500万円程度の交付金が措置されており、この他、都道府県から提出された調査票の集計作業を、国が民間事業者へ委託していると把握している。これらの経費を、システム構築費やランニングコストに充てることで費用面での課題は解消されると考える。</p> <p>なお、実態として、国から都道府県に交付される額は少額で、建築主事(都道府県等)の作業量にあっているものではなく、別途、地方が負担することにより本統計は成り立っている。</p> <p>また、構築期間に数年を要したとしても、昭和25年から70年間実施してきた作業による事務負担が今後も続く方が大きな問題であり、抜本的な見直しに着手いただきたい。</p> <p>今年度の「骨太の方針」において、国は、デジタル化の加速を一丁目一番地の最優先課題として位置付けている。規則で定める様式の見直しの検討にとどまり、システムの構築が実現されないのではデジタル化は達成されないと考える。</p> <p>作業負担の大幅な軽減及び統計情報の正確性の担保のため、新たなオンラインシステムの構築に向けて積極的な検討を求める。また、システムの仕様については、各都道府県の意見を踏まえて決定いただきたい。</p>	<p>【愛知県】</p> <p>直接、建築主等から国にオンラインで提出する件については、建築工事届等は、建築基準法第15条で建築主事を経由して都道府県知事に届け出すこととなっているが、現在、特定行政庁である本県へ、民間確認検査機関で受け付けた確認申請と建築工事届が同時に提出されており、一定の情報の整合性は確認している。</p> <p>しかしながら、法の規定上、確認申請と建築工事届の正確な整合までは求められていないことから、建築工事届の正確性が担保されないことを理由に、オンライン化が困難であるとする理由にはあたらないと考える。</p> <p>また、建築工事届には第一面に確認済証番号等を記載することから、オンライン化された建築工事届と確認申請を紐付きし、必要に応じ整合を確認することが可能と考える。</p> <p>オンライン化に向けて検証等を進めていただきたい。</p> <p>規則で定める様式の見直しについても進めていただきたい。</p>	

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
222	埼玉県	「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大 【重点35】	「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。	【現行制度】 「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。 支給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。 支給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。 【支障事例】 マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。 上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。 結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。 そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。	書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。 高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県	○高等学校の事務担当者は短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。 ○当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができる。 ○当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、保護者や市町村に確認を要する等業務に支障をきたしている。 「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減化できる。 ○当県においても、平成31年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。 ○当課においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。

各府省からの第1次回答	提案団体からの見解	追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見
<p>御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。</p> <p>このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。</p>	<p>提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。今後は、申請者及び行政の負担軽減のため、早期に生活保護関係情報を取得できるよう対応をお願いしたい。</p> <p>また、本県においても、受益者(申請者)が制度改正による効果(負担軽減)を得られるように国と協力していきたい。</p>		

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案

管理番号	団体名	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管 ・関係府省	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
							団体名	支障事例
223	埼玉県	「奨学のための給付金の支給に関する事務」において入手可能な生活保護関係情報の見直し	「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して、生活保護情報の情報照会を行った場合について、生業扶助(高等学校就学費)の情報を一律取得できるような措置を行うこと。 具体的には、生活保護法に基づく生業扶助情報を保護者(親権者)のマイナンバーに紐づけるよう規定すること。なお、親権者が不在の場合には、生徒本人のマイナンバーに紐づけること。	【現行制度】 「奨学給付金」は、高校生のいる生活保護受給世帯等に対して、授業料以外の教育費(学用品等)を支給する制度である。 「奨学給付金」の給付単価を決定するにあたり、「奨学のための給付金交付要綱」に基づき、生活保護法に基づく生業扶助(高等学校就学費)の受給の有無を確認する必要がある。 そのため、当県ではこれまで生活保護受給世帯に対して、「生業扶助受給証明書」の提出を求めてきた。 しかし、平成31年4月から、「マイナンバー法」及び「当県マイナンバー条例」に基づき、「奨学給付金事業」申請者の保護者から取得したマイナンバーを利用して生活保護情報を取得することが制度上では可能となった。 【支障事例】 生活保護法に基づく生業扶助の受給情報は、福祉事務所によって保護者に紐づいている場合と高校生本人に紐づいている事例がある。 この場合、「奨学給付金」申請者となる保護者から取得したマイナンバーを利用して福祉事務所に情報照会を行っても、高校生本人に生業扶助の受給情報が紐づいている場合は、生業扶助の受給情報が確認できない。 そのため、当県では、現状においても、「生業扶助受給証明書」の提出を申請者に求めており、申請者の負担となっている。 加えて、申請窓口の高等学校においても、事務職員による添付書類の確認や、不足書類の提出依頼などが必要となり、負担となっている。 結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。 (参考)過去3年間 当県での生活保護受給世帯に対する「奨学給付金」支給件数 H29:1,652件 H30:1,626件 R01:1,421件	「奨学給付金」申請者から取得したマイナンバーを利用して、生業扶助の受給情報が一律照会できるようになる。結果として、受給証明書の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。 高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。	文部科学省、厚生労働省	須賀川市、兵庫県、鳥取県、高知県	○当課においても、「奨学給付金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、生業扶助の受給情報が一律に照会できるようになれば、申請者、学校、福祉事務所、行政の負担軽減につながる可能性がある。